

Presentation and disclosure

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

IFRS[®]会計基準



初見分析 | 2024年6月

目次

財務諸表の表示の再構成	1
参照及び略語	2
1 IFRS第18号の概要	4
1.1 主な影響	4
1.2 主な対応	6
2 純損益計算書の構成	7
2.1 収益及び費用の分類	8
2.2 営業費用の分析	37
2.3 収益及び費用の合計と小計	42
3 経営者が定義した業績指標（MPM）	45
3.1 新たな定義	45
3.2 MPMの記載場所	49
3.3 MPMの開示内容	50
3.4 規制上の要求事項との相互関連性	52
4 集約及び分解	53
4.1 新たに定義された役割	53
4.2 集約及び分解の原則	56
4.3 名称及び記述のガイドライン	59
5 財務諸表のその他の変更	61
5.1 キャッシュ・フロー計算書	61
5.2 財政状態計算書	62
5.3 追加的な1株当たり利益（EPS）の開示	62
6 期中財務報告	63
6.1 期中財務報告	63
6.2 期中財務諸表におけるIFRS第18号への経過措置	64
7 発効日及び経過措置	65
7.1 発効日	65
7.2 IFRS第18号への経過措置	65
8 銀行及び保険会社についての特別な検討事項	67
8.1 銀行	67
8.2 保険会社	74
Appendix	83
設例一覧	84
純損益計算書の表示例一覧	84
本冊子について	85
KPMGによるその他の刊行物	86

財務諸表の表示の再構成

首尾一貫性、比較可能性、および透明性の向上

投資者は、企業の財務諸表の表示について、より関連性のある情報と透明性を求めていました。また、財務諸表の比較可能性の向上や特定の財務指標がより首尾一貫性をもって伝達されることを望んでいます。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、これらの要望に応えるため、より体系化された純損益計算書と情報のより詳細な分解を要求しています。また、IFRS第18号により、経営者が定義した業績指標が初めて監査済財務諸表の一部として提供されることになります。これにより、一部の主要な業績指標に対するより高い信頼性が確保されます。すなわち、新たな要求事項により、企業は自社の実態をより適切に説明できるようになり、それらを財務諸表における報告と結び付けることができるようになります。

IFRS第18号は、業種を問わずすべての企業に影響を与えます。企業の純利益は変わらないものの、多くの企業の純損益計算書の構成に変更が生じることになります。一部の企業にとっては、IFRS[®]会計基準に基づく現行の表示の実務に応じて、重大な変更をもたらします。現状は明確なベンチマークがないですが、今後は比較可能性がより高まることが想定されます。

新基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用されますが、適用の準備には時間を要することが想定されます。企業は、IFRS第18号の設例に単純に依拠するのではなく、詳細な要求事項に焦点を当て、それらを自社に特有の状況に適用していく必要があります。経営者は、新たな判断を行い、複雑さに対処し、システムやプロセスの変更を確実に実施する必要があります。

今こそ準備を整える時です。本冊子が新基準とその影響と理解の一助となることを望みます。本冊子では、設例とともに、新基準の適用に関するガイダンス、洞察、および分析を提供しています。

Gabriela Kegalj

Wietse Koster

Agnieszka Sekita

KPMG Global IFRS表示リーダーシップ・チーム

KPMG International Standards Group

参照及び略語

参照

参照すべき基準書の項番は本冊子の左側の余白に記載しています。

IFRS 18.41 IFRS第18号第41項

略語

IFRS第18号で使用されている特定の用語については、本冊子では次の略語を使用し、括弧書き（「」）で表示しています（例：「営業資産」）。

略語		IFRS第18号で使用されている用語
資産	営業資産	個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さない資産
	非営業資産	個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産
負債	資金調達負債	資金の調達のみを伴う取引から生じた負債
	その他の負債	資金の調達のみを伴うものではない取引から生じた負債

また、本冊子では次の用語と略称を使用しています。

略称	説明
IFRS第18号に 列挙される 一般的な収益及び 費用の小計	IFRS第18号第118項に列挙されている純損益計算書の本体において一般的に表示される小計。例えば次のようなものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上総損益（売上原価を控除後の収益）及び類似の小計 ・ 減価償却、償却及びIAS第36号「資産の減損」の範囲に含まれる減損の前の営業損益（OPDAI） ・ 法人所得税前純損益
開示	企業は、注記において情報を開示します。
資産への投資	次の特定の種類の資産（「非営業資産」と呼ぶ）への投資 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資 ・ 現金及び現金同等物 ・ その他の「非営業資産」
最も有用な 体系化された要約	純損益計算書の営業区分において、企業は、費用の最も有用な体系化された要約を提供する方法で費用を分類し表示します。IFRS第18号において、「最も有用な体系化された要約」という用語は定義されていないものの、「有用な体系化された要約」という用語は定義されています。
MPM	経営者が定義した業績指標

略称	説明
性質別費用	費用を性質別（「性質別費用」）に分類する際には、企業は、費消された経済的資源の性質に関する営業費用に関する情報を提供します。そのような情報には、原材料費、従業員給付費用、減価償却及び償却が含まれます。
OPDAI	減価償却、償却及びIAS第36号の範囲に含まれる減損前の営業損益
表示	企業は、基本財務諸表において情報を表示します。
特定の主要な事業活動	以下の主要な事業活動 <ul style="list-style-type: none"> • 資産への投資 • 顧客へのファイナンスの提供
非連結子会社	取得原価、公正価値または持分法で会計処理される非連結子会社に対する投資



特に注意を払う必要のある領域

本冊子のセクション 2.1で、すべての企業が収益及び費用の項目を純損益計算書の3つの新たな区分に分類する際に適用する一般的な要求事項を説明しています。ただし、特定の主要な事業活動を行う企業は、追加の特定の要求事項を適用し、特定の収益及び費用を営業区分に分類する必要があります。それらの企業に適用されるこのような特定の要求事項を示すために、このシンボルを余白に記載しています。

1 IFRS第18号の概要

1.1 主な影響

IAS第1号「財務諸表の表示」に取って代わるのが、IFRS第18号です¹。

新基準の影響は広範に及びます。財務諸表における表示及び開示の多くの側面、特に純損益計算書が影響を受けます。

IFRS第18号の主な影響は、以下のように要約されます。

より体系化された純損益計算書（第2章）	
収益及び費用を3つの新たな区分に分類 (セクション2.1)	すべての企業は収益及び費用を5つの区分に分類することになりますが、そのうち3つが新たな区分、すなわち 営業、投資及び財務 になります。持分法適用の投資先からの損益は営業利益の下、すなわち 投資区分 に表示されます。
主要な事業活動に基づく収益及び費用の分類 (2.1.1)	追加的な特定の要求事項が特定の主要な事業活動、すなわち 資産への投資および／または顧客へのファイナンスの提供 が行われる企業に適用されます。これらの追加的な特定の要求事項に従って、 一部の収益及び費用 が、投資または財務区分ではなく、 営業区分 に分類されます。 主要な事業活動の評価 は、報告企業レベルで行います。すなわち、 グループ における特定の主要な事業活動が 個別企業 における主要な事業活動とは異なる場合、グループと個別企業とで収益及び費用の分類が異なる可能性があります。その場合、追加的な 連結上の修正 が、グループの純損益計算書では求められる可能性があります。
特定の収益及び費用に対するその他の要求事項 (2.1.4 – 2.1.7)	その他の要求事項は、為替差額だけでなくデリバティブ及びヘッジ手段に生じる利得及び損失を含む特定の項目の分類に適用されます。 為替差額は、その為替差額を生じさせた収益／費用と同じ区分に表示されます。
本体における営業費用の分析の表示 (セクション2.2)	営業費用の分析を、 性質別、機能別または混合方式 により純損益計算書の本体に表示します。 企業は、営業費用の最も有用な 体系化された要約 を反映する表示方法を選択します。 営業費用が機能別に（すなわち、機能別または混合方式に従って）表示される場合、 新たな開示 が適用されます。
新たに定義された小計の表示 (セクション2.3)	営業利益を含む 2つの新たに定義された小計 が純損益計算書の本体に表示されます。

1 IAS第1号は廃止され、IFRS第18号に置き換えられます。ただし、一部の既存の全般的 requirement 事項、例えば資産及び負債の流動又は非流動への分類に関する requirement 事項や継続企業に関する検討事項などは引き続き適用されます。IFRS第18号においても引き続き変わらないIAS第1号の主な論点、またはその他のIFRS会計基準に移行するIAS第1号の主な論点はAppendixに要約しています。

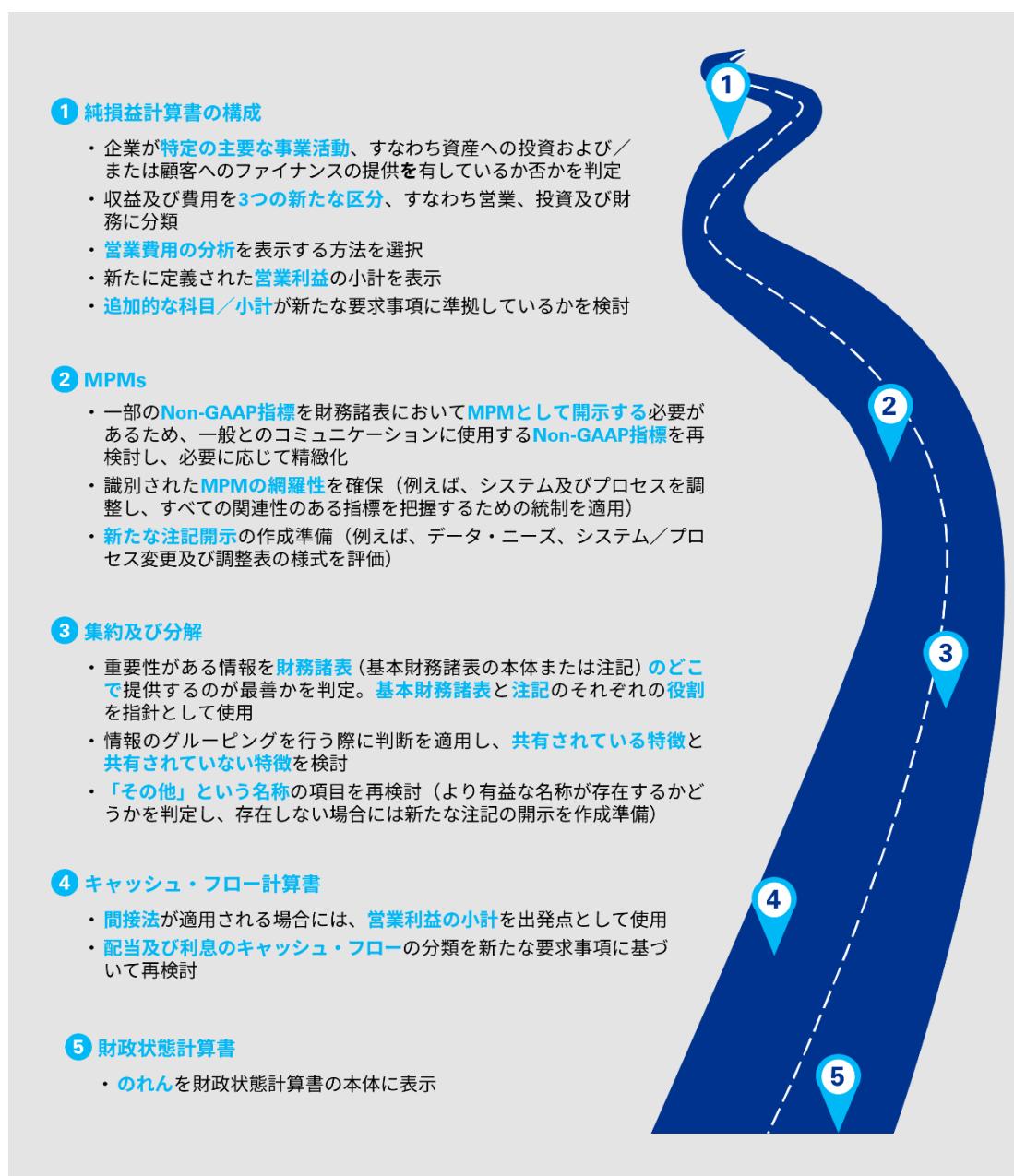
定義及び開示されるMPM（第3章）	
経営者が定義した業績指標（MPM）の開示 （第3章）	MPMの新たな定義が適用されます。一部の「Non-GAAP指標」が対象となるものの、すべてが対象となるわけではありません。 MPMは、財務諸表の単一の注記において開示され、監査対象になります。 調整表を含む特定の開示が求められます。
集約及び分解に関する指針の拡充（第4章）	
基本財務諸表及び注記の役割の検討（セクション4.1）	IFRS第18号では、重要性がある情報を財務諸表のどこで提供すべきであるかについて企業が意思決定するうえで指針となる、基本財務諸表及び注記の定義された補完的な役割を導入しています。
情報のグルーピングに関する原則（セクション4.2）	共有されている特徴と共有されていない特徴に基づく集約及び分解の原則の拡充
「その他」という名称の項目（セクション4.3）	IFRS第18号は、企業は項目に「その他」という名称を付けることを控えることとし、より有益な名称がないかどうかを企業に検討するように求めます。「その他」という名称の項目については追加的な開示が適用されます。
その他の変更（第5章）	
キャッシュ・フロー計算書（セクション5.1）	間接法は、営業損益の小計から開始します。 利息及び配当に関するキャッシュ・フローの分類に関するオプションが削除されます。
財政状態計算書（セクション5.2）	のれんが独立の科目として表示されます。

1.2

主な対応

IFRS第18号の導入に備え、

- ・企業の財務諸表への影響（新たな判断を含む）を評価します。
- ・投資者に対し、その影響を伝達します。
- ・新たな要求事項が財務報告システム、プロセスおよび統制にどのような影響を及ぼすかを検討します。
- ・各地における報告実務の変化をモニタリングします。



2

純損益計算書の構成

3つの新たに定義された収益及び費用の区分、および2つの新たに求められる利益の小計を伴う、より体系化された純損益計算書

概要

現行のIFRS会計基準では、企業はその業績を表示するのに異なる様式を使用しており、投資者が企業間の財務業績を比較するのが難しくなっています。IFRS第18号は、企業の純利益を変更しませんが、より体系化された純損益計算書を提示します。

特に、IFRS第18号は、すべての企業に以下のことを求めます。

- すべての収益及び費用を、主要な事業活動（セクション2.1.1参照）に基づき5つの区分に分類します。そのうち3つは新たな区分です（セクション2.1参照）。
- 新たに定義された「営業利益」及びその他の小計を純損益計算書の本体に表示します（セクション2.3参照）。
- 営業費用を、機能別、性質別または混合方式のいずれかによって純損益計算書の本体に表示します（セクション2.2参照）

収益及び費用の分類は、企業の主要な事業活動に応じて決まります。したがって、例えば製造業、銀行業、保険業、不動産投資企業など、業界ごとに異なります。

IFRS 18.IE10

次の設例は、資産への投資または顧客へのファイナンスの提供を主要な事業活動としていない企業（例：主要な事業活動が製造業のみである企業）に関するものです。主要な事業活動として資産に投資している企業または顧客にファイナンスを提供している企業の純損益計算書は、8.1.1.1、8.2.1及び8.2.5に例示しています。

純損益計算書の表示例 特定の主要な事業活動 ¹ を有しない企業	
営業 ²	収益 X 営業費用（性質別、機能別あるいはその両方の混合方式による適切な分析）(X)
投資 ²	営業損益 X 持分法で会計処理されている投資先の純損益に対する持分相当額 X その他の投資からの収益 X 現金及び現金同等物からの利息収益 X
財務 ^{2,3}	財務及び法人所得税前純損益 ³ X 借入金及びリース債務に係る利息費用 (X) 年金負債に係る利息費用 (X) 税引前純損益 X 法人所得税費用 (X) 継続事業からの純損益 X 非継続事業からの純損益 X
法人所得税	純損益 X
非継続事業	

1 「資産への投資」（例：保険会社、投資不動産会社）、または顧客へのファイナンスの提供（例：銀行）という特定の主要な事業活動を有する企業は、特定の主要な事業活動を有しない企業であれば投資または財務区分に分類するであろう収益及び費用を、営業区分に分類する。

2 営業区分、投資区分及び財務区分は、キャッシュ・フロー計算書の区分と一致しない。

3 単一の主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業（例：銀行）は、通常この小計を表示しない。

2.1 収益及び費用の分類

IFRS 18.47

IFRS第18号は、収益及び費用を5つの区分、すなわち3つの新たな営業、投資及び財務の区分と法人所得税及び非継続事業の区分に分類するよう求めています（セクション2.1参照）。

IFRS第18号は、収益及び費用を各区分に分類するための詳細な要求事項を定めています。IFRS第18号の大前提是、営業区分、したがって営業利益が、企業の営業活動の全体像を提供するというものです。これは、営業区分には原則として企業の主要な事業活動からの収益及び費用が含まれるということを意味します（2.1.2.1参照）。

収益及び費用の区分

営業区分	企業の主要な事業活動から生じた収益及び費用ならびにその他の区分に分類されない収益及び費用
投資区分	個別にかつ企業の主要な事業活動からおおむね独立して行われる投資からの収益及び費用
財務区分	企業の主要な事業活動および／または投資活動の資金調達のファイナンスを得ることに関連する収益及び費用
法人所得税区分	税金費用又は税金収益及び関連する為替差額
非継続事業区分	非継続事業からの収益及び費用

IFRS 18.49

営業利益が企業の営業活動の全体像を提供するために、IFRS第18号は、企業に次の事業活動のいずれか、または両方が主要な事業活動であるかどうかを判定することを要求しています。

- ・特定の種類の資産への投資（本冊子全体を通して以後「資産への投資」と称する）
- ・顧客へのファイナンスの提供

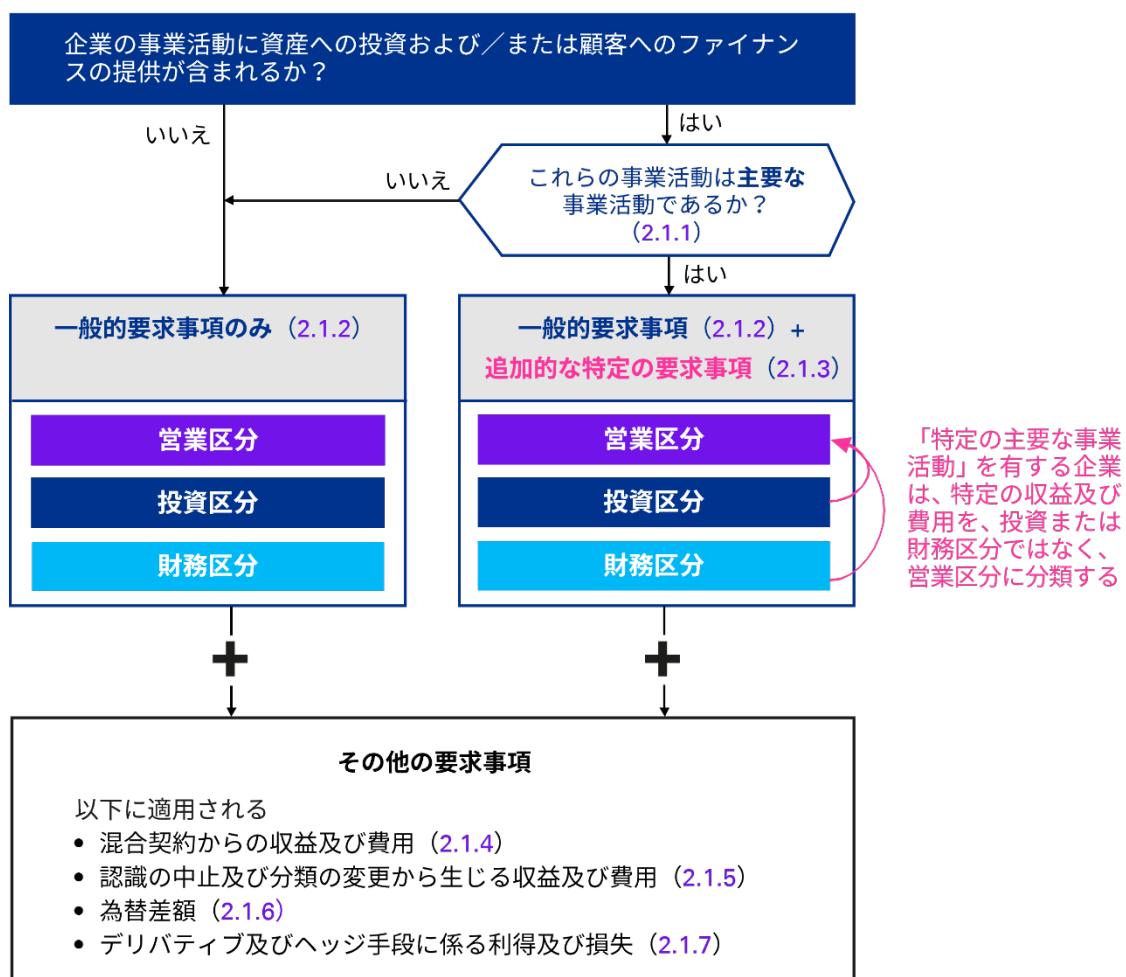
IFRS 18.55-58, 65-66

「特定の主要な事業活動」を有する企業（例：銀行、保険会社や投資不動産会社）は、そのような「特定の主要な事業活動」がなければ投資または財務区分に分類されていたであろう特定の収益及び費用を、営業区分に分類する必要があります（[2.1.3](#)参照）。

IFRS 18.B30

企業が営む複数の主要な事業活動に、「特定の主要な事業活動」が含まれる場合は、収益及び費用の異なる区分への分類がより複雑になる可能性があります。これは、特定の主要な事業活動を有する企業に適用される要求事項（[2.1.3](#)参照）と特定の主要な事業活動を有さない企業に適用される要求事項（[2.1.2](#)参照）の両方が、企業に適用されるためです。

収益及び費用の分類



2.1.1

特定の主要な事業活動の評価

IFRS 18.B30

IFRS第18号に従って収益及び費用を3つの新たな区分に分類するために、企業はまず、2つの特定の主要な事業活動（すなわち、資産への投資と顧客へのファイナンスの提供のいずれかまたは両方）を有しているかどうかを判定する必要があります。企業の主要な事業活動が複数ある場合もあります。例えば、製品を製造するとともに顧客にファイナンスも提供している企業は、製造活動と顧客ファイナンス活動の両方が主要な事業活動であると判断する場合があります。

IFRS 18.B33

企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかは、主張の問題ではなく、事実の問題です。したがって、この評価は企業の個々の事実と状況に基づく判断が求められ、証拠によって裏付けられる必要があります。

IFRS 18.B34, B123

IFRS第18号では、企業が特定の種類の小計を営業業績の重要な指標として使用している場合、資産への投資または顧客へのファイナンスの提供が企業の主要な事業活動である可能性が高いとされています。そのような小計は、売上総利益（[2.3.3参照](#)）に類似した小計であり、資産への投資または顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動ではなかったとした場合には、投資区分または財務区分に分類されることになる収益及び費用を含んだものです。

企業の評価を裏付ける証拠の例として、以下が挙げられます。

IFRS 18.B35

- 上記のように、企業が外部に向けて営業業績を説明するのに使用するか、あるいは営業業績を内部での評価またはモニタリングに使用する小計。例えば、企業が投資不動産からの賃貸収益を営業総利益に類似する小計に含め、営業業績を投資者に伝達するためにその小計を使用している場合、その小計は企業の営業業績の重要な指標であるという証拠を提供します。この場合、これらの不動産への投資が企業の主要な事業活動である可能性が高くなります。

IFRS 18.B36

- IFRS第8号「事業セグメント」に基づくセグメントに関する注記で提供される情報。具体的には、報告セグメントが単一の事業活動で構成される場合、その事業活動は企業の主要な事業活動であることを示唆しています。一方、事業セグメントが単一の事業活動で構成されていたとしても、その事業活動が主要な事業活動であることを必ずしも示唆するわけではありません。ただし、その事業セグメントの業績が企業の営業業績の重要な指標である場合、それが主要な事業活動であることを示唆している場合があります。このような状況では、企業は判断を行える必要があります（[設例1参照](#)）。

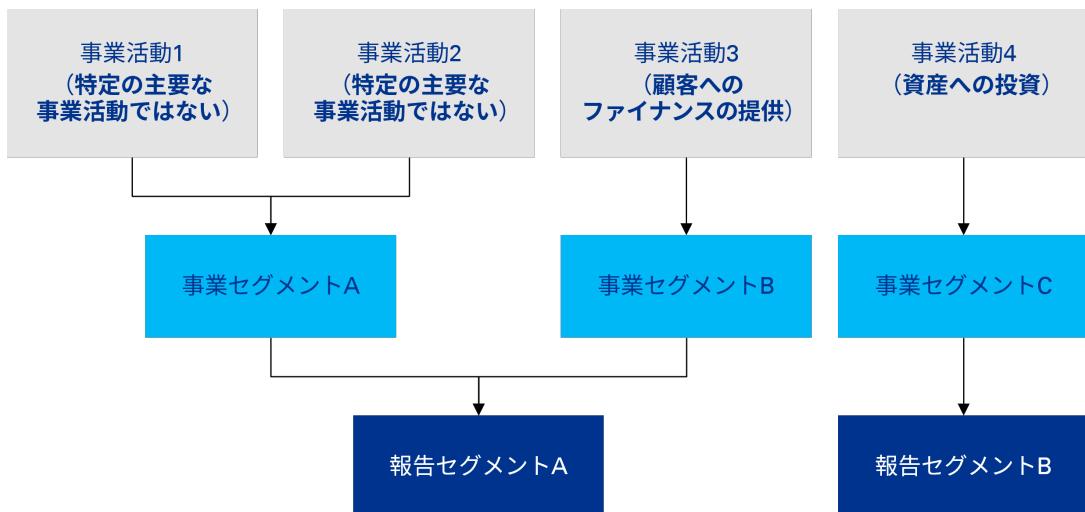
*IFRS 18.51(a), (b),
BC100*

企業が、主要な事業活動として資産に投資しているか顧客にファイナンスを提供している場合、企業はその旨を開示します。

設例1－事業セグメントとの相互関係

IFRS 18.B36, BC97

企業Xは、IFRS第8号の要求事項を適用して事業セグメントと報告セグメントを次のように識別している。



企業Xは、特定の主要な事業活動のいずれかまたは両方（すなわち、資産への投資および／または顧客へのファイナンスの提供）を有しているかどうかを評価し、次のように結論付けていく。

事業活動	特定の主要な事業活動の評価
事業活動1	該当なし。これらは企業Xの事業活動であるが、IFRS第18号における特定の主要な事業活動ではない。
事業活動2	
事業活動3	<p>事業セグメントBは、この事業活動のみで構成されているが、これは報告セグメントAにおける唯一の事業活動ではない。したがって、企業Xは、事業セグメントBの業績が自社の営業業績の重要な指標であるかどうかを検討する。</p> <p>企業Xは、営業業績を内部及び外部に向けて伝達する際、事業セグメントBの業績を含んだ売上総利益に類似する小計を使用するので、これは重要な指標であると評価している。したがって、企業Xは、顧客へのファイナンスの提供は特定の主要な事業活動であると結論付ける。</p>
事業活動4	報告セグメントBは、この事業活動のみで構成される。したがって、企業Xは、資産への投資は特定の主要な事業活動であると結論付ける。



企業は、事業活動のそれが主要な事業活動に該当するか評価する必要があるか？

IFRS 18.B30

いいえ。IFRS第18号に従って収益及び費用を異なる区分に分類するため、企業は、資産への投資および／または顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動であるかどうか（すなわち、企業は「特定の」主要な事業活動を有しているかどうか）のみを評価する必要があります。これは、その他の事業活動から生じる収益及び費用は、それらの事業活動が主要な事業活動であるかどうかを問わず、営業区分に分類されるからです。

企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価は、容易な場合もあれば、そうでない場合もあります。例えば、不動産投資が不動産投資会社の主要な事業活動であるかどうかの評価は容易です。しかし、自動車メーカーが不動産への投資も行っている場合、当該企業が主要な事業活動として不動産への投資を行っているかどうかを判定するためには判断を行使する必要があります。



事業セグメントと特定の主要な事業活動の間の直接的な一致が期待されているか？

IFRS 18.B34-B36,
BC97, IFRS 8.5

必ずしもそうではありません。IFRS第18号における特定の主要な事業活動の一般的な指標は、企業が、事業活動からの収益及び費用を含む売上総利益に類似する小計を、営業業績の重要な指標として使用しているかどうかです。報告セグメントまたは事業セグメントが単一の事業活動で構成される場合のIFRS第8号との相互関係は、可能性を裏付ける証拠の例として示されています。

事実と状況によっては、事業セグメントよりも小さい事業活動が特定の主要な事業活動として識別される場合もあります。これは、企業が事業活動からの収益及び費用を含む売上総利益に類似する小計を営業業績の重要な指標として使用している場合に生じ得ます。

事業セグメントと特定の主要な事業活動を評価するための売上総利益に類似する小計の間の相互関係は必ずしも明確ではなく、判断を伴う可能性があります。



特定の主要な事業活動の評価には、どの程度の証拠が求められるのか？

IFRS 18.B34-B36,
BC97, IFRS 8.5

状況によります。外部及び内部両方で用いられる小計に基づき特定の主要な事業活動を有していることが明らかな企業もあれば、それが明らかではない可能性のある企業もあります。

IFRS第18号は、外部とのコミュニケーションまたは内部でモニタリングする目的のために営業業績の重要な指標として企業が使用する売上総利益に類似する小計が証拠になると示唆しています。企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかにより、純損益計算書における収益及び費用の分類が決まります。したがって、企業がその評価を裏付けるだけの十分な証拠を有していることが重要です。

IFRS第18号は、特定の主要な事業活動の評価のために可能性のある指標／証拠のみを定めているに過ぎず、どの程度の証拠が求められるかは、企業の事実と状況に応じて決まり、判断を伴う場合があります。これが特に該当するのは、その証拠が内部でしか使用されない売上総利益に類似する小計のみに基づいている場合です。



単一の事業セグメントを有し、それが唯一の報告セグメントである企業は、すべての収益及び費用を営業区分に分類することになるのか？

IFRS 18.47-48

必ずしもそうではありません。一般に、すべての収益及び費用が営業区分に分類されると仮定することは適切ではありません。例えば、企業は依然として投資区分に分類される投資からの収益及び費用（例：持分法適用会社の純損益に対する持分相当額）や、財務区分に分類される負債からの収益及び費用（例：年金負債に係る利息費用）を有している可能性があります。



IFRS第18号の「主要な事業活動」は、IFRS第15号の「通常の活動」及びIAS第7号の「主たる収益獲得活動」と同じものか？

IFRS 15.付録A,
BC247, IFRS 18.B42,
IAS 7.6

必ずしもそうではありません。IFRS第18号には、これら3つの概念の関係に関する特定の指針はありません。ただし、純損益計算書に表示される収益（revenue）は、企業の通常の活動の過程で生み出される収益（income）を含んでいます。この収益（income）は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益に限られるものではありません。したがって、営業区分に分類される収益と費用は、IFRS第15号の適用範囲における収益を生み出す活動以外の活動に関連している場合があります。

同様に、国際会計基準審議会（IASB）は、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の営業活動とIFRS第18号の営業区分の定義を一致させないことを決定しました。IASBは、キャッシュ・フロー計算書と純損益計算書は異なる目的を有しており、両者の定義が一致することは、財務諸表利用者の両計算書の理解に必ずしも役立つものではないと考えました。

2.1.1.1 連結グループにおける特定の主要な事業活動の評価

IFRS 18.B37

企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価は、報告企業の視点から行います。

IFRS 18.BC98-BC99

これは、連結財務諸表において、この評価を連結グループ全体の視点で行うことを意味しています。連結グループにおける評価は、親会社の個別財務諸表における評価及び子会社の財務諸表における評価とは異なる場合があります。すなわち、連結グループ、親会社及び子会社は、それぞれ異なる主要な事業活動を有する場合があるため、収益及び費用の分類が異なる可能性があります。したがって、連結純損益計算書（及び連結キャッシュ・フロー計算書（5.1.1参照））を作成する場合、追加的な連結修正が求められる場合があります。

例えば、子会社は、自社の財務諸表においては主要な事業活動として資産への投資を有していると評価しているとします。しかし、連結財務諸表において連結グループとしては異なる結論に至る場合もあります。同様に、連結グループと子会社が、それぞれ主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供していると結論付ける一方で、持株会社である親会社は個別財務諸表で異なる結論に至る場合があります。

IFRS 18.B37,
BC98-BC99

設例2—グループ内のそれぞれの財務諸表における特定の主要な事業活動の評価

シナリオA—子会社とグループで異なる結論

本グループは、親会社P（自動車メーカー）と複数の子会社で構成されている。不動産投資会社である子会社Sの1社を除き、グループ内の子会社のすべてが自動車製造または関連事業に携わっている。

子会社Sは、自社の財務諸表において不動産への投資が唯一の事業活動である単一の報告セグメントを報告している。

本グループの連結財務諸表においては、不動産への投資という事業活動自体は、1つの事業セグメントを構成していない。本グループは、この事業活動から生じる収益及び費用を含む売上総利益に類似する小計を使用して、内部または外部に向けてグループの営業業績を伝達していない。

特定の主要な事業活動の評価

子会社Sは、自社の財務諸表において不動産への投資が特定の主要な事業活動であると結論付ける。その報告セグメントが不動産への投資という単一の事業活動で構成されているからである。

連結財務諸表においては、本グループは、不動産への投資は特定の主要な事業活動ではないと結論付ける。本グループは、不動産への投資から生じる業績を含む売上総利益に類似する小計を本グループの営業業績の重要な指標として使用していないからである。したがって、連結純損益計算書（及び連結キャッシュ・フロー計算書（セクション5.1）参照）を作成する場合には連結修正が求められる。例えば、子会社Sにおける賃貸収益は、子会社Sの純損益計算書の営業区分から本グループの連結純損益計算書における投資区分に振り替えられる。

シナリオB—親会社とグループで異なる結論

本グループは、親会社Q（持株会社）と多岐にわたる事業に携わる複数の子会社で構成されている。子会社の1つであるRは、リテール銀行である。

親会社Qは、その個別財務諸表において子会社への投資という唯一の事業活動で構成される単一の報告セグメントを報告している。

子会社Rは、自社の財務諸表において顧客へのファイナンスの提供という唯一の事業活動で構成される単一の報告セグメントを報告している。

子会社Rの顧客にファイナンスを提供する事業活動は、本グループの連結財務諸表において別の報告セグメントとして開示されている。

特定の主要な事業活動の評価

子会社Rは、自社の財務諸表において、その報告セグメントが顧客へのファイナンスの提供という単一の事業活動で構成されていることから、顧客へのファイナンスの提供が特定の主要な事業活動であると結論付ける。

連結財務諸表においても、本グループは報告セグメントの1つが顧客へのファイナンスの提供という単一の事業活動で構成されていることから、顧客へのファイナンスの提供が特定の主要な事業活動であると結論付ける。

親会社Qの個別財務諸表においては、主要な事業活動として顧客へのファイナンスの提供を有しているかどうかの評価は、問題にならない。親会社Qでは、この活動を行っていないからである。親会社Qは、資産（すなわち、その子会社）への投資という特定の主要な事業活動のみを有すると結論付ける。

2.1.1.2

資産への投資が特定の主要な事業活動であるかどうかの評価

IFRS 18.49(a), 53,
55-58, B31

IFRS第18号は、次の種類の資産に投資する企業に対して、当該投資を主要な事業活動として行っているかどうか評価することを求めています。

- 持分法で会計処理されていない関連会社、共同支配企業または非連結子会社に対する投資。例えば、IFRS第10号「連結財務諸表」に定義される投資企業は、主要な事業活動としてこれらの種類の資産に投資しています。
- その他の「非営業資産」²—例：負債性投資又は資本性投資、投資不動産及び当該不動産からの賃貸債権。主要な事業活動としてこれらの種類の資産に投資する企業の典型的な例としては、不動産投資会社（非金融資産）及び保険会社（金融資産）が挙げられます。

IFRS 18.B39

主要な事業活動として現金及び現金同等物に投資しているかどうかを評価することは求められません。現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の分類は、企業が主要な事業活動としてそれに投資しているかどうかによって変わることがないからです。現金及び現金同等物の分類は、企業が主要な事業活動として、金融資産（関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資、ならびに現金及び現金同等物を除く）に投資しているか、および／または顧客にファイナンスを提供しているかどうかに左右されます。

持分法を用いて会計処理されていない関連会社、共同支配企業または非連結子会社に対する投資

IFRS 18.B38

企業は、関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資が持分法を用いて会計処理されていない場合にのみ、主要な事業活動としてこれらの資産に投資しているかどうかを評価することが必要となります。これらの資産に対する投資が持分法を用いて会計処理されている場合、その投資から生じる収益及び費用は常に投資区分に分類されるためです。

IFRS 18.B38

企業が、持分法を用いて会計処理されていない関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対して主要な事業活動として投資しているかどうかを評価する場合、企業は、個々の資産を評価するか、特徴を共有している資産のグループ（セクション4.2参照）を用いて評価を行います。個別財務諸表の資産グループについて評価を行う場合、そのグループは、IAS第27号「個別財務諸表」第10項を適用して測定基礎を決定するために用いた区分と整合的である必要があります。例えば、個別財務諸表において関連会社がIFRS第9号「金融商品」に従って会計処理されているものの、非連結子会社は取得原価で会計処理されている場合、企業は、関連会社と非連結子会社への投資が主要な事業活動であるかどうかをそれぞれ別個に評価することになります。

その他の「非営業資産」

IFRS 18.B40

企業が、主要な事業活動としてその他の「非営業資産」に投資しているかどうかを評価する場合、企業は、個々の資産又は特徴を共有している資産のグループ（セクション4.2参照）を用いて評価を行います。金融資産のグループについて評価を行う場合、そのグループは、IFRS第7号「金融商品：開示」第6項を適用して企業が識別した金融資産のクラスと整合的である必要があります。

2.1.1.3

特定の主要な事業活動であるか否かの評価の変更

IFRS 18.B41, BC101

企業はその時点の事実と状況に基づいて特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価します。すなわち、当該評価は、報告日時点においてのみ行われるわけではありません。企業が主要な事業活動であるか否かを再評価し評価を変更する場合、その変更を将来に向かって適用することで収益及び費用を分類し表示します。すなわち、企業が当該変更前に表示した金額については修正再表示しません。例えば、企業が主要な事業活動を報告期間の期首時点で再評価した場合、過年度の比較年度の金額は修正再表示しません。

2 「非営業資産」とは、個別にかつ企業のその他の資源とおおむね独立したリターンを生み出す資産を指します。

IFRS 18.51(c), BC102 企業が主要な事業活動であるか否かの判断を変更する場合、以下を開示します。

- 評価を変更した旨及びその変更日
- 分類を変更した収益及び費用項目について、実務上不可能でない限り、当期及び過年度における変更前後の金額及び分類。企業が実務上不可能であることを理由に当該情報の開示をしない場合は、その旨



表示、開示または分類の変更に関するIFRS第18号の一般的な要求事項（遡及適用）は、企業の特定の主要な事業活動の変更にも適用されるのか？

*IFRS 18.30-40, 51(c)
B12, B41,
BC101-BC102*

いいえ。IFRS第18号B41項に定められているように、特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価は、その時点の事実と状況に基づいて行われ、その変更は将来に向かって会計処理されます。

例えば、事業年度末が12月31日である企業が20X7年7月1日に不動産事業を取得し、不動産に対する投資が現在の主要な事業活動となつたためその評価を変更するとします。この場合、企業は、20X7年7月1日よりも前または比較期間の不動産投資活動からの収益及び費用を投資区分から営業区分に修正再表示するのではなく、IFRS第18号第51項(c)で要求される開示を行います。

これは、IFRS第18号第30項から第40項の財務諸表における項目の表示、開示または分類の変更（例：営業費用の表示を機能別から性質別へ変更）に関する一般的な要求事項とは対照的です（[2.2.3参照](#)）。これらの変更はIFRS第18号に従って遡及的に会計処理され、比較年度の金額は修正再表示されることとなります。

2.1.2 一般的な要求事項

すべての企業は、以下の一般的な要求事項に従って収益及び費用を分類します。ただし、特定の主要な事業活動を有する企業は、特定の収益及び費用を営業区分に分類するために、[2.1.3](#)で説明するように追加的な特定の要求事項を適用する必要があります。追加的な特定の要求事項が一般的な要求事項とどのように異なるのかを示すため、本セクションでは、シンボル（）を該当する箇所に付しています。

以下の指針は、収益及び費用を新しく導入された3つの区分に分類するための一般的な要求事項に焦点を当てています（そのため、法人所得税区分及び非継続事業区分は本冊子では特に解説していません）。

2.1.2.1 営業区分

*IFRS 18.55(a), 64,
B42, B58*

営業区分（したがって、営業利益）には通常、企業の主要な事業活動からの収益及び費用が含まれます。この例外として、以下から生じる収益及び費用が挙げられます。

- 持分法を用いて会計処理される投資：収益及び費用が企業の主要な事業活動から生じる場合でも、常に投資区分に分類される（[2.1.3.1参照](#)）。
- IFRS第9号「金融商品」に定められる発行した有配当投資契約（例：保険者が発行する有配当投資契約のうち、IFRS第17号「保険契約」の裁量権付有配当投資契約の定義を満たさないもの及び投資企業が発行する有配当投資契約）、及びIFRS第17号に従って純損益に認識される保険金融収益及び費用。これらは、企業の主要な事業活動から生じるものでない場合であっても、常に営業区分に分類されます（[2.1.2.3参照](#)）。

*IFRS 18.B42,
BC89(b)*

IFRS第18号は、営業区分を間接的に「デフォルトの」または「残余の」区分として定義しています。これは、IFRS第18号の特定の要求事項に従って別の区分に分類される場合を除き、企業は収益及び費用を営業区分に分類することを意味します。さらに、企業は、変動性が高いか、通例でない、または経常的でない収益及び費用を営業区分から除外しません。

営業区分には、通常以下の項目が含まれます。

	収益及び費用の種類	収益及び費用の例
IFRS 18.B48-B49	「営業資産」 ³ から生じる収益及び費用	<ul style="list-style-type: none"> 財又はサービスの販売から生じる収益 有形固定資産の減価償却費、減損損失及び減損損失の戻入れ 無形資産の償却費、減損損失及び減損損失の戻入れ 有形固定資産又は無形資産の処分に係る利得及び損失 営業区分に分類される収益及び費用を生じる資産を含む企業結合から生じる割安購入益
IFRS 18.B54-B55	利息収益及び費用ならびに金利変動の影響 ⁴ 以外の「その他の負債」 ⁵ から生じる収益及び費用	<ul style="list-style-type: none"> 購入した財又はサービスの消費に関して認識する費用（例：買掛金として記録されている修繕コスト） 確定給付制度からの当期勤務費用及び過去勤務費用 企業結合における条件付対価の再測定
IFRS 18.B48, 58, 65(a)(i)	特定の主要な事業活動を有する企業が認識する特定の収益及び費用（2.1.3参照）	<p>資産への投資</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資不動産から生じる賃貸収益 投資不動産の公正価値利得及び損失 金融資産に係る配当金 <p>顧客へのファイナンスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客への貸付から生じる利息収益 借入から生じる利息費用⁶

 企業が営業区分に分類する収益及び費用について、現行の実務に大きな変更はあるか？
<p>IFRS 18.BC89 状況によります。</p> <p>IAS第1号のもとでは、企業は業績を表示するのに異なる様式を使用していました。例えば、一部の企業は営業利益の小計を報告していますが、報告していない企業もあります。また、IAS第1号では「営業活動」という用語は定義されておらず、営業利益をどのように算定しているかは企業間で異なります。</p> <p>IFRS第18号は、すべての企業に営業利益の小計を表示することを要求するのみならず、どの収益と費用がこの小計に含まれるかを間接的に定義しています。したがって、一部の企業は、現行の実務によっては、営業業績の報告の仕方に重大な変更が生じる可能性があります。</p>

3 「営業資産」とは、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出さない資産を指します。

4 「その他の負債」から生じる利息収益及び費用ならびに金利変動の影響額は、財務区分に分類されます（2.1.2.3 参照）。

5 「その他の負債」とは、資金調達のみを伴うものではない取引から生じた負債を指します。

6 顧客へのファイナンスの提供に関連する借入から生じる収益及び費用は営業区分に分類されます。ただし、顧客へのファイナンスの提供に関連しない借入からの収益及び費用は、会計方針の選択として営業区分または財務区分のいずれかに分類することができます（2.1.3.2 参照）。

2.1.2.2

投資区分

IFRS 18.53, B43-B46 IFRS第18号は、企業が次の「非営業資産」から生じる特定の収益及び費用を投資区分に分類することを要求しています。

- 関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資
- 現金及び現金同等物
- その他の「非営業資産」（例：負債性投資又は資本性投資、投資不動産及び当該不動産が生み出す貨料に係る債権）

IFRS 18.54, B47 上記の資産から生じる次の特定の収益及び費用は投資区分に分類されます。

収益及び費用の種類	収益及び費用の例
当該資産から生じる収益	<ul style="list-style-type: none"> • 利息 • 配当 • 賃貸収益 • 減価償却 • 減損損失及び減損損失の戻入れ • 公正価値損益 • 取引コスト及び当該資産の売却コスト • 当該資産の認識の中止、又は売却目的としての分類及び再測定から生じた収益及び費用（2.1.5参照）
当該資産の当初測定及び事後測定から生じる収益及び費用	
当該資産の取得及び処分に直接起因する増分費用	

IFRS 18.55-58



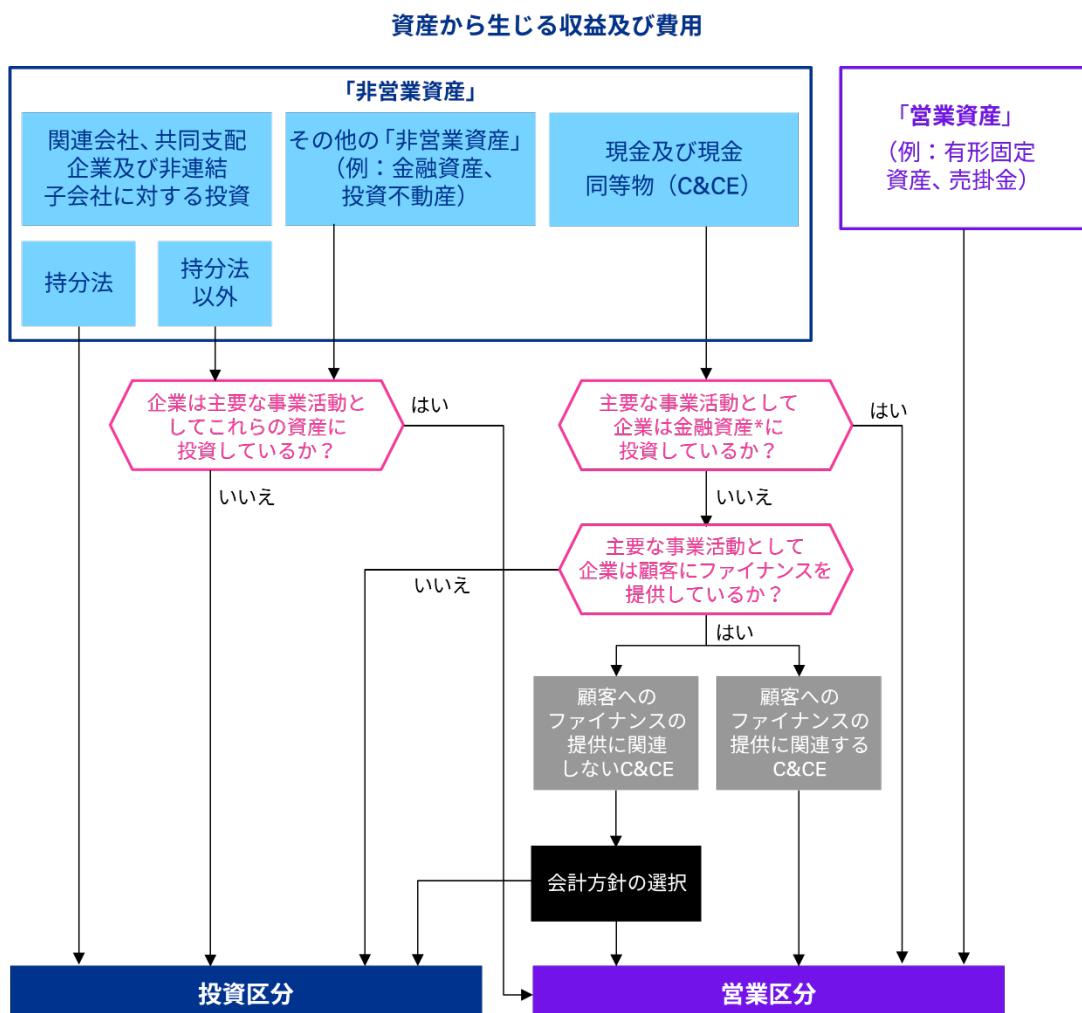
特定の主要な事業活動を有する企業は、上記の収益及び費用の一部を営業区分に分類することになります（[2.1.3参照](#)）。例えば、次のようなものがあります。

- **顧客への貸付から生じる利息収益**：主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業は当該収益を営業区分に分類します（[2.1.3.2参照](#)）。
- **現金及び現金同等物から生じる収益及び費用**：主要な事業活動として金融資産への投資を行う企業は、これらの収益及び費用を営業区分に分類します（[2.1.3.1参照](#)）。主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する（ただし、金融資産への投資は行わない）企業は、これらの収益及び費用の全部または顧客へのファイナンスの提供に関連する部分のみのいずれかを営業区分に分類します（[2.1.3.2参照](#)）。

IFRS 18.55(a)

持分法を用いて会計処理される投資から生じる収益及び費用は、たとえそれが企業の特定の主要な事業活動から生じる場合であっても、常に投資区分に分類されます。

次の図は、資産から生じる収益及び費用がどのように営業区分または投資区分に分類されるかを、資産の種類別に要約したものです。



* 関連会社、共同支配企業又は非連結子会社に対する投資、ならびに現金及び現金同等物を除く



純損益計算書における投資区分はキャッシュ・フロー計算書における投資活動と同じものか？

IFRS 18.BC86-BC87

いいえ。IFRS第18号における「投資区分」とIAS第7号における「投資活動」は定義が異なり、純損益計算書とキャッシュ・フロー計算書における項目の分類に対称性はありません。

例えば、有形固定資産の売却に係る現金収入は、キャッシュ・フロー計算書では投資活動に分類されます。しかし、その利得又は損失は純損益計算書においては営業区分に分類されます。これは、有形固定資産は、企業の主要な事業活動においてその他の資源と組み合わせて使用されるためです。当該資産が個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立したリターンを生み出すことはありません。

純損益計算書における収益及び費用の区分とキャッシュ・フロー計算書における活動については類似する用語が使用されているため、これらの間の用語の相違（すなわち、営業、投資及び財務という用語の相違）が財務諸表利用者にとってすぐには明確ではないかもしれません。



企業が主要な事業活動として不動産への投資を行っていない場合、企業は不動産（「非営業資産」）を管理する従業員の給与を投資区分に分類することになるか？

IFRS 18.54,
BC106-BC109

いいえ。これは、不動産の当初測定及び事後測定に関して生じる費用でも不動産の取得及び処分に直接起因する増分費用でもないからです。

これが「非営業資産」に関連している場合であっても、これらの費用は投資区分から除外され、（デフォルトで）営業区分に含まれます。そのような費用のもう1つの例として、第三者に継続的に支払われる投資管理報酬があります。

2.1.2.3 財務区分

IFRS 18.59

IFRS第18号は、企業が以下の負債から生じる特定の収益及び費用を財務区分に分類することを要求しています。

	特定の収益及び費用	例
IFRS 18.60, B50-52	<p>「資金調達負債」⁷から生じるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該負債の当初測定及び事後測定から生じる収益及び費用 当該負債の発行及び消滅に直接起因する増分費用（例：取引コスト） 	<ul style="list-style-type: none"> 発行した負債性金融商品に係る利息費用（例：無担保社債、借入金、担保付社債または抵当権付借入） 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した負債に係る公正価値損益 負債に分類した発行済株式に対する配当金
IFRS 18.61, B53-B54	<p>「その他の負債」⁸から生じるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 他のIFRS会計基準により識別が求められる利息収益及び費用 他のIFRS会計基準により識別が求められる金利変動の影響 	<ul style="list-style-type: none"> 買掛金に係る利息費用 重大な金融要素を含んだ契約負債に係る利息費用 リース負債に係る利息費用 確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額費用（収益） 時の経過から生じた引当金の割引後金額の増加 引当金に係る割引率の変更の影響

IFRS 18.65-66



主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業は、上記の収益及び費用の一部を営業区分に分類します（2.1.3.2参照）（例：顧客へのファイナンスの提供に関連する借入から生じる利息費用）。

7 「資金調達負債」とは、資金調達のみを伴う取引から生じた負債を指します。

8 「その他の負債」とは、資金調達のみを伴うものではない取引から生じた負債を指します。

IFRS 18.64, B58

財務区分では、特定の種類の金融商品から生じる収益及び費用のうち次の項目が除外されます。

- IFRS第9号に従って認識した発行した、有配当投資契約（例：保険者が発行する有配当投資契約のうち、IFRS第17号の裁量権付有配当投資契約の定義を満たさないもの及び投資企業が発行する有配当投資契約）から生じる収益及び費用
- IFRS第17号に従って純損益計算書に含まれる保険金融収益及び費用

これらの項目は、企業が特定の主要な事業活動を有するかどうかにかかわらず、常に営業区分に分類されます。

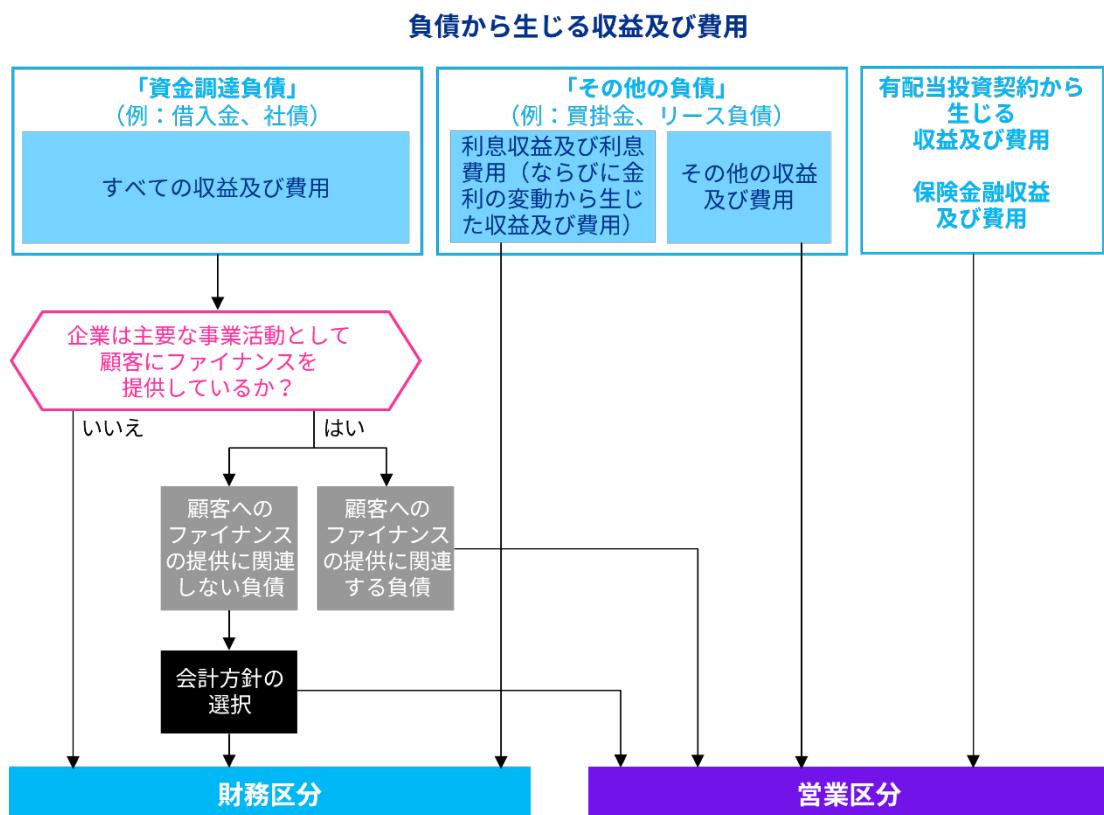


保険会社以外の企業が保険契約を発行する場合、当該企業は保険金融収益及び費用を営業区分に分類することになるのか？

IFRS 18.BC196-BC197

はい。ほとんどの場合、保険契約を発行する企業は主要な事業活動としてそれを行っており、それ以外の企業のために別個の指針を開発することは、要求事項の複雑性を増大させることになるため、IASBは、主要な事業活動を問わず、すべての企業に保険金融収益及び費用を営業区分に分類するよう要求する決定をしました。

次の図は、どのように負債から生じる収益及び費用を営業区分または財務区分に分類するかを負債の種類別に要約したものです。



IFRS 18.62

さらに、IFRS第18号は、収益及び費用を財務区分に分類する際の上記要求事項が、負債を主契約とする混合契約にどのように適用されるかに関する具体的な指針を提供しています。詳細については、[2.1.4](#)を参照してください。



IFRS第18号で金融費用はどのように表示されるのか？

IFRS 18.59-66, 75,
BC242-BC243

IFRS第18号は、企業が純損益計算書において金融費用を独立の表示科目として表示する要求事項を削除しています。ただし、収益及び費用の有用な体系化された要約を提供するために、企業は財務区分に表示する項目を判断により決定します（[第4章](#)参照）。財務区分に分類された費用が単一の表示科目（例：借入金及びリース負債に係る利息費用）として表示される場合であっても、企業は、もたらされる情報に重要性がある場合、当該費用に関する分解情報を開示する必要があります。

IAS第1号では金融費用が定義されておらず、企業は通常、要求される金融費用の表示科目に何を含めるかについて会計方針を策定します。例えば、現在、多くの企業が為替差損益、デリバティブに係る利得及び損失、及び金融負債の認識の中止に係る利得及び損失を金融費用の表示科目に含めています。しかし、IFRS第18号には、これらの種類の利得及び損失の多くに特定の分類要件が存在しており、財務区分に分類されない場合があります。（[2.1.5-7](#)参照）。



企業は、なぜ「資金調達負債」と「その他の負債」とを区別する必要があるのか？

IFRS 18.B50-B51,
B53

「負債から生じる収益及び費用」に関する上記の図に例示されるように、これらの2種類の負債から生じる収益と費用は、IFRS第18号に基づいて営業区分または財務区分のいずれかに分類されることになるため、この区分は重要です。

IFRS第18号B50項は、企業がこれらの2種類の負債を区別する場合に適用する原則を定めています。「資金調達負債」（すなわち、資金調達のみを伴う負債）が生じる取引とは、以下が該当するものをいいます。

- 現金、または金融負債の消滅、あるいは企業自身の資本性金融商品の受取りという形式でファイナンスを受ける
- その後の日に、交換として現金または企業自身の資本性金融商品を引き渡す

取引の種類	資金調達のみを伴う取引か？
現金で決済される負債性金融商品	はい。企業は現金を受け取り、後日現金を引き渡すためです。
財又はサービスに係る債務の認識の中止が行われる際のサプライヤー・ファイナンス契約に基づく負債	はい。企業は金融負債から解放され、決済時に現金を引き渡すためです。
企業の可変数の自己株式の引渡しを通じて決済される社債	はい。企業は現金を受け取り、社債の決済時に企業自身の資本性金融商品を引き渡すためです。
企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務	はい。企業は企業自身の資本性金融商品を受け取り、交換として現金を引き渡すためです。
<ul style="list-style-type: none"> • 現金で決済される財及びサービスに係る債務 • リース負債 • 確定給付年金負債 • 廃棄又は資産の原状回復に係る引当金及び訴訟引当金 	いいえ。企業はIFRS第18号B50項に記述されている形式でファイナンスを受け取らないためです。
契約負債	いいえ。企業は決済時に現金または企業自身の資本性金融商品を引き渡すのではなく、財又はサービスを提供するためです。

2.1.3

IFRS 18.49

特定の主要な事業活動を有する企業に関する追加的な特定の要求事項

企業が次の特定の主要な事業活動のいずれか、またはその両方を有していると判定する場合、企業はそう判定していなければ投資または財務区分に分類していたであろう特定の収益及び費用を営業区分に分類することになります。

- 資産への投資（2.1.3.1）
- 顧客へのファイナンスの提供（2.1.3.2）

特定の主要な事業活動を有する企業

営業区分	企業の主要な事業活動から生じた収益及び費用ならびにその他の区分に分類されない収益及び費用	
投資区分	個別にかつ企業の主要な事業活動からおおむね独立して行われる投資からの収益及び費用	
財務区分	企業の主要な事業活動および／または投資活動の資金調達のファイナンスを得ることに関連する収益及び費用	

次の表は、企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかに応じて、収益及び費用の分類がどのように変わるかを例示しています。

	製造業者 A	製造業者 B	リテール 銀行	リテール業務及び 投資業務を行う銀行	保険会社	投資不動産 会社	投資企業
主要な事業活動	財の製造 及び販売	財の製造及び販売 ならびに顧客へのファイナ ンスの提供 (2.1.3.2)	顧客へのファイ ナスの提供 (2.1.3.2)	顧客へのファイナンスの提 供 (2.1.3.2) 及び金融資產 への投資 (2.1.3.1)	金融資產への 投資 (2.1.3.1)	非金融資產 への投資 (2.1.3.1)	子会社、関連会社及び 共同支配企業に対する 投資 (2.1.3.1)
現金及び現金同等物に係る 利息収益	投資	営業 *1	営業 *1*3	営業 *3	営業	投資	投資
顧客への貸付に係る利息収益	投資	営業	営業	営業	投資	投資	投資
負債性金融商品または資本性 金融商品への投資に係る公正 価値損益	投資	投資	投資 *3	営業 *3	営業	投資	投資
投資不動産に係る利得／損失	投資	投資	投資	投資	投資 *4	営業	投資
持分法で会計処理される投資 先の純損益に対する持分相当 額	投資	投資	投資	投資	投資	投資	該当なし
公正価値で測定される子会社 ／関連会社／共同支配企業に に対する投資に係る利得／損失	投資	投資	投資	投資 *5	投資 *4	投資	営業
借入に係る利息費用	財務	営業 *2	営業 *2	営業 *2	財務	財務	財務
確定給付負債に係る利息費用	財務	財務	財務	財務	財務	財務	財務

*1 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する（ただし、金融資產には投資しない）企業は、顧客へのファイナンスの提供に関連しない現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分ではなく投資区分に分類することを選択できます。

*2 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業は、顧客へのファイナンスの提供に関連しない借入から生じる収益及び費用を、営業区分ではなく財務区分に分類することを選択できます。

*3 一部の銀行は主要な事業活動として金融資產への投資も行います。このような場合、負債性金融商品または資本性金融商品に対する投資に係る公正価値損益は営業区分に分類されます。さらに、現金及び現金同等物に係るすべての利息収益は営業区分に分類されます（すなわち、脚注*1に記載されている会計方針の選択は利用できません（8.1.1.2参照））。各銀行は金融資產への投資が主要な事業活動に該当するかどうかを特定の事実と状況に基づいて判定する必要があります。

*4 保険会社は、金融資產に投資するだけでなく、発行した保険契約の基礎となる資産（原資産）として関連会社、共同支配企業または非連結子会社及び投資不動産への投資を行なうことがあります。保険会社が主要な事業活動としてこれらの資産に投資している場合、それらが持分法を用いて会計処理されている投資先である場合を除き、これらの原資産から生じる利得及び費用は営業区分に分類されます（8.2.1.1-2参照）。

*5 一部の銀行は、主要な事業活動として、金融資產だけでなく関連会社、共同支配企業または非連結子会社への投資を行ないます。これらの投資が持分法を用いて会計処理されていない場合、これらの投資から生じる収益及び費用は営業区分に分類されます。

2.1.3.1

主要な事業活動としての資産への投資

IFRS 18.55-58, B31

主要な事業活動として以下の「非営業資産」に投資する企業は、当該投資からの収益及び費用を、投資区分ではなく営業区分に分類します。

- 持分法で会計処理されていない関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資。主要な事業活動としてこの種類の資産に投資する企業の典型的な例として、IFRS第10号に定義される投資企業が挙げられます。
- その他の「非営業資産」（現金及び現金同等物を除く）（例：負債性投資又は資本性投資、投資不動産及び当該不動産からの賃貸債権）。主要な事業活動としてこれらの種類の資産に投資する企業の典型的な例として、不動産投資会社（非金融資産）及び保険会社（金融資産）が挙げられます。

持分法で会計処理されていない関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資

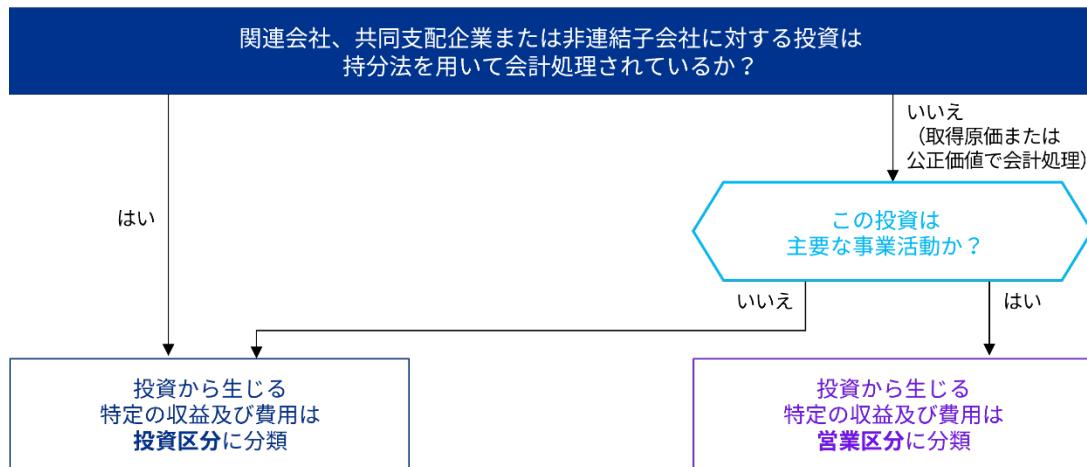
IFRS 18.55(b)

主要な事業活動として関連会社、共同支配企業または非連結子会社に投資する企業は、これらの投資が持分法で会計処理されていない場合にのみ、当該投資から生じる収益及び費用を営業区分に分類します。

IFRS 18.55(a)

これらの投資が持分法で会計処理されている場合、当該投資から生じる収益及び費用は、これらの投資が主要な事業活動であるかどうかを問わず、投資区分に分類します。

関連会社、共同支配企業または非連結子会社に対する投資を行う企業





持分法で会計処理されている投資から生じる収益及び費用は、常に例外なく投資区分に分類されるのか？

IFRS 18.C7,
BC110-BC129,
BC423

はい。IFRS第18号は、関連会社、共同支配企業及び非連結子会社に対する投資が持分法で会計処理されている場合、それらの投資から生じる収益及び費用を営業区分に分類することを認めていません。当該投資が企業の主要な事業活動であっても、この原則が適用されます。

ただし、企業は、持分法で会計処理されている投資先から生じる収益及び費用を投資区分の最初の表示科目（すなわち、営業利益の小計のすぐ後の表示科目）として表示することを選択でき、営業利益ならびに持分法で会計処理されている投資先から生じる収益及び費用についての追加の小計を表示することもできます。

さらに、IFRS第18号は、要件を満たす企業（IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第18項に定められている）がIFRS第18号を初度適用する場合に、関連会社または共同支配企業に対する投資の測定方法を持分法から純損益を通じて公正価値で測定する方法に変更するオプションを提供しています（セクション7.2参照）。

その他の「非営業資産」への投資

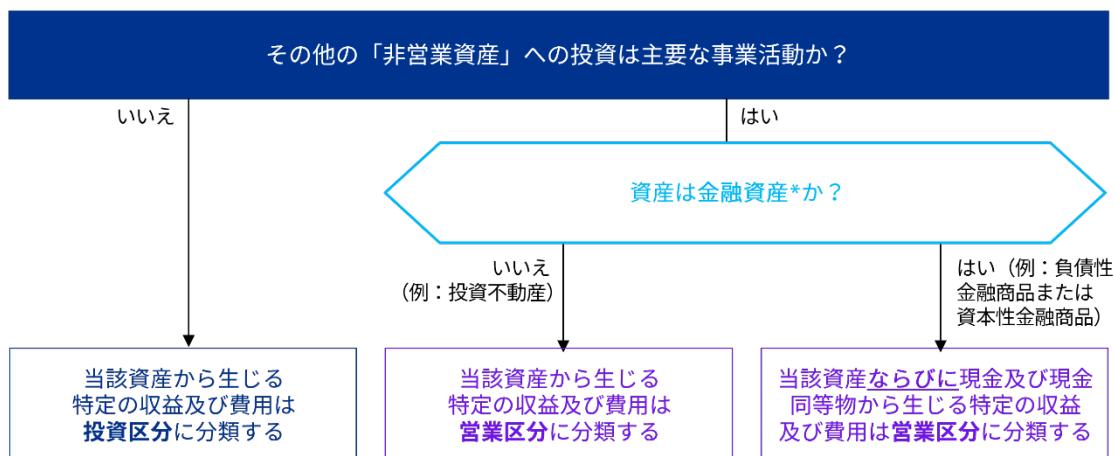
IFRS 18.58, B31

企業はその他の「非営業資産」（例：不動産投資会社（非金融資産）及び保険会社（金融資産））に投資している場合があります。これらの企業は当該資産から生じる収益及び費用を投資区分ではなく営業区分に分類します。

IFRS 18.56(a)

これらの資産が金融資産の場合、企業は現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を、下記の例示のように、投資区分ではなく営業区分に分類します。

主要な事業活動としてその他の「非営業資産」に投資する企業



* 関連会社、共同支配企業または非連結子会社ならびに現金及び現金同等物への投資を除く。

2.1.3.2 主要な事業活動としての顧客へのファイナンスの提供

IFRS
18.56(b)(i), 65(a)(i)

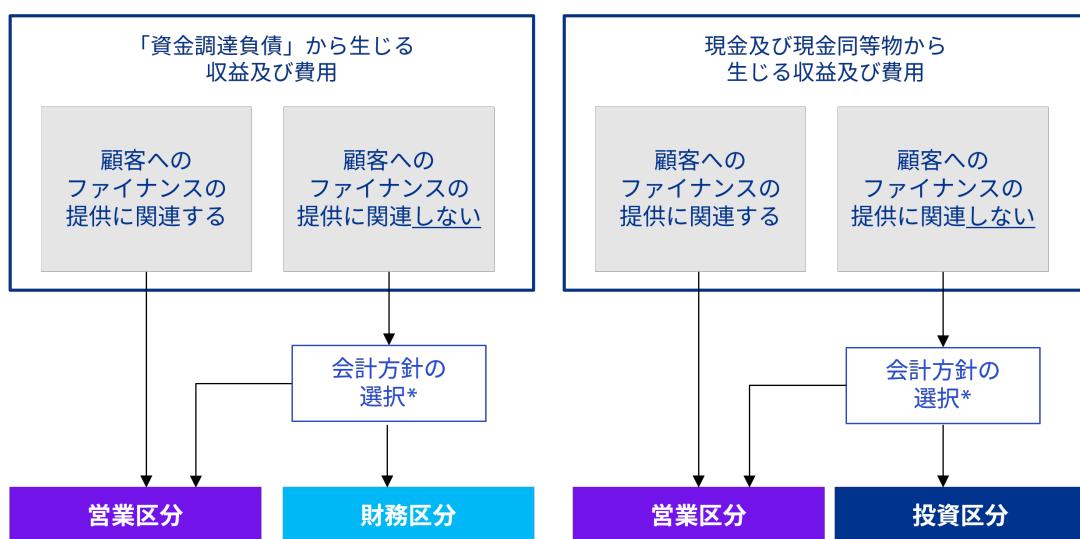
IFRS 18.56(b),
57, 65(a), 66

主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業は、当該活動からの収益及び費用を財務区分ではなく営業区分に分類します。これらの収益及び費用は以下から生じます。

- 顧客へのファイナンスの提供に関連する「資金調達負債」
- 顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物

顧客へのファイナンスの提供に関連しない「資金調達負債」及び現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を分類する場合、企業は、下記の図が示す会計方針の選択を行うことができます。

主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業



* 「資金調達負債」に関する会計方針は、現金及び現金同等物に関する会計方針と整合的である必要がある。

企業が顧客へのファイナンスの提供に関連する「資金調達負債」と関連しない「資金調達負債」とを区別することができない場合、「資金調達負債」から生じるすべての収益及び費用を営業区分に分類する。現金及び現金同等物も同様である。

IFRS 18.B48(c),
B49(b)

IFRS 18.B32

主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業は、顧客への貸付から生じる利息収益を投資区分ではなく営業区分に分類します。

主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業の例としては、以下が挙げられます。

- 銀行及びその他の融資機関
- 顧客が企業の製品を購入できるように顧客にファイナンスを提供している企業（例：顧客にファイナンスを提供する自動車メーカー）
- ファイナンス・リースの貸手



主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業について、現金及び現金同等物ならびに「資金調達負債」を顧客へのファイナンスの提供に関連するものと関連しないものに区別することは重要か？

IFRS 18.56(b), 65(a),
BC181–184

はい。ただし、顧客へのファイナンスの提供に関連しない現金及び現金同等物ならびに「資金調達負債」から生じる収益及び費用を営業区分以外に分類しようとする企業の場合のみ該当します。

IASBは、一部の企業にとって、この区別は困難を伴うことに留意しました。そのため、IASBは、これらの収益及び費用を営業区分に分類する会計方針の選択を認めることとしました。例えば、企業の活動全体についての資金調達を集中的に行う財務機能を有する企業は、顧客へのファイナンスの提供に関連する負債からの収益及び費用を恣意的でない方法で識別できない場合があります。これらの企業は当該区別を行う必要はなく、すべての現金及び現金同等物と「資金調達負債」から生じる収益と費用を営業区分に分類することができます。



企業は、主要な事業活動として顧客へのファイナンスの提供と金融資産⁹への投資の両方を有している。企業は、顧客へのファイナンスの提供に関連しない現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を投資区分に分類するか否かを選択できるか？

IFRS 18.56,
BC138

いいえ。企業が主要な事業活動として金融資産への投資も行っている場合、当該会計方針の選択はできません。これらの企業（例：リテール業務及び投資業務を行う銀行）は、すべての現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を営業区分に分類することが求められます。



企業は主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している。企業は「その他の負債」から生じる利息収益及び利息費用も営業区分に分類することができるか？

IFRS 18.65(b)(i),
B32(c),
BC187–BC188,
BC198–199

いいえ。「その他の負債」（例：リース負債）からの利息収益及び利息費用は常に財務区分に分類されます（[2.1.2.3](#)参照）。これらの負債が企業の主要な事業活動の一部であっても、この原則が適用されます。例えば、サブリースの中間的貸手が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する場合でも、ヘッドリースに係る利息費用は財務区分に分類します。中間的貸手はファイナンス・サブリースからの利息収益を営業区分に分類するため、これにより表示のミスマッチが生じる可能性があります。（[2.1.3.2](#)参照）。

9 関連会社、共同支配企業または非連結子会社に対する投資、ならびに現金及び現金同等物を除く。

その他の要求事項

セクション2.1で解説されているように、すべての企業は、IFRS第18号における「その他の要求事項」（すなわち、収益及び費用の特定の項目に適用される要求事項）を適用する必要があります。これらの要求事項は以下について適用されます。

- 混合契約から生じる収益及び費用（2.1.4）
- 認識の中止及び分類の変更から生じる収益及び費用（2.1.5）
- 為替差額（2.1.6）
- デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失（2.1.7）

2.1.4

*IFRS 18.52, 62,
B56-B57, B59*

混合契約から生じる収益及び費用の分類

IFRS第18号は、負債である主契約を含む混合契約から生じる収益及び費用をどのように分類するかに関する具体的な指針を定めています。混合契約とは、組込デリバティブと非デリバティブの主契約を含む契約です。

- **組込デリバティブが主契約である負債から分離されている場合**：主契約から生じる収益及び費用は、負債から生じる収益及び費用に関する指針を適用して分類します（2.1.2及び2.1.3参照）。分離した組込デリバティブから生じる収益及び費用は、独立のデリバティブから生じる収益及び費用に関する指針を適用して分類します（2.1.7参照）。
- **組込デリバティブが主契約である負債から分離されていない場合**：契約全体から生じる収益及び費用は、負債から生じる収益及び費用に関する指針を適用して分類します（2.1.2及び2.1.3参照）。
- ただし、混合契約が資金調達のみを伴うものではない取引から生じる場合は除外され、次のようになります。
 - 主契約がIFRS第9号に従って償却原価で測定される金融負債である場合¹⁰、金融商品全体からの収益及び費用は財務区分に分類されます¹¹。
 - その混合契約がIFRS第17号の範囲に含まれる保険契約である場合、契約から生じる収益及び費用は営業区分に分類されます（2.1.2.3参照）。

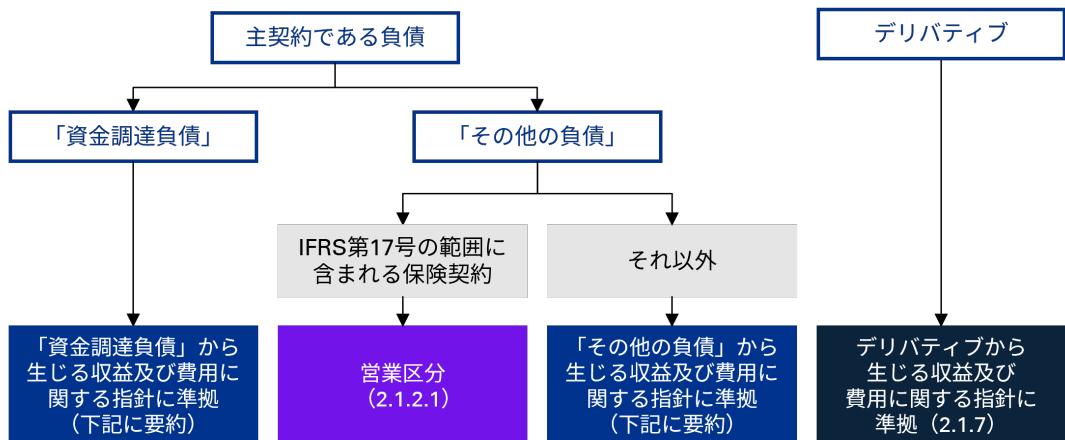
次の図は、これらの要求事項を例示したものです。

¹⁰ IFRS第9号の範囲に含まれる発行した有配当投資契約を除きます。そのような契約から生じる収益及び費用は営業区分に分類されます。

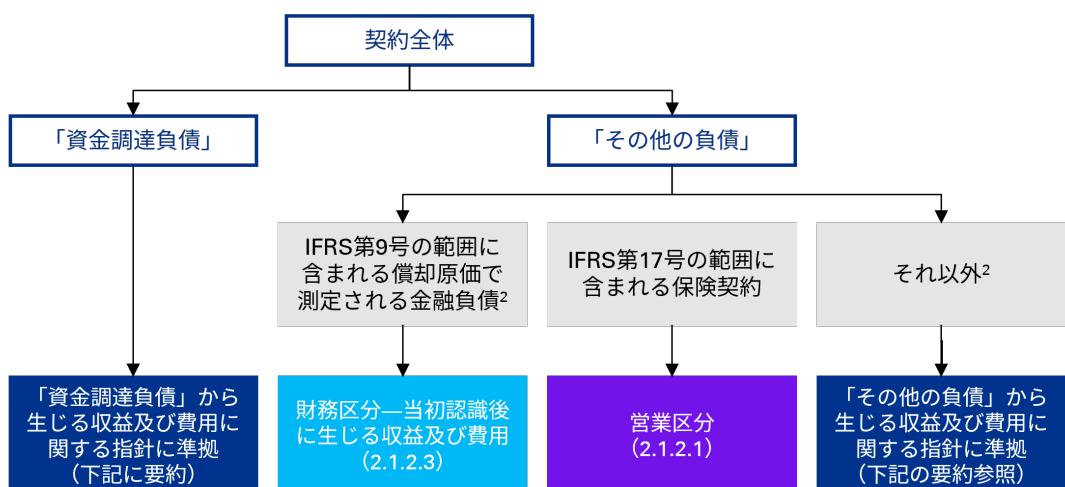
¹¹ これらの収益及び費用は、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業が営業区分に分類するための要件を満たしません。

混合契約から生じる収益及び費用

組込デリバティブが主契約から分離されている場合



組込デリバティブが主契約から分離されていない場合¹



注：

- 1 IFRS第18号B57項により、これは企業が組込デリバティブを分離しないことのIFRS第9号における理由の如何を問わず適用される。
- 2 IFRS第9号の範囲内の全体がFVTPLで測定される金融負債から生じる収益及び費用は、一般的には、営業区分に分類される。

負債から生じる収益及び費用に関する指針の要約

	顧客へのファイナンス提供が	
	主要な事業活動ではない	主要な事業活動である
「資金調達負債」から生じる収益及び費用	顧客へのファイナンスの提供に関連する	財務区分 (2.1.2.3)
	顧客へのファイナンスの提供に関連しない	営業区分 (2.1.3.2) 会計方針の選択に応じて営業区分または財務区分に分類 (2.1.3.2)
「その他の負債」から生じる収益及び費用	利息収益及び利息費用、金利変動の影響	財務区分 (2.1.2.3)
	その他の収益及び費用	営業区分 (2.1.2.1)



設例3－混合契約から生じる収益及び費用の分類

IFRS 18.B73(a)

シナリオA—組込デリバティブが主契約（転換社債）から分離されている場合

企業Wは転換社債を発行している。組込転換オプションは、資本に分類されるための固定対固定要件を満たしていない。したがって、転換社債全体が金融負債（すなわち、混合契約）に分類される。企業Wは、IFRS第9号に従って組込転換オプションを主契約から分離してデリバティブとして会計処理し、主契約である負債を償却原価で測定している。企業Wの主要な事業活動に、顧客へのファイナンスの提供は含まれていない。

企業Wは転換社債から生じる収益及び費用を次のように分類している。

- 主契約である負債から生じる収益及び費用：財務区分に分類している。それらは資金調達のみを伴う取引から生じるためである。
- 組込転換オプションから生じる収益及び費用：デリバティブから生じる収益及び費用に関する指針に基づき財務区分に分類している(2.1.7参照)。

シナリオB—組込デリバティブが主契約（財又はサービスに関する債務）から分離されていない場合

企業Yは、早期決済可能な買掛金を有している。早期決済オプションは、主契約に密接に関連していると考えられ、分離されていない。企業Yは、IFRS 第9号に従って契約全体を償却原価で測定している。

企業Yは、契約全体（すなわち、早期決済オプションを有する買掛金）から生じる収益及び費用が資金調達のみを伴う取引から生じるものではないにも関わらず、それらを財務区分に分類している。これは、この負債がIFRS第9号の範囲に含まれる償却原価で測定される金融負債であるためである。財務区分に分類されるこれらの収益及び費用は、買掛金の当初認識後に生じるものに限られる。

2.1.5 認識の中止及び分類の変更から生じる収益及び費用

2.1.5.1 資産又は負債への適用

IFRS 18.B60-B61

IFRS第18号の主要な原則として、資産又は負債の認識の中止で生じる収益及び費用は、認識の中止直前の資産又は負債から生じる収益及び費用と同じ区分に分類されます。以下はこの原則が適用される例です。

以下から生じる収益及び費用	次の区分に分類
有形固定資産の認識の中止	営業
主要な事業活動として投資が行われていない投資不動産の認識の中止	投資
従来持分法で会計処理されていたものの、段階取得により子会社となった関連会社に対する投資の再測定	投資
主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供しない企業による、「資金調達負債」の認識の中止	財務
サプライヤー・ファイナンス契約を締結する結果として生じる買掛金の認識の中止	営業

IFRS 18.B60, 62

資産が以下に該当する場合にも、この原則が適用されます。

- ・売却目的保有に分類される。
- ・売却目的保有の間に事後の再測定が行われる。
- ・その資産の認識を中止せずに用途を変更する。例えば、不動産をIAS第16号「有形固定資産」の範囲からIAS第40号「投資不動産」の範囲の投資不動産に振り替える際の収益及び費用は、営業区分に分類されます。



企業は、持分法を用いて会計処理している投資先をIFRS第5号¹²に従って売却目的保有に分類した場合、持分法による会計処理を中止しなければならない。売却目的で保有している間に認識する利得又は損失や、最終的な処分の際に認識する利得又は損失を営業区分に分類することは可能か？

IFRS 18.B60

完全には明らかになっていません。IFRS第18号は、企業が資産の認識の中止に係る収益及び費用を、認識の中止の直前に当該資産から生じた収益及び費用を分類していたのと同じ区分に分類することを要求しています。この要求事項は、IFRS第5号に基づく資産の売却目的保有への分類、及び売却目的保有の間における事後測定の際に認識した収益及び費用にも適用されます。議論の余地はあるものの、投資先（例：関連会社）を売却目的保有に分類している間に生じる収益及び費用（例：配当金収益及び減損損失）は、引き続き投資区分に分類されると考えられます。さらに、投資先の認識の中止の際に生じる収益及び費用も投資区分に分類されると考えられます。

2.1.5.2 資産及び負債グループへの適用

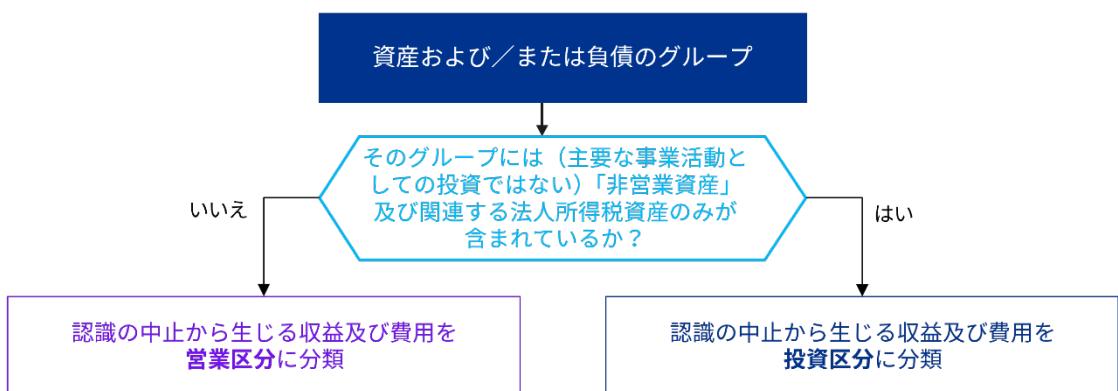
IFRS 18.B63-B64

資産及び負債グループが、取引またはその他の事象（例：認識の中止、売却目的保有への分類、売却目的保有の間における事後測定または用途変更）の直前に複数の異なる区分に分類される収益及び費用を生み出していた場合があります。

IFRS 18.56(a)

これらの資産が金融資産の場合、企業は現金及び現金同等物から生じる収益及び費用を、下記の例示のように、投資区分ではなく営業区分に分類します。

資産及び負債のグループの認識の中止から生じる収益及び費用*の分類



* 売却目的保有への分類、売却目的保有の間の事後測定または用途変更により生じる収益及び費用も含む。

*IFRS 18.64,
BC204-BC206*

例えば、企業による処分前にはIFRS第5号の非継続事業に分類する要件を満たしていない連結子会社を売却する場合、処分時に生じる利得又は損失が複数の区分に関連する可能性があります。この場合、子会社の唯一の資産が（グループが主要な事業活動として投資を行っていない）投資不動産及びそれに関連する法人所得税資産で構成されていた場合、当該子会社の処分に係る利得及び損失は投資区分に分類されます。一方、子会社が処分直前には営業区分に分類していた収益及び費用を生み出す資産を含んでいた場合、これらの利得及び損失は営業区分に分類されます。

2.1.6

為替差額

IFRS 18.B65, B66

IFRS第18号では、純損益計算書に認識される為替差額は、当該為替差額を生じさせた項目から生じる収益及び費用と同じ区分に分類されます。例えば、企業は為替差額を以下のように分類します。

- 外貨建売掛金から生じる為替差額は、営業区分に分類します。
- 負債として認識する外貨建の負債性金融商品から生じる為替差額は、財務区分に分類します。ただし、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する場合は、この限りではありません。主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業については、選択した会計方針に応じて、すべての負債性金融商品（及び関連する為替差額）から生じる収益及び費用を営業区分に分類するか、または顧客へのファイナンスの提供（及び関連する為替差額）に関連する負債性金融商品のみから生じる収益及び費用を営業区分に分類します（[\(2.1.3.2\)参照](#)）。

IFRS 18.B68

ただし、為替差額が生じた項目からの収益及び費用と同じ区分に為替差額を分類するのに過大なコストや労力を伴う場合には、企業は対象となる為替差額を営業区分に分類します。

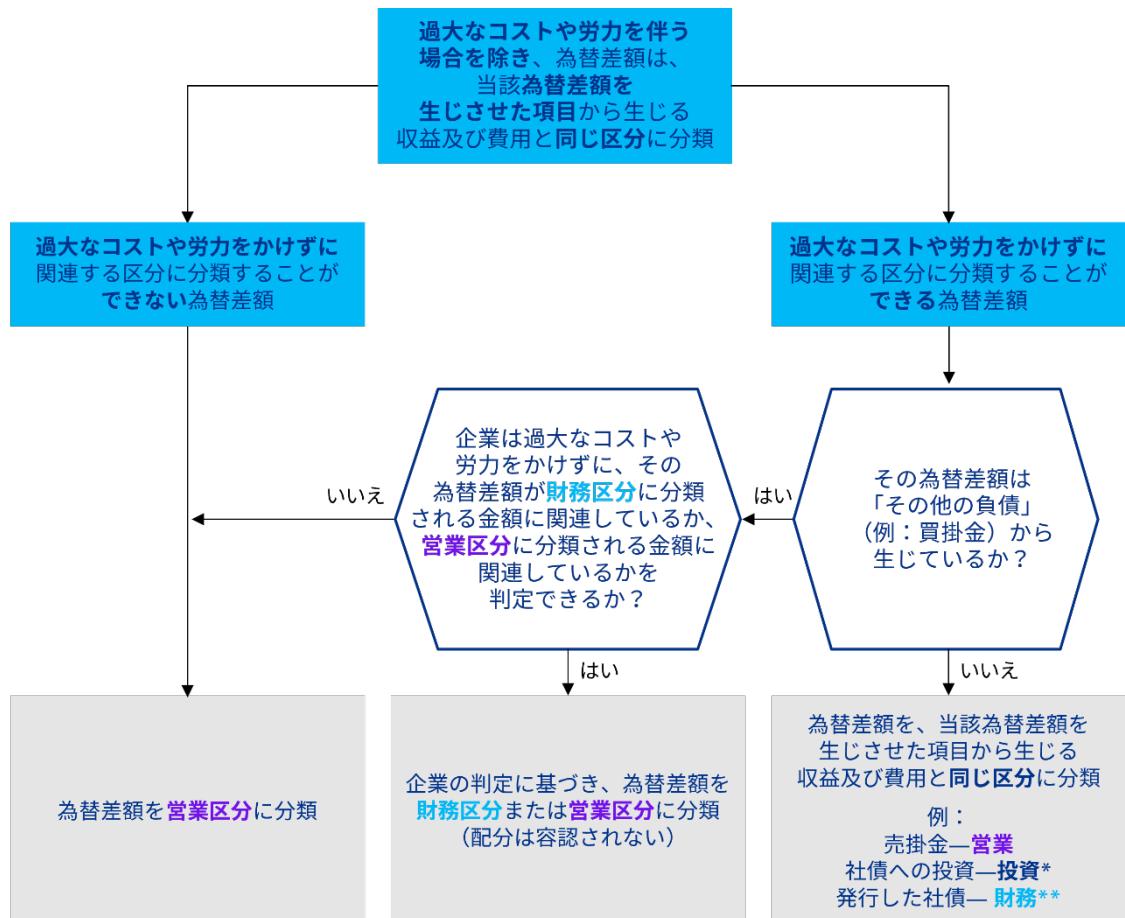
IFRS 18.B67

「その他の負債」（例：与信期間の延長を伴う買掛金）からは、異なる区分に分類される収益及び費用が生じる可能性があります。すなわち、利息収益及び利息費用（及び金利変動の影響）が財務区分に（[\(2.1.2.3\)参照](#)）及びその他の収益及び費用が営業区分に分類される場合があります（[\(2.1.2.1\)参照](#)）。この場合、企業は、「その他の負債」から生じる為替差額を財務区分と営業区分のいずれに分類すべきかについて判断する必要があります。すなわち、IFRS第18号は、単一の負債から生じる為替差額を2つの区分に分類することを容認していません。

IFRS 18.B68

ただし、この評価に過大なコストや労力を伴う場合には、企業は「その他の負債」から生じる為替差額を営業区分に分類します。

IFRS 18.B65-B68 以下の図は、前述の要求事項を例示したものです。



* 企業が主要な事業活動としてこれらの資産への投資を行っている場合を除く。

** 企業が主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している場合を除く。



「過大なコストや労力」はIAS第8号の「実務上不可能」と同じ要件か？

IFRS 18.B65, B68,
IAS 8.5

いいえ。IAS第8号では、企業が会計方針の変更または誤謬の訂正に関する遡及的な修正を行う要求事項を適用するためにあらゆる合理的な努力を払った後にも、適用することができない場合には、その要求事項の適用は実務上不可能であるとされます。

実務上不可能である場合は、過大なコストや労力よりハードルが高くなります。ただし、過大なコストや労力に関する免除規定は、企業が為替差額を営業区分に分類するための「フリーパス」ではありません。例えば、企業は、為替差額が財務区分に分類される金額に関連しているのか、それとも営業区分に分類される金額に関連しているのかを判定するのに過大なコストや労力を伴うのかを評価する必要があります。ただし、企業は、この評価を実施するのに過大な労力をかける必要はありません。

IFRS第9号及びIFRS第17号では、過大なコストや労力の概念がすでに使用されています。例えば、両基準書は、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用することを要求しています。どのような場合に過大なコストや労力を伴うのかを判定するには、その企業と検討すべき項目に固有の関連性のある事実と状況の検討が求められます。



企業は為替差額をどの区分に表示するか選択できるか？

いいえ。IFRS第18号に基づき、為替差額は、当該為替差額を生じさせた項目から生じる収益及び費用と同じ区分に表示されます。特定の状況においてのみ、為替差額は財務活動から生じる収益又は費用として表示されます。



企業は連結会社間残高に係る為替差額をどのように分類するか？

一部のケースにおいては、連結会社間の残高と関連する収益は連結財務諸表において相殺消去されるものの、為替差額はそのまま残る場合があります。この場合、連結財務諸表に関連する収益及び費用がないため、為替差額をどのように分類すべきかという問題が生じます。IFRS第18号は、この点に関する指針を提供しておらず、引き続き判断が求められます。

2.1.7

デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失

IFRS 18.B70-B76

企業は、以下に応じて、デリバティブ及び非デリバティブのヘッジ手段に係る利得及び損失を分類します。

- 当該金融商品は識別されたリスクを管理するために使用されているかどうか
- 当該金融商品はIFRS第9号に従ってヘッジ手段に指定されているかどうか

以下の表は、IFRS第18号の要求事項を要約したものです。

	目的及びヘッジ指定		デリバティブに係る利得及び損失	非デリバティブ金融商品に係る利得及び損失
	識別されたリスクの管理に使用されている	ヘッジ手段として指定している		
<i>IFRS 18.B70, B74-B75</i>			ヘッジされるリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類します。ただし、利得及び損失のグロスアップを伴う場合は、営業区分に分類します。利得及び損失のグロスアップは、ヘッジ手段がリスク・ポジションが相殺し合う項目グループをヘッジし、ヘッジ対象が純損益計算書の複数の区分に分類される場合（例えば、収益（営業区分に分類）及び利息費用（財務区分に分類））に係る為替リスクを管理するための単一のデリバティブ）に生じます。	
<i>IFRS 18.B72</i>		ヘッジ手段として指定していない	過大なコストまたは労力を伴う場合を除き、ヘッジ手段に指定したデリバティブの場合と同じ分類要件に従って処理します（過大なコストまたは労力を伴う場合、営業区分に分類）。	2.1.2から2.1.6で解説している要求事項を適用します。

目的及びヘッジ指定	デリバティブに係る利得及び損失	非デリバティブ金融商品に係る利得及び損失
IFRS 18.B73 識別されたリスクの管理に使用されていない	<p>デリバティブが資金調達のみを伴う取引に関連している場合には、財務区分に分類します（例：企業が固定数の企業自身の資本性金融商品を引き渡し、固定金額の外貨を受け取ることができる買建オプション）。</p> <p>次に該当する場合には、営業区分に分類します。</p> <ul style="list-style-type: none"> デリバティブがそのような資金調達取引に関連していない。 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業の場合、デリバティブが顧客へのファイナンスの提供に関連している、または企業が「資金調達負債」から生じる収益及び費用を営業区分に分類する会計方針の選択を行っている（2.1.3.2参照）。 	



表示に関する要求事項はリスク管理に使用するデリバティブと非デリバティブ金融商品で異なるか？

IFRS 18.BC229

場合によります。リスク管理に使用するデリバティブと非デリバティブ金融商品に係る利得及び損失の分類は、それらがヘッジ手段として指定されている場合は同じです。すなわち、ヘッジされるリスクの影響を受ける区分に分類されます。

ただし、ヘッジ関係の指定をしていない場合には、企業がリスク管理に使用する金融商品に係る利得及び損失をどのように分類するかは、それらがデリバティブであるかどうかに左右されます。

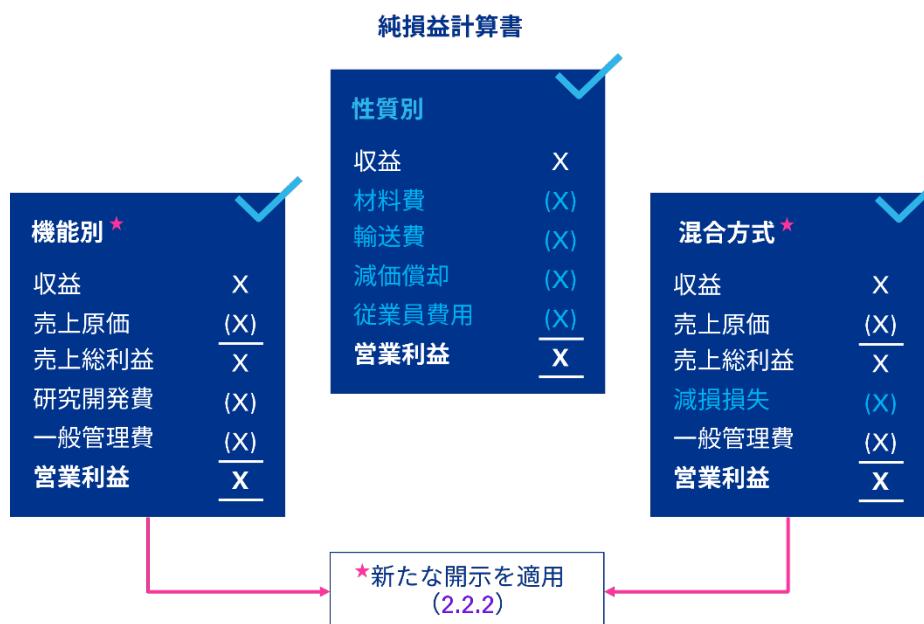
企業は、リスク管理を含む複数の目的で非デリバティブ金融商品を保有している場合があります。管理するリスクの影響を受ける区分の識別にコストと重大な判断を伴うことから、IASBは、ヘッジ手段として指定していない場合には、企業がこれらの金融商品に係る収益及び費用の分類に一般的な要求事項の適用を要求することを決定しました（[2.1.2～2.1.6](#)参照）。

2.2 営業費用の分析

IFRS 18.78

IFRS第18号が営業費用の分析に関して導入した、IAS第1号からの主な変更点は、以下の2つです。

- **表示箇所に関する制限**：企業は今後、営業費用の分析を純損益計算書の本体において表示する必要があります。当該分析を注記でのみ開示するというオプションは削除されました。
- **営業費用の分析を混合方式で表示することを明示的に容認**：企業は、純損益計算書の本体において営業費用を性質別、機能別またはその両方を混合した方法で表示することができます。



IFRS 18.78, B80

企業は、営業費用の分析について、これらの費用の最も有用な体系化された要約を提供する方法（すなわち、性質別、機能別または混合方式）を選択しなければなりません。IFRS第18号は、この判断において考慮すべき要因を定めています（2.2.1参照）。

IFRS 18.82(b), 83

純損益計算書の本体において科目を機能別に表示している場合、企業は費用の性質に関する情報を注記に開示する必要があります（2.2.2参照）。これは、純損益計算書の本体においてすべての科目を性質別に表示する場合に追加的な開示が求められないこととは対照的です。

IFRS 18.82(a),
BC256

さらに、IFRS第18号は、純損益計算書の本体において科目を機能別に表示する場合には、売上原価をその他の費用として表示することが必要である（企業が売上原価の機能を有している場合）と明示的に定めています。IFRS第18号には、売上原価の定義はありませんが、IAS第2号「棚卸資産」第38項により開示が要求される棚卸資産費用の合計額を含めなければならないとしています。

2.2.1

最も有用な体系化された要約を提供する分析の選択

IFRS 18.78

企業は、どの方法が財務諸表利用者に営業費用の最も有用な体系化された要約を提供するかを評価する必要があります。有用な体系化された要約については、[第4章](#)を参照してください。

IFRS 18.B80

下記の表は、営業費用を性質別、機能別または混合方式で分析するにあたり、どの方法が最も有用な情報を提供するかを決定するためにIFRS第18号に記載されている要因の企業による検討例を示しています。

要因	設例
企業の収益性の 主要な構成要素または決定要因	小売業者の場合、売上原価が収益性の主要な決定要因となる可能性があります。売上原価の表示を含む機能別または混合方式を使用することにより、企業に発生した直接費とその結果もたらされる売上総利益について関連性のある情報が提供される可能性があります。 サービス・プロバイダーの場合、性質別に表示される費用（例：従業員費用）に関する情報の方がより関連性がある可能性があります。
事業が管理されている方法 及び経営者が内部で どのように 報告しているのか	主要な機能に基づいて管理している製造業者は、機能別分類がより有用な情報を提供すると判断する可能性があります。 単一の支配的な機能を有する企業（例：顧客にファイナンスを提供する企業）の場合、性質別分類が最も有用な情報を提供する可能性があります。
業界の実務	同業他社と同様の方法を使用することで比較可能性が向上する可能性があります。
費用の機能別配分	特定の費用の機能別配分が恣意的になる場合には、これらの費用は性質別に分類する必要があります。

IFRS 18.B81

IFRS第18号は、混合表示がどのような場合に営業費用の最も有用な体系化された要約を提供するのかについて、以下のような例を提供しています。

- 機能別表示が最も有用な体系化された要約を提供するものの、特定の費用の機能別配分が恣意的になる場合
- 企業は2つの異なる種類の主要な事業活動を有しており、各事業活動からの費用の最も有用な体系化された要約を提供するために、それぞれの事業について異なる表示方式が求められる場合

IFRS 18.B82

企業が純損益計算書の本体において営業費用を混合方式で表示する場合、企業は、どのような費用が各科目に含まれているかを明確に識別する方法で表示科目を記載する必要があります。例えば、企業が一部の従業員給付を機能別表示科目に含め、他の従業員給付を性質別表示科目に含めている場合、性質別表示科目の記載上、すべての従業員給付を含んでいるわけではないことを明確にする（例：「売上原価に含めたもの以外の従業員給付」と記載）必要があります。



営業費用の表示方式の選択は自由に選択できるのか？

IFRS 18.B80

いいえ。IFRS第18号には、企業がいずれの方法が営業費用に関する最も有用な体系化された要約を提供するかを決定するための新たなガイダンスが含まれており、その決定には判断が必要となる場合があります。

IFRS第18号は、特に異なる要因のそれぞれが、異なる方式が適切であると示唆するような場合に、個々の要因にウェイト付けをしていません。



現行の実務がどのように変わると想定されるか？

IFRS 18.78

状況によります。IAS第1号では、実務は業界や地域により異なっていました。営業費用の表示は以下の影響を受けていた可能性があります。

- 従前のGAAP
- 規制上の要求事項
- 業界の実務慣行

例えば、企業によって、混合表示の使用が禁止されていた場合もあれば、営業費用の分析を注記にのみ開示していた場合もあります。

一部の企業は、純損益計算書の本体における混合表示の明示的な容認を歓迎するであろうと考えられます。

2.2.2 性質別費用の開示

IFRS 18.83, B84

純損益計算書の本体において1科目でも営業費用を機能別に表示する場合、企業は、5つの特定の性質別費用（有形固定資産、投資不動産及び使用権資産の減価償却、無形資産の償却、従業員給付、減損損失及び減損損失の戻入れ、ならびに棚卸資産の評価減及び評価減の戻入れ）のそれについて、単一の注記に次の情報を提供することが求められます。

- 適用されるIFRS会計基準¹³に基づき認識及び開示が行われる金額の合計額
- 合計額のそれぞれについて、営業区分における各科目に関連する金額。この金額に当期に費用処理した金額と資産計上した金額の両方が含まれている場合、企業は定性的な説明を、関連のある資産を識別して提供する必要があります。
- 合計額のそれぞれについて、営業区分の外の科目のうち当該合計額に関連する金額を含んでいる科目の一覧表（例：投資区分に分類されている、主要な事業活動として投資しているものではない投資不動産の減価償却額）

13

性質別費用	適用される要求事項
以下の減価償却額	
• 有形固定資産	IAS第16号第73項(e)(vii)
• 投資不動産	IAS第40号第79項(d)(iv)
• 使用権資産	IFRS第16号「リース」第53項(a)
無形資産の償却	IAS第38号「無形資産」第118項(e)(vi)
従業員給付	IAS第19号「従業員給付」に基づき認識した従業員給付に係る金額の合計額 IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき認識した従業員から受け取ったサービスに係る金額の合計額
減損損失（及び戻入れ）	IAS第36号第126項(a)及び第126項(b)
棚卸資産の評価減（及び戻入れ）	IAS第2号第36項(e)及び第36項(f)

次の図は、上記の要求事項が5つの特定の性質別費用のうちの1つ（減価償却額）にどのように適用されるかを例示しています。

純損益計算書の注記

性質別営業費用 ^(a)	減価償却	償却	従業員給付	減損損失／戻入れ	棚卸資産評価減／戻入れ
当期に認識した合計額（費用処理及び資産計上した金額）		72 ^(b)			
以下に関連する合計額					
売上原価	50				
管理費	3				
研究開発費	15				
営業区分に関連する合計額		68 ^(b)			

(a) この注記に開示されている金額は、棚卸資産に資産計上した金額を含む減価償却を除き、当期に費用処理した金額です。

(b) これらの合計額間の差額は、投資区分の【科目X】に含まれる投資不動産（主要な事業活動として投資しているものではない）の減価償却額に関連しています。

IFRS 18.84, 85

分解に関する一般的な要求事項（第4章参照）の免除として、1科目でも営業費用を機能別表示する企業は、5つの特定の性質別費用に関して分解した情報の提供のみが求められます。ただし、これは、企業にそれらの費用に関連するIFRS会計基準の特定の開示要求事項の適用を免除するものではありません。



5つの特定の性質別費用に関する開示において、各性質別費用の合計額は、当期に費用として認識した金額を基礎とする必要があるか？

IFRS 18.83(b),
B84(b),
BC269-BC271

必ずしも必要ではありません。

IFRS第18号を開発する際に、IASBは、当期にどのコストを費用として認識し、将来どのコストを費用として認識するのかを追跡するため、企業に過大なコストが生じるのではないかという作成者からのフィードバックを検討しました。このフィードバックに応える形で、IASBは、5つの特定の性質別費用について開示される金額は、当期に費用として認識する金額である必要はないことを明らかにしました。それらには、資産の帳簿価額の一部として認識している金額を含むことができます。

資産計上額を含む金額を開示する場合、企業は、財務諸表利用者が開示された情報を理解するのに役立つように、この事実（関連のある資産の識別を含む）に関する定性的な説明を提供することが求められます。



「機能」はIFRS第18号で定義されているか？

IFRS 18.82(a), B85,
BC253-BC257

いいえ。IAS第1号と同様、企業はIFRS第18号に従って独自に機能の定義を定め、この定義を首尾一貫して適用します。IFRS第18号は「機能」を定義していませんが、その代わりに、企業が営業費用について最も有用な体系化された要約を提供する集約のレベルをどのように検討するかに関するガイダンスを提供しています。例えば、管理活動（例：人的資源、IT、法律及び会計）、販売活動及び研究開発活動に関するコストは、それらの特徴が十分に異なっており、企業の営業費用に関する有用な体系化された要約を提供するために別々の科目で表示する必要があります。

企業が純損益計算書の本体において1科目でも機能別に表示する場合、IFRS第18号では、「売上原価」の科目を表示することを要求します（企業が売上原価の機能を有している場合）。ただし、IASBは、売上原価という科目にはIAS第2号に基づいて認識される棚卸資産費用を含むということを明示する以外に、売上原価の定義を定めないことを決定しました。

集約の適切な水準の決定に関する詳細は、[第4章](#)を参照してください。



営業費用の分析に関するIFRS第18号の要求事項は、IAS第1号の要求事項とどのように異なるのか？

主な相違点を以下の表にまとめています。

	IAS第1号	IFRS第18号
営業費用の分析の表示箇所	純損益計算書の本体と財務諸表の注記のいずれかを選択する	純損益計算書の本体における表示が求められる
純損益計算書の本体における営業費用の機能別及び性質別の混合分析	性質別情報が財務諸表（すなわち、純損益計算書の本体または注記のいずれか）に含まれている限り、明示的には禁止されていない	明示的に容認されている。1科目でも営業費用が機能別に表示されている場合、「売上原価」の科目を独立に表示することが求められる（企業が売上原価機能を有している場合）
営業費用を分類するための適切な方法を決定するための規準	財務諸表利用者にとって信頼性があり、より関連性のある情報を提供する方法であれば、いずれの方法でもよい	最も有用な体系化された要約を提供する方法であれば、いずれの方法でもよい
純損益計算書の本体において機能別または混合方式を採用する企業が注記において求められる開示	減価償却、償却及び従業員給付を含む費用の性質に関する追加的な情報	5つの特定の性質別費用のそれぞれについて、特定の定性的及び定量的情報を単一の注記に開示

2.2.3

営業費用の表示方法の変更

IFRS 18.30, B83

純損益計算書における費用の分類及び表示の変更は、会計方針の変更になります。例えば、企業がのれんの減損損失をある報告期間に性質別の科目として表示している場合、会計方針を変更しない限り、企業はその後の報告期間においてのれんの減損損失を性質別の科目として毎期継続して表示する必要があります。

2.3

収益及び費用の合計と小計

IFRS第18号は、以下を導入しています。

- セクション2.1に説明されているように、純損益計算書に求められる2つの新たに要求される利益の小計
- 純損益計算書における追加的な小計の表示に関する指針の拡充
- 純損益計算書において表示されることが多いIFRS第18号第118項に列挙される小計（本冊子では、「IFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計」という）
- 収益及び費用の小計であるMPM。MPMについては第3章で詳細に解説しています。

2.3.1

要求される収益及び費用の合計／小計

IFRS第18号に基づき、2つの新たな小計を表示することが求められます。3つのその他の合計／小計はIAS第1号から引き継いでいます。

要求される合計／小計	これは新たな要求事項か？
IFRS 18.69-72, 86 営業損益	はい。IFRS第18号により新たに導入されています（セクション2.1参照）。
財務及び法人所得税前損益*	
純損益	いいえ。 IAS第1号から引き継がれています。
その他の包括利益合計	
包括利益合計	
IFRS 18.73-74, BC190 *現金及び現金同等物ならびに「資金調達負債」から生じる収益及び費用のすべてを営業区分に分類する企業（2.1.3.1及び2.1.3.2参照）は、この要求される小計を表示することを認められていません。ただし、追加の小計を表示するための要件を満たしている場合には、営業利益の後かつ財務区分の前に追加の小計を表示することを妨げられません。この場合、財務の金額を除外していると示唆するような名称（例：財務前利益）を付けることはできません。すなわち、当該小計に含められた金額を忠実に表現する方法でその名称を決める必要があります。例示についてはセクション8.1を参照してください。	

2.3.2

追加的な収益及び費用の小計

IFRS 18.24

IAS第1号と同様、純損益計算書で有用な体系化された要約を提供するのに必要な場合には、純損益計算書において追加的な小計を表示することが求められます（セクション4.3参照）。

具体的には、追加的な小計は以下の要件を満たしている必要があります。

- IFRS会計基準に従って認識され、測定される金額で構成されていること
- 有用な体系化された要約を提供するために作成される計算書の構成と両立可能であること
- 期間ごとに首尾一貫性があること
- IFRS第18号で要求されている合計／小計よりも目立たないように表示すること

IFRS第18号は、追加的な小計をIFRS会計基準で要求している合計／小計に調整するIAS第1号の要求事項を削除しています。追加的な小計は、有用な体系化された要約を提供する計算書の構成と両立可能である場合にのみ表示されるため、この調整は純損益計算書の本体において実質的に提供されることになります。

2.3.3

IFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計

IFRS 18.118, B123
BC362

IFRS第18号に列挙されている一般的な収益及び費用の小計

売上総損益（売上原価を控除後の収益）及び類似の小計。例えば、次のようなものがあります。

- 正味利息収益
- 正味賃貸収益
- 正味報酬及び手数料収益
- 保険サービス損益
- 正味の財務成果（投資収益から保険金融収益及び費用を差し引いたもの）

減価償却、償却及びIAS第36号の範囲に含まれる減損の前の営業損益（OPDAI）

営業損益並びに持分法を用いて会計処理されるすべての投資からの収益及び費用

営業損益並びに投資区分に分類したすべての収益及び費用で構成される小計（「財務及び法人所得税前損益」という要求される小計を表示することを認められていない企業の場合のみ（[2.3.1参考](#)））

法人所得税前純損益

継続事業からの純損益

これらのIFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計は、IFRS第18号に基づくMPMとはみなされません。IFRS会計基準に定義されていない場合であっても、これらは一般的によく理解されており、IFRS会計基準で要求している合計／小計への調整は純損益計算書の本体における表示からも明らかであると考えられるためです。したがって、それらはMPMの開示要求事項の対象なりません（[第3章参考](#)）。

さらに、IFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計は、追加的な収益及び費用の小計に関する要件を満たす限り、純損益計算書の本体において表示することができます（[2.3.2参考](#)）。

下記の表は、一般的な収益及び費用の小計が純損益計算書の構成と両立可能であるかどうか（より具体的には、営業費用を表示するために使用されている方法と整合しているかどうか）を例示しています。

IFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計	それは純損益計算書の本体に表示することができるか？
売上総損益	機能別または混合表示方式が使用される場合のみ
減価償却、償却及びIAS第36号の範囲に含まれる減損の前の営業損益（OPDAI）	性質別または混合表示方式が使用される場合のみ
法人所得税前純損益	はい。いかなる表示方式でも可
継続事業からの純損益	はい。いかなる表示方式でも可

2.3.4

EBITDA

*IFRS 18.24, 118,
BC363-BC366*

財務報告においてより一般的に使用されている業績指標の1つである「利息、税金、減価償却及び償却前の利益（EBITDA）」は、IFRS第18号で定義されていません。ただし、IFRS第18号は、一般的な収益及び費用の小計として、「減価償却、償却及び減損の前の営業損益」（OPDAI）を挙げています（[2.3.3参考](#)）。



OPDAIという小計の名称をEBITDAとすることはできるか？

*IFRS 18.78-79,
B80-B82,
BC363-BC366*

場合によります。IASBは、OPDAIという小計の名称をEBITDAとすることを明示的に禁止していませんが、EBITDAがOPDAIの正確な記述になるのは稀であると想定しています。

ただし、場合によっては、EBITDAがOPDAIの正確な記述になる可能性もあります。例えば、投資区分における収益及び費用がなく、営業区分に利息収益が存在しない場合（すなわち、すべての利益が営業利益に含まれている場合）があります。

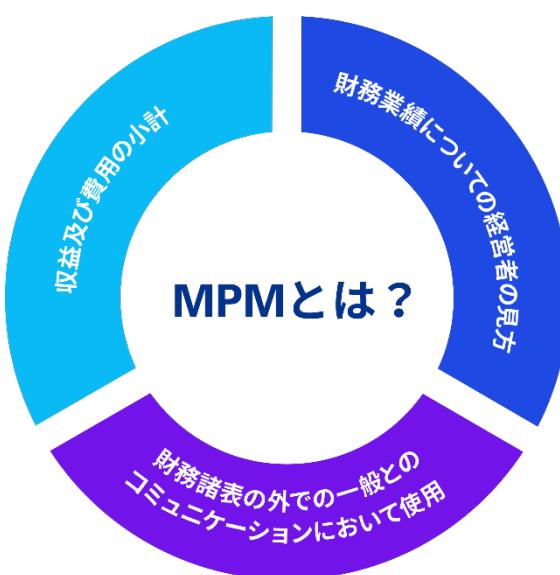
さらに、OPDAIとは異なる形で計算されるEBITDAを一般とのコミュニケーションで使用している場合、この指標はMPMになり、MPMに関する開示が求められます（[第3章参考](#)）。

3 経営者が定義した業績指標（MPM）

MPMは透明性のある方法（説明および調整が行われる）で財務諸表に開示され、監査の対象になります。MPMは「Non-GAAP」指標の一部を対象としますが、そのすべてが対象となるものではありません。

3.1 新たな定義

財務諸表利用者への財務業績のコミュニケーションにおける「Non-GAAP」業績指標の有用性に鑑み、IFRS第18号では、「経営者が定義した業績指標」（MPM）の定義を定めており、その透明性を高める開示を財務諸表の注記で行う特定の要求事項を設けています。



IFRS 18.117-120,
B113-B122

IFRS第18号は、MPMを次の3つの要件を満たす収益及び費用の小計として定義しています。

- 財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用されている（例：経営者による説明、プレスリリース、投資者向けプレゼンテーション）。（3.1.1参照）
- 企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝えるものである（3.1.2参照）。
- 収益及び費用の小計ではあるもののIFRS会計基準によって表示／開示が要求されている合計／小計ではない、またはIFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計（例：売上総利益、減価償却、償却及び減損の前の営業損益（OPDAI））ではない（3.1.3参照）。

IFRS第18号により、MPMに関するすべての情報を財務諸表の单一の注記において開示することが求められます。状況によっては、MPMが純損益計算書の本体において表示されることもあります（セクション3.2参照）。

3.1.1 財務諸表の外での一般とのコミュニケーション

範囲

*IFRS 18.117(a),
B119-B122*

収益及び費用の小計は、財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用される場合に限って、MPMとなります。IFRS第18号においては、一般とのコミュニケーションには以下が含まれるとされています。

- 経営者による説明
- プレスリリース
- 投資者向けプレゼンテーション等

一方で、口頭でのコミュニケーション（およびその記録）、ソーシャルメディアへの投稿はIFRS第18号では、一般とのコミュニケーションに含まれません。

時期

MPMは、財務諸表と同じ報告期間に関連する指標です。そのため、年次財務諸表ではなく期中財務諸表における企業の業績に関連している小計は、期中財務諸表におけるMPMになります。同様に、期中財務諸表ではなく年次財務諸表における企業の業績に関連している小計は、年次財務諸表におけるMPMになります。

報告期間に係るMPMを識別する際には、当該報告期間に係る一般とのコミュニケーションのみを考慮します。企業の財務報告プロセスの一部として、財務諸表の公表後に一般とのコミュニケーションを通例的に公表している場合があります。この場合、当報告期間に関して公表される予定の一般とのコミュニケーションに、ある指標が含まれないであろうことを示す証拠がない限り、当報告期間に係るMPMを識別するために前報告期間に係る一般とのコミュニケーションも考慮に入れる必要があります。



一般とのコミュニケーションにおいて使用されているすべての関連するMPMをどのように識別するのか？

*IFRS 18.BC336-
BC342*

多くの企業には、一般とのコミュニケーションを管理するシステムやプロセスがあります。しかし、一般とのコミュニケーションの範囲は年次報告書、対象となる期間、時期にとどまらず広く多様であり、IFRS第18号における開示の要求事項の対象であるすべてのMPMを識別することが困難な場合もあります。その場合には、システムやプロセスを調整して、当報告期間のすべてのMPMを把握する必要があるかもしれません。

3.1.2

財務業績についての経営者の見方

*IFRS 18.B124-B129,
BC351-BC356*

IFRS第18号では、財務諸表の外で一般とのコミュニケーションに使用される収益及び費用の小計は、経営者が合理的で裏付け可能な情報により反証しない限り、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を財務諸表利用者に伝えると推定されます。

以下の2つの状況を示す合理的で裏付け可能な情報を有している場合にのみ、経営者は推定に反証することができます。

- 収益及び費用の小計は企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるものではない。
- 企業には、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えること以外に、一般とのコミュニケーションにおいて小計を使用する理由がある（例：小計を一般とのコミュニケーションで使用することが法律または規制によって要求されている）。

IFRS第18号には、企業が一般とのコミュニケーションで使用する特定の収益及び費用の小計がMPMであるという推定に対する反証をした時期、理由を開示するよう求める規定はありません。



一般とのコミュニケーションで使用される収益及び費用の小計がMPMであるとの推定に反証することはできるか？

*IFRS 18.B124-B129,
BC349*

可能ですが、稀であると想定されます。

IASBは、この推定を導入し、ある指標が経営者の見方を伝えるかどうかという検討に厳格さと規律を付与しました。これは、通常は真であると見込まれる条件を設定する手法によっており、すなわち、企業は一般とのコミュニケーションに収益及び費用の小計を含めることによって、財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えていると見込むことが合理的であるというものです。

一般とのコミュニケーションにおいて当該小計への言及が数多く行われ、目立たせるようになるにつれ、当該小計がMPMであるとみなされる可能性は高くなります。また、企業が収益及び費用の小計を一般とのコミュニケーションにおいて使用するものの内部では使用しないというのは、特定の財務諸表利用者または規制当局の要請である場合を除き、通例でないかもしれません。

3.1.3

収益及び費用の小計

IFRS 18.B116-B117

IFRS第18号に基づき、収益及び費用の小計のみがMPMに該当します。いわゆるNon-GAAP指標は、代替的業績指標や主要な業績指標（KPI）とも呼ばれ、IFRS第18号で定義されているMPMよりも範囲が広くなっています。例えば、以下はIFRS第18号ではMPMに該当しません（すなわち、収益及び費用の小計ではありません）。

- 収益のみ、または費用のみの小計（例：調整後収益、現金支払済給与コスト）
- 資産、負債、資本、またはこれらの構成要素の組合せ
- 財務比率（例：総資産利益率（ROA））。ただし、財務比率の分子や分母である収益及び費用の小計は、当該小計が財務比率の一部ではなかったとしたならばMPMの定義を満たす場合（例：調整後売上総利益率の分子）には、MPMに該当します。
- 流動性またはキャッシュ・フローの指標（例：フリー・キャッシュ・フロー）
- 非財務業績指標（例：定期購読者数）

以下の図は、MPMと他の小計の関係を示しています。MPMの定義は、MPMが一般的な小計でも要求される小計でもないことを明示的に示しています。ただし、MPMと一般的な小計は、両方とも追加的小計である場合があります（[2.3.2参照](#)）。例えば、研究開発費控除前営業利益は、MPMの定義を満たし、追加的小計として純損益計算書の本体に表示されることがあります（[セクション3.2参照](#)）。一方で、売上総利益は、一般的な小計であるためMPMではありません。ただし、追加的小計として純損益計算書の本体に表示される場合があります。



MPMは、いわゆる「Non-GAAP指標」と同じか？

いいえ。IFRS第18号では、MPMの定義がNon-GAAP指標の一部のみ（すなわち、収益及び費用の小計）に限定されています。収益及び費用の小計ではない他のNon-GAAP指標（例：フリー・キャッシュ・フロー）は、MPMの定義を満たしていません。そのため、それらはMPMの開示要求の対象ではありません。



財務諸表の注記においてMPMの定義を満たしていないNon-GAAP指標を開示することはできるか？

状況によります。IFRS第18号では、MPMについて特定の開示を要求しています。IFRS会計基準では、MPMではないNon-GAAP指標（例：フリー・キャッシュ・フロー）を財務諸表の注記で開示することが特に禁止されているわけではありませんが、MPMの定義は、狭い範囲で定められており、Non-GAAP指標の一部のみ（収益及び費用の小計）に限定されています。

財務諸表での開示上の要求事項または禁止事項の評価に際して、企業は、法律または規制上の要求事項（すなわち、IFRS会計基準の要求事項以外の要求事項）を考慮します。

法律または規制上の禁止事項が存在しない場合、Non-GAAP指標は、適切であれば財務諸表に開示できる可能性があります。財務諸表に当該情報を開示することが適切であるかどうかの判断の際には、次の内容が考慮されます。

- その情報が規制上、具体的に要求されているか
- その情報の性質および目的
- その情報とIFRS会計基準との関係
- その情報が監査報告書の対象となることが意図されているか、または対象となることが要求されているか

また、IFRS第18号によりMPMの定義を満たしていないNon-GAAP指標を開示する場合、MPMという名称を付けることはできません。



MPMと追加的な小計との違いは何か？

IFRS 18.24, B134,
BC357

いずれも収益及び費用の小計ですが、MPMと異なり、追加的な小計は常にIFRS会計基準に従って認識し測定した金額で構成されます。

一方で、IFRS第18号は、純損益計算書の項目に適用される会計方針と異なる会計方針に基づいているMPM、またはIFRS会計基準に準拠していないMPMを禁止していません。ただし、MPMの算出方法または企業が用いる用語の説明について財務諸表利用者が理解できるように、企業はMPMとして求められる情報を提供する必要があります。

3.2 MPMの記載場所

IFRS 18.24, 43,
123, B118, B134,
BC374-BC375

IFRS第18号は、MPMの定義を満たす収益及び費用の小計は、純損益計算書に表示されているか否かにかかわらず、MPMであると定めています。このことから、IFRS第18号は、純損益計算書の本体にMPMを表示することを禁止していないことが示唆されます。

企業は、追加的な小計が以下に該当する場合においてのみ、MPMを純損益計算書の本体に追加的な小計として表示することができます。

- IFRS会計基準に従って認識し測定した金額で構成されている。
- 純損益計算書の構成と両立可能であり、有用な体系化された要約を提供する。
- 要求される合計／小計よりも目立たないように示される。
- 財務諸表利用者に誤解を与えない方法で名称を付されている。

MPMは、追加的な小計としての表示の要件を満たしていない場合、純損益計算書の本体に表示することはできませんが、企業は、その場合でもMPMを注記に開示しなければなりません。



純損益計算書の本体にMPMを表示することは可能か？

状況によります。

IFRS第18号により、MPMが追加的な小計の要求事項（上記に記載）に準拠している場合、純損益計算書の本体にMPMを表示することができます。

現行のIAS第1号の実務において、以下に示す追加的な小計が純損益計算書の本体において表示されている場合があります。

- EBITDA (OPDAIと異なる場合)
- 調整後EBITDA
- リストラクチャリング費用控除前営業利益
- 「非経常的」費用控除前営業利益
- 研究開発費控除前営業利益

これらの小計がMPMの定義を満たしている場合、純損益計算書の本体で表示することが適切であるかどうかについて、慎重に検討する必要があります。

MPMとして、これらの小計には新たな開示要求事項が適用されます（セクション3.3参照）。



純損益計算書の本体にMPMを表示する際、調整項目を示す欄（列）を使用することはできるか？

IFRS 18.24,
BC374-375

はい。ただし、この表示が追加的な小計の要求事項、特に、過度に目立つ小計を表示しないようにする要求事項に準拠している場合のみ可能です。現在、法域によっては調整項目を示す欄（列）の使用が比較的一般に行われています。

IFRS第18号は、調整項目を示す欄（列）を使用して純損益計算書の本体にMPMを表示することを明示的には禁止していません。ただし、純損益計算書の本体にMPMを表示する場合、過度に目立つような情報や財務諸表利用者に誤解を招く情報を提供することなく有用な体系化された要約を提供するという純損益計算書の要求事項に準拠している必要があります（[セクション4.3](#)参照）。

3.3 MPMの開示内容

IFRS 18.121-125,
B134-B137

IFRS第18号に基づいて、企業はMPMに関する以下の情報を財務諸表の单一の注記において開示する必要があります。

記載する	記述する	調整する
<ul style="list-style-type: none"> MPMは、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を提供する MPMは、他の企業が提供している類似した名称または記述を共有する指標と必ずしも比較可能ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 経営者の見解において、MPMによって伝えられる財務業績の側面 MPMが企業の財務業績に関する有用な情報を伝えるという理由の説明 MPMがどのように計算されているのか（MPMがIFRS会計基準の会計方針と異なるのか、およびどのように異なるのかを含む）（以下参照） 	<ul style="list-style-type: none"> MPMと最も直接的に比較可能である、IFRS第18号に列挙される一般的な小計、またはIFRS会計基準で表示／開示が要求される合計／小計との間の調整表（各調整項目の税効果と非支配持分（NCI）への影響を含む）（以下の開示例参照） <p>さらに、各調整項目について以下を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 純損益計算書の各科目に関する金額 調整項目がどのように計算され、MPMが有用な情報を提供するうえでどのように寄与しているのか

MPMは、財務諸表利用者に誤解を与えない明瞭で理解可能な方法で名称を付け記述しなければなりません。例えば、「非経常的費用前の営業利益」などのMPMを使用する場合は、当該小計は、企業が非経常的なものとして識別したすべての費用を除外しており、かつ企業が「非経常的費用」をどのように定義しているかを説明している場合に限り、この名称を使用することができます。

さらに、IFRS第18号は、以下のいずれかに該当する場合に、特定の開示を求めています。

- MPMの計算方法の変更
- 新たなMPMの追加
- 以前に開示したMPMの使用の中止
- 調整表における法人所得税への影響の算定方法の変更

実務上可能な場合、これらの変更、追加または中止を反映するために修正再表示された比較情報についての説明と根拠も開示します。

以下は、調整表の開示例を示しています。

	20X7年度	税効果	非支配持分への影響
調整後営業利益（MPM）	X		
リストラクチャリング費用 (従業員給付費用に含まれている) ^(a)	(X)	X ^(b)	(X)
営業利益（要求される小計）	X		
(a) 20X7年度のリストラクチャリング費用はグループのリストラクチャリング・プログラムに関連している。この費用には、従業員再教育費用及び移転費用が含まれ、すべて[S国]にある複数の工場の閉鎖に関連する。 (b) [S国]におけるリストラクチャリング費用の税効果の影響は、20X7年度末に[S国]で適用される法定税率(X%)に基づいて算定されている。			



新たなMPMの開示はどれくらい煩雑であるか？

IFRS18.B141,
BC385-BC387

調整表（上記開示例）は、追加的な労力を伴う可能性があります。

IFRS第18号により、調整表に含まれる各調整項目について、非支配持分への影響と法人所得税への影響の両方を開示することが求められます。これらの影響が経営者による業績評価に使用されない場合にも開示しなければなりません。企業は適切な方法を決定して、注記の各調整項目について法人所得税への影響を算定する必要があります。

また、複雑性の低減とコスト削減のために簡素化されたアプローチで法人所得税への影響を算定することが認められており、関係する課税法域において当該取引に適用される法定税率を用いる方法、または関係する課税法域における当期税金と繰延税金の合理的な比例配分に基づいて計算する方法が求められています。後者は、IAS第12号「法人所得税」のその他の包括利益の項目に対する税効果を算定するアプローチに類似しています。あるいは、特定の事実と状況におけるより適切な配分を達成する他の方法を使用することも認められています。

IASBは、各調整項目を開示することで、財務諸表利用者に対して調整後の1株当たり利益の指標算出に必要な情報を提供していることに言及しています。

MPMの開示の要求事項が複雑であることから、IFRS第18号の発効に先立ち、一般とのコミュニケーションで使用する収益及び費用の小計の一部を再考、および／または再検討することが望されます。



IFRS第18号では調整表について特定の様式を定めているか？

IFRS18.123(c),
B136-B140, BC378,
BC382

いいえ。IFRS第18号は、MPMと最も直接的に比較可能な合計／小計（IFRS第18号第118項に列挙される一般的な収益及び費用の小計、またはIFRS会計基準で特定の表示／開示が求められる合計／小計）の間の調整表の提供を求めるのみです。

IASBは、純損益計算書に表示されている科目を調整する欄（列）としての調整項目を付した表など、特定の様式での調整表の提供を要求することを検討しましたが、調整表の最も適切な様式は各MPMに応じて決まるため、そのような要求事項を定めないこととしました。

3.4

規制上の要求事項との相互関連性

多くの法域では、Non-GAAP指標の表示に関する規制上の要求事項が存在しています。それらの要求事項は一般に財務諸表の外で開示される指標に適用されますが、一部の法域では財務諸表で表示される指標にも適用されます。このことは、財務諸表にMPMを含めるIFRS第18号の要求事項が、企業の法域における現行の規制上の指針とどのような相互関連性があるのかを評価する必要があることを意味します。



IFRS第18号の要求事項は現行の規制上の指針と整合性があるか？

必ずしも整合性があるわけではありません。

規制当局によっては、財務報告または関連文書にNon-GAAP指標（代替的業績指標）を使用することが適切である場合とそうでない場合について、より限定的な要求事項を有する場合があります。例えば、米国SECの*Final Rule : Conditions for Use of Non-GAAP Financial Measures*は、財務諸表に特定の指標（例：EBITDA、追加的な1株当たり利益）を含めることを禁止しています。

また、Non-GAAP財務指標の利用に関する指針を公表している規制当局（例：欧州証券市場監督機構（ESMA）¹⁴及び証券監督者国際機構（IOSCO）¹⁵）もあります。IFRS第18号におけるMPMの要求事項は、おおむね当該指針と整合しています。例えば、ESMAとIOSCOの指針と同様に、IFRS第18号は、明瞭かつ理解可能な方法でMPMを記述することや、MPMを最も直接的に比較可能なIFRS会計基準が定める合計／小計と調整することを求めていました。一方、適用範囲は異なります。ESMAとIOSCOの指針は資産、負債、およびキャッシュ・フローの指標などすべてのNon-GAAP財務指標に適用されますが、IFRS第18号の開示要求事項は、MPMとして定義される一部のNon-GAAP指標（すなわち収益及び費用の小計）にのみ適用されています。

企業は、IFRS第18号の発効日に向け、現地の規制状況の変化を注視していく必要があります。



MPMは監査対象か？

はい。IFRS第18号は、MPMを財務諸表の開示に含めるよう求めています。注記は財務諸表の不可欠な一部であるため、MPMに関する開示情報は監査対象です。

14 ESMAが発行している指針：[ESMA guidelines on alternative performance measures](#)及び[Questions and answers – ESMA Guidelines on APMs](#)

15 IOSCOが発行している指針：[Statement on non-GAAP financial measures](#)

4 集約及び分解

財務諸表における情報のグルーピングに関する拡充された指針及び「その他」の名称を項目に付ける場合の新たな要求事項

IFRS 18.9, 15, B16

財務諸表は、企業の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローに関する有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目的としています。そのために、企業は数多くの取引やその他の事象に関する情報を集約し、基本財務諸表及び注記に記載する内容について適切な詳細さの水準を決定することが求められます。IFRS第18号は、企業が財務諸表の情報をグルーピング（集約及び分解）することを支援する、拡充されたガイダンスを提供しています。

財務諸表	
拡充されたガイダンスの内容：	
<ul style="list-style-type: none"> • 基本財務諸表及び注記の新たに定義された役割（セクション4.1） • 共有されている特徴及び共有されていない特徴に基づく集約及び分解の原則（セクション4.2） • 項目の特徴を忠実に表現する方法による項目の名称及び記述の具体的なガイダンス（セクション4.3） 	
基本財務諸表	注記
企業の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローの「有用な体系化された要約」を提供する	追加的な情報を提供する
より集約されている	より分解されている

4.1 新たに定義された役割

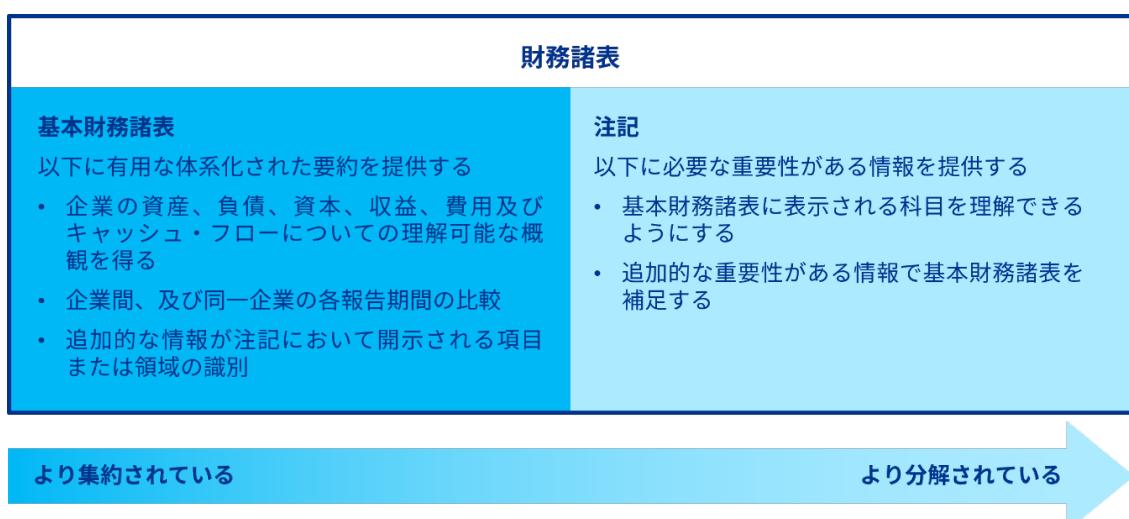
基本財務諸表及び注記の役割

IFRS 18.15–18,
BC45–BC46, BC53

財務諸表の作成にあたって、企業は財務諸表に情報を記載すべきかどうか、（記載する場合）どこに記載するのかについて決定します。企業は、財務諸表に情報を表示または開示する必要があるのかどうかを、引き続き重要性により判定します。すなわち、IFRS会計基準で要求される場合でも、もたらされる情報に重要性がない場合には、企業は情報を表示または開示する必要はありません。企業が財務諸表のどこで情報提供を行うのかについての判断は、基本財務諸表と注記の役割に従って行われることになります。

IFRS第18号は、基本財務諸表及び注記に関する定義された補完的な役割を導入し、重要性がある情報を財務諸表のどこに提供するのかについて企業が意思決定する際のガイダンスを示しています。財務諸表利用者に有用な情報を提供するという財務諸表の目的を果たすため、基本財務諸表には企業の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについて有用な体系化された要約を表示し、注記には追加的な重要性がある情報を開示します。これらの役割は、重要性がある情報が基本財務諸表にすべて表示できるとは限らないという事実を反映しています。基本財務諸表の役割はより要約された情報を提供することであり、注記は追加的な重要性がある情報により基本財務諸表を補足するために使用されます。

これらの異なるのが補完的な役割の結果として、基本財務諸表では注記で提供される情報に比べて集約された情報が提供され、注記ではより詳細な情報が提供されます。



基本財務諸表に表示する情報

IFRS 18.16, 21, 75,
103, BC45–BC46,
BC55

IFRS第18号は、企業に対して、特定の科目を基本財務諸表において区分して表示することを引き続き求めています（例：純損益計算書における収益、財政状態計算書における有形固定資産など）。また、他のIFRS会計基準書により、特定の科目を表示することが求められる可能性があります。

ただし、IFRS第18号においては、企業の財務情報の有用な体系化された要約（すなわち、企業の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについての要約された情報であり、財務諸表利用者にとって有用で理解可能な概観）を提供するという、基本財務諸表の新たに定義された役割が導入されています。企業は、重要性がある情報を基本財務諸表で提供するかどうか、または注記に含めるかどうかを決定する際に、この役割を考慮します。



新たに定義された役割により、企業が基本財務諸表に表示する科目は増えるのか、それとも減るのか？

*IFRS 18.15–20, 23,
B8–B9, BCZ50,
BC54, BC75*

状況によります。

財務諸表に情報を表示（及び開示）する際には、重要性が引き続き適用されます。ただし、今後、基本財務諸表については、企業は科目の表示が有用な体系化された要約の提供に役立つかどうかも検討する必要があります。

企業は、たとえある科目に重要性があるとしても、有用な体系化された要約を提供するという財務諸表の役割を果たさない場合には、基本財務諸表において当該科目を区分して表示することは要求されません。重要性がある情報を基本財務諸表に表示しない場合は、注記で開示します。一方、企業は有用な体系化された要約を提供するために追加的な科目を表示することが必要であると判断する場合があります。

財務諸表利用者に理解可能な概観を提供するために必要な情報は、企業の特定の事実と状況によって異なり、判断が必要になります。企業は、基本財務諸表に情報を表示するかどうかを決定する際には、どの情報が以下に役立つかを慎重に検討する必要があります。

- 理解可能な概観を提供すること
- 比較を容易にすること
- 財務諸表利用者が注記において追加的な情報を求めたいと考える可能性のある主な項目または領域を強調すること

注記に開示する情報

*IFRS 18.17–18, 113,
B6–B7, BC45, BC48*

注記は、より詳細な情報を提供することにより、基本財務諸表を補完します。注記の役割は、以下のいずれにも必要な重要性がある情報を提供することです。

- 財務諸表利用者が表示された科目を理解できるようにすること
- 財務諸表の目的を達成するために、追加的な情報で基本財務諸表を補足すること

例えば、企業は、財務諸表利用者が基本財務諸表に表示された科目を理解するのに役立つようになれば、それらの科目に関する分解された情報を開示する場合があります（例：仕掛品や完成品など棚卸資産の分類に関する分解された情報）。企業はまた、表示された科目の測定に用いた主要な仮定及び判断に関する情報を開示する場合があります（例：企業結合に関連する条件付対価の測定に使用された評価の仮定）。

その他の開示は、基本財務諸表に表示された科目に直接関係しないものの、財務諸表利用者に有用な情報を提供するために必要な重要性がある情報を提供することによって、基本財務諸表を補足します。例えば、企業はさまざまなリスク（例：信用リスク、流動性リスク及び市場リスクなどの金融リスク）に対するエクスポートジャーに関する情報を開示することができます。

財務諸表に表示する情報、または注記に開示する情報

*IFRS 18.41–42, B79,
B111, IAS 1.58, 78,
97–98*

IAS第1号と同様に、IFRS第18号は、企業に対して、財務諸表にどの情報（すなわち基本財務諸表に表示する情報または注記に開示する情報）を含めるのかを評価する際に、重要性を考慮することを引き続き求めています。また、重要性がある項目を区分して表示または開示することが必要とされる状況の例示を引き続き提供しています。一方でIFRS第18号は、基本財務諸表及び注記の役割を定め、重要性がある情報を基本財務諸表において表示するのか、または注記において開示するのかを企業が判断できるように集約及び分解に関する拡充されたガイドラインを提供しており、一段と踏み込んだ内容になっています。また、IFRS第18号は、区分表示または開示が必要となる可能性のある収益及び費用の例として、経常的でない項目を追加しています。



新たなガイダンスにより、収益又は費用の項目を表示または開示するのかについての企業の評価が変わることがあるか？

IFRS 18.42, B79,
IAS 1.97-98

恐らくあります。

IAS第1号では、重要性がある収益又は費用の項目を表示または開示します。同様に新たなガイダンスは、重要性がある収益又は費用の項目（例：棚卸資産の評価減、引当金の戻入れ）の表示または開示を求めています。しかし、IFRS第18号第B79項には、区分表示または開示が必要となる潜在的に特徴が十分に異なっている項目として「経常的でない収益及び費用」が明示されています。そのため企業は、どの情報を財務諸表に区分して表示または開示するのかを判断する際には、経常的でない項目の検討を要することもあります。

経常的でない (non-recurring) 項目を通例でない (unusual) 項目とみなす可能性があります。IASBは、「通例でない収益又は費用」を定義しようとしましたが、どのように定義すべきか利害関係者の間で意見が分かれたため、取りやめることとしました。それでもIASBは、異質な特徴を有する項目の分解及び適切な名称を項目に付けることに関して要求事項が拡充されることを通じて、通例でない (unusual) 項目に関する情報の開示が改善されることを期待しています。

4.2 集約及び分解の原則

IFRS 18.41-42, B3,
B17-B18

IFRS第18号は、取引及びその他の事象を基本財務諸表に表示する科目及び注記に開示する情報にグルーピングする際のガイダンスを拡充し、以下のような情報のグルーピングに関する原則を定めています。

- ・ **集約**：資産、負債、資本、収益、費用またはキャッシュ・フローを、共有されている特徴（類似した特徴）に基づいて項目を集約すること
- ・ **分解**：共有されていない特徴（異質な特徴）に基づいて項目を分解すること
- ・ **集約又は分解**：基本財務諸表及び注記の役割を果たすため、有用な体系化された要約を提供する基本財務諸表に科目として表示する項目、または重要性がある情報を提供するために注記に開示する項目を集約又は分解すること
- ・ **明瞭性の担保**：集約及び分解によって重要性がある情報を不明瞭にしないようにすること

これらの原則は、企業が行う项目的グルーピングを詳細な情報を提供するものとする一方で、過度の詳細さによって重要性がある情報が不明瞭にならないように支援し、財務諸表利用者の情報ニーズとのバランスをとることを目的としています。

集約及び分解のプロセス

IFRS 18.41-42,
B17-B18

グルーピングの原則を適用し、基本財務諸表及び注記がそれぞれの役割を確実に果たすようにするためには、以下に示すステップに従うことが有用と考えられます。

1 識別

個々の取引または事象から生じる資産、負債、資本、収益、費用またはキャッシュ・フローを識別する

2 集約

資産、負債、資本、収益、費用またはキャッシュ・フローを類似した特徴に基づいて項目に集約する

3 分解

異質な特徴に基づいて項目を分解する

企業はこのプロセスに従い、もたらされる情報に重要性がある場合は常に項目を分解します。企業が、基本財務諸表に重要性がある情報を区分して表示しないと判断する場合、注記において当該情報を開示します。

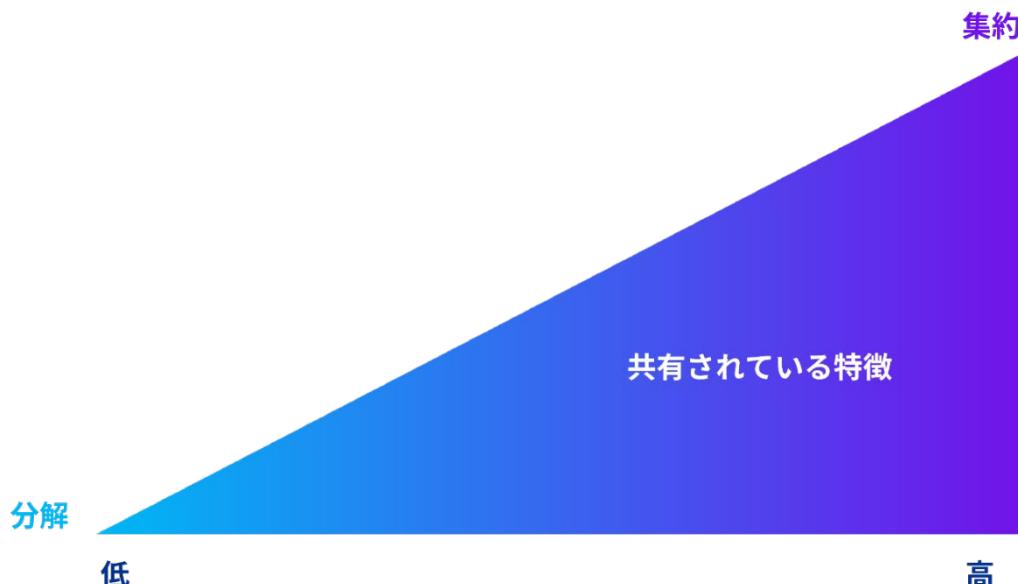
集約及び分解の基礎

*IFRS 18.41-42,
B19-B21, B78-B79,
B110-B111*

グルーピングのプロセスでは、項目に類似した特徴があるか異質な特徴があるかの判断が必要となります。項目をグルーピングする際に企業が考慮する特徴には、例えば以下のものが含まれます。

- 性質
- 機能
- 測定基礎
- 規模
- 地域
- 規制環境

項目の特徴が類似しているほど、項目の集約によって基本財務諸表または注記の役割が果たされる可能性が高まります。一方で、項目の特徴が異質なほど、項目の分解によって基本財務諸表または注記の役割が果たされる可能性が高まります。



基本財務諸表の役割は有用な体系化された要約を提供することであるため、科目には異質な特徴を有する項目が含まれる可能性があります。一般的に、これは、重要性がある情報を提供するためには、さらなる分解（異質な特徴に基づく）が注記において必要となることを意味します。



新たな集約及び分解の原則を受けて、企業は財務諸表における情報のグルーピングの方法を変更するか？

IFRS 18.41-42,
B21-B22, BC3, BC74

変更する可能性があります。

IAS第1号には、企業がどのように情報をグルーピングして基本財務諸表に表示するか、注記において開示するかについての詳細なガイダンスがありません。そのため、企業独自の方法で情報のグルーピングが行われることがよくあります。

IFRS第18号では、情報のグルーピングに関する一貫性のある原則が導入されたことにより、企業による情報の集約及び分解の方法が変わる可能性があります。とはいえ、情報のグルーピングは依然として判断を伴う領域となります。

情報のグルーピングに関する企業の判断を支援するため、IFRS第18号は、追加の適用指針を提供しています。例えば、類似した特徴に基づいて項目をグルーピングする際の適用指針では、集約して基本財務諸表に科目として表示する項目は、少なくとも1つの類似した特徴を有していることが求められます。逆に、単一の異質な特徴により、注記において分解された情報を開示することになる場合があります。



設例4—営業費用のグルーピング

X社は、どの費用科目を純損益計算書の営業区分に表示するのかを検討している。

X社は、営業費用の分析を純損益計算書の本体において機能別で表示することにした。これは営業費用の最も有用な体系化された要約を反映している（2.2参照）。

X社は、製造活動に関連する費用（例：原材料費、人件費、減価償却費）を「売上原価」の科目に分類しているが、人的資源、法律、会計、手数料及びマーケティングのコストなどその他さまざまな営業費用も発生している。このようなその他の営業費用について、どのレベルの集約が最も有用な体系化された要約を提供するのか検討する際に（2.2.1参照）、X社は以下を考慮している。

- 人的資源、法律、会計のコストは、X社の管理活動に関連している。
- 手数料及びマーケティングのコストは、X社の販売活動に関連している。

X社は、管理活動に関連する営業費用は社内の機能を考えると類似した特徴を共有していると判断し、これらの費用を集約している。同様に、販売活動に関連する費用は集約するのに十分な類似性があると判断した。

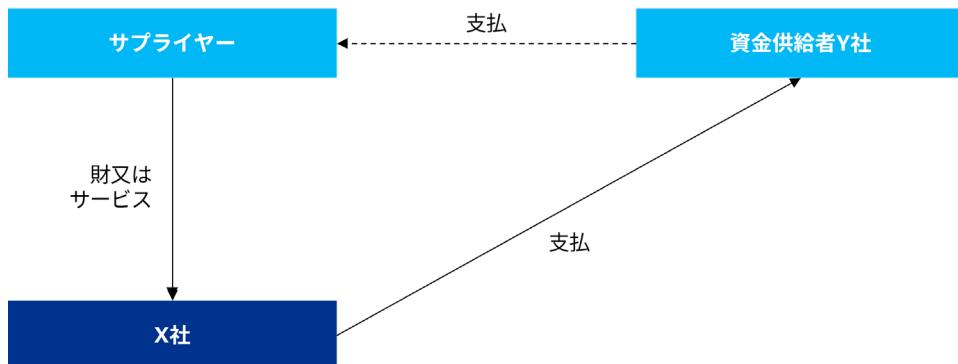
X社は次に、一般管理費と販売費をさらに「販売費及び一般管理費」の科目に集約することが、有用な体系化された要約を提供することにつながるかどうかを検討した。X社は、これらの費用の特徴が十分に異質であり、さらなる集約は適切ではなく、最も有用な体系化された要約を提供するためには、分解（販売費と一般管理費の科目を区分して表示）が必要であると判断した。X社は、区分表示が営業費用のより理解可能な概観を財務諸表利用者に提供し、X社と同業他社との比較可能性が高まると考えた。

X社は、売上原価、管理活動及び販売活動に関連する費用の性質（2.2.2参照）、ならびに財務諸表利用者が費用について理解するために必要なその他の重要性がある情報に関して、注記において追加的な情報を提供している。



設例5—リバース・ファクタリング契約の対象となる買掛金のグルーピング

X社は、資金供給者であるY社との間で買掛金の一部についてリバース・ファクタリング契約¹⁶を締結している。この契約に基づき、Y社はX社がサプライヤーに支払うべき金額を支払うことに合意している。



どの情報を財政状態計算書において表示し、注記において開示するのかを検討する際に、X社はリバース・ファクタリング契約の対象となる買掛金の特徴（例：性質、機能、測定基礎、規模）は、その他の買掛金と十分に類似していると判断した。そのため、X社はリバース・ファクタリング契約の対象となる買掛金について財政状態計算書において独立の科目を表示することは、負債の有用な体系化された要約を提供するために必要ではないと判断している（セクション4.1参照）。

特定の事実と状況に関連する判断に基づき、X社は財政状態計算書において、リバース・ファクタリング契約の対象となる買掛金と対象とはならない買掛金で構成（集約）される買掛金で科目を表示している。

ただし、X社は、リバース・ファクタリング契約の対象となる買掛金はその他の買掛金と十分に異質な特徴があり、注記において開示することが、重要性がある情報を提供することになると判断している。

したがって、X社は買掛金の科目について財務諸表利用者の理解を支援するため、注記において追加的な情報（例：リバース・ファクタリング契約の対象となる金額、条件、支払期日（IAS第7号第44F項及び第44H項を適用）及びその他の関連情報に関する分解された情報）を開示している。

4.3

名称及び記述のガイダンス

IFRS 18.43,
B24-B26,
BC77-BC80

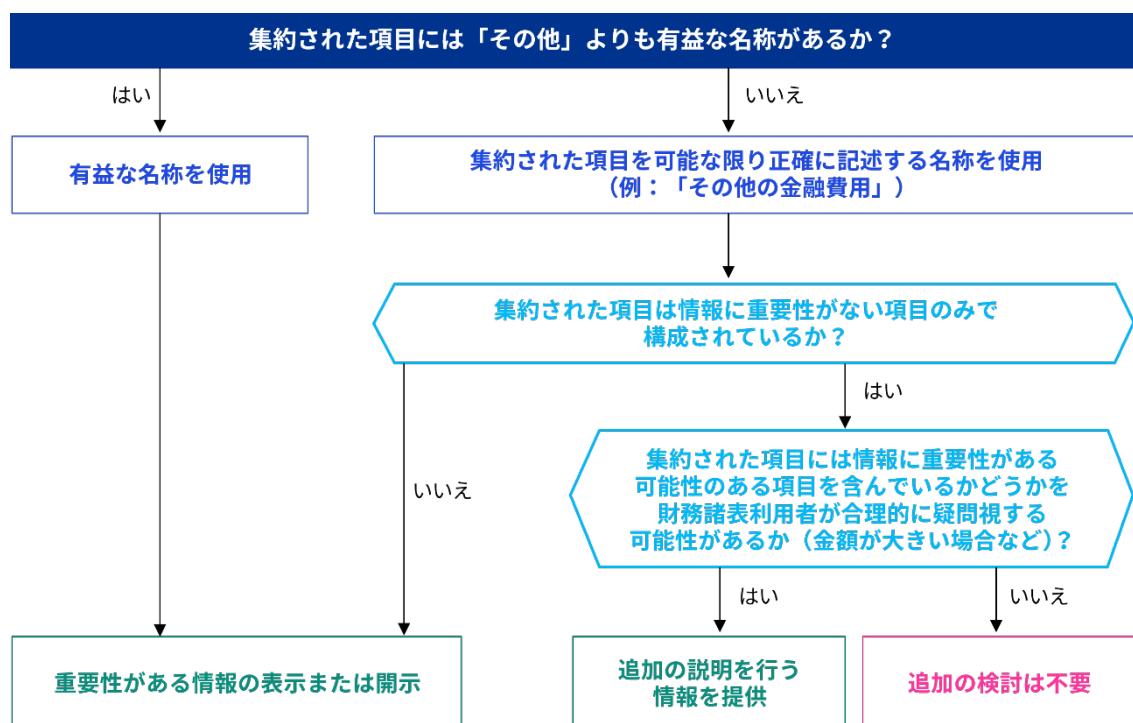
集約及び分解のガイダンスの適用後、企業は表示及び開示する項目をどのように名称を付けて記述するかを決定する必要があります。使用する名称及び記述は、財務諸表利用者にそれらの項目を理解するのに十分な情報を提供する必要があります。IFRS第18号は、企業が次のことを求められる点を明確にしています。

- 基本財務諸表に表示する項目（例：合計、小計及び科目）または注記に開示する項目について、当該項目を忠実に表現する方法で名称を付けて記述すること
- 財務諸表利用者が当該項目を理解するために必要な記述及び説明を提供すること

¹⁶ リバース・ファクタリング契約は一般に、サプライヤー・ファイナンス契約とも呼ばれる。この契約では、ファクター（資金供給者）は企業が仕入先に対して負っている金額を支払うことに合意し、仕入先が支払いを受けるのと同じ日またはそれより後の日に、企業がファクターに支払いを行う。このような契約は通常、（関連する請求書上の支払期日と比較して）企業に対する支払期日の延長または仕入先に対する支払期日早期化の便益を提供するものである。

表示または開示する項目は個々の取引またはその他の事象から生じた項目の集約（グルーピング）であることが多く、企業は「その他」よりも有益な名称を見つけることが困難な場合があります。その項目が重要性がある項目と他の重要性がない項目で構成されている場合、重要性がある項目のみを記述して名称を付けることで、項目の有益な名称になることがあります。一方、その項目が重要性がない項目で構成されている場合、項目をグルーピングする際に考慮した類似する特徴や異質な特徴を記述する名称を使用することで、有益な名称になることもあります。

IFRS第18号は、「その他」よりも有益な名称を付けることができない企業を支援するために、以下の適用指針を提供しています。



企業はIFRS第18号に基づき、項目に「その他」という名称を付けることはできるか？

IFRS 18. B24-B26

はい、できます。ただし、IFRS第18号は、企業に対してより有益な名称がないかを評価し、「その他」の名称を付ける金額について追加的な開示を要求しており、「その他」という名称の使用を抑制しています。

具体的には、企業が「その他」よりも有益な名称を見つけられない場合には、以下が適用されます。

- **あらゆる集約について**—企業は集約された項目を可能な限り正確に記述する名称を使用し（例：「その他の営業費用」または「その他の金融費用」）、重要性がある場合には、注記に分解された情報を提供する。
- **情報に重要性がない項目のみで構成されている集約について**—企業は、情報に重要性がある可能性のある項目を含んでいるかどうかを、財務諸表利用者が合理的に疑問視する可能性があるほど、集約された金額が十分に大きいかどうかを検討する。十分に大きい場合には、その疑問を解消するための情報は重要性があり、企業は、例えば次のような追加的な情報を開示する。
 - 集約された項目は情報に重要性がない項目のみを含んでいる旨の説明
 - 集約された項目の中で最も大きい項目の性質及び金額

5 財務諸表のその他の変更

キャッシュ・フロー計算書上の利息及び配当の分類に関する選択肢の廃止、財政状態計算書に新たな科目として表示されるのれん

5.1 キャッシュ・フロー計算書

IFRS第18号は、キャッシュ・フローの分類と表示の不統一を削減し、企業間の比較可能性を向上させるため、IAS第7号について次の結果的修正を導入しています。

- IAS 7.18(b), 20*
- 間接法を用いて営業活動から生じるキャッシュ・フローを表示するすべての企業は、調整の出発点として営業損益の小計を使用することが求められます
- IAS 7.33A, 34A-D*
- 多くの企業において、利息及び配当の分類に関する選択肢が削除されます（[5.1.1](#)参照）

5.1.1 利息及び配当金のキャッシュ・フロー

IAS第7号が改訂され、企業は、主要な事業活動に基づいて利息及び配当のキャッシュ・フローを分類するよう求められています。

主要な事業活動として顧客へのファイナンスの提供や資産への投資（[2.1.2](#)参照）を行わない企業における、新たな分類の要求事項と現行のIAS第7号の要求事項との違いを以下の表にまとめています。

特定の主要な事業活動が存在しない企業		
キャッシュ・フロー項目	現行のIAS第7号*	改訂後のIAS第7号
利息の支払額	営業または財務	財務
利息の受取額	営業または投資	投資
配当金の受取額	営業または投資	投資
配当金の支払額	営業または財務	財務

* 現行のIAS第7号では、分類は会計方針の選択の対象です。

- IAS 7.33A, 34B-34D*
- 特定の主要な事業活動（顧客へのファイナンスの提供および／または資産への投資）を有する企業は、別の分類要求が適用されます（[2.1.3](#)参照）。これらの企業は、利息の支払額、利息の受取額及び配当金の受取額を、関連する収益及び費用を純損益計算書においてどのように分類しているかを参照することによって、それぞれ単一の区分（すなわち、営業活動、投資活動または財務活動のいずれか）に分類します。以下の表に示すように、配当金の支払額は財務活動に分類されます。

特定の主要な事業活動を有する企業		
キャッシュ・フロー項目	純損益計算書における分類	キャッシュ・フロー計算書における分類
利息の支払額	単一の区分	関連する同一の活動区分
利息の受取額	複数の区分	各キャッシュ・フロー項目について、会計方針の選択を適用して、対応するキャッシュ・フローを純損益計算書の区分に関連する活動区分のいずれか1つに分類する。
配当金の受取額		
配当金の支払額	配当金の支払が負債に分類される金融商品に関する場合は、上記の「利息の支払額」のガイドラインを参照。 配当金の支払が資本に分類される金融商品に関する場合は、純損益計算書における分類は問題となるない。	財務活動区分

5.2 財政状態計算書

IAS 33.73C(b)

IFRS第18号は、のれんを財政状態計算書の科目として表示する新たな要求事項を導入しています。

5.3 追加的な1株当たり利益（EPS）の開示

IAS 33.73B

現行のIAS第33号「1株当たり利益」と同様に、企業は利益の代替的測定値に基づいた追加的な1株当たり利益を開示することが認められています。例えば、企業は1株当たりEBITDAを開示することができます。IFRS第18号では、IAS第33号を修正し、基本的1株当たり利益と希薄化後1株当たり利益に加えて、分子に以下のいずれかのみを使用した追加的な1株当たり利益を開示することを認めています。

- 要求される収益及び費用の合計／小計（セクション2.3.1参照）
- IFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計（セクション2.3.3参照）
- 企業が開示するMPM（セクション3.3参照）

なお、分子には、親会社の普通株主に帰属する金額を用います。

IAS 33.73C(b)

追加的な基本的および希薄化後1株当たりの金額を算出する際の分母は、基本的および希薄化後1株当たり利益の計算に用いられる普通株式の加重平均株式数（IAS第33号の要求事項）と同一です。

IAS 33.73C(a), (c)

現行のIAS第33号と同様に、企業が追加的な基本的および希薄化後1株当たりの金額を開示する場合、同じ目立ち方で財務諸表の注記に開示する必要があります。追加的な基本的および希薄化後1株当たりの金額を基本財務諸表に表示することは認められません。

6 期中財務報告

IFRS第18号の年次財務諸表に準拠するIAS第34号「期中財務報告」の改訂

6.1 期中財務報告

IAS 34.10

IAS第34号第10項は、企業に対して、要約期中財務諸表には少なくとも直近の年次財務諸表に掲記された見出し及び小計を表示することを引き続き要求しています。さらに、追加の表示科目と説明的注記も、それらを記載しないと当該要約期中財務諸表が誤解を招くものとなる場合は、引き続き記載する必要があります。当該第10項は、企業に要約期中財務諸表の作成にあたって集約及び分解の原則をより詳細に考慮することを求めるために修正されました（[第4章](#)参照）。

IAS 34.16A(m),

IFRS 18.B120

IFRS第18号は、期中財務諸表にMPMの追加開示（[第3章](#)参照）を求めるIAS第34号の改訂を行っており、期中財務諸表と年次財務諸表の両方でこれらの開示が必要となります。ただし、期中財務諸表には、期中報告期間における企業の業績に関連するMPMのみを含める必要があります（[3.1.1](#)参照）。



IFRS第18号は、要約期中財務諸表にどのような影響を及ぼすか？

IAS 34.10,

IFRS 18.41-45, C4

IAS第1号と同様に、IFRS第18号は、年次財務諸表での科目、見出し、および小計の表示に関する要求事項を示しています。IAS第34号第10項は、企業に対して、直近の年次財務諸表に掲記された見出しと小計のそれぞれを要約期中財務諸表に表示することを求めています。すなわち、企業は、期中財務諸表と年次財務諸表の両方で営業利益の小計を表示する必要があります。ただし、それでも企業は判断を適用して、要約期中財務諸表にどの追加の科目を表示する必要がある（すなわち、それらの追加の科目を記載しないと、その要約期中財務諸表が誤解を招くものとなる）のかを決定する必要があります。

また、IFRS第18号における集約及び分解の原則の拡充は、要約期中財務諸表にも適用されます（[セクション4.1～4.3](#)参照）。年次財務諸表と同様、期中基本財務諸表に重要性がある情報が表示されない場合、その情報は注記で開示されます。その目的は、要約期中財務諸表が企業の財政状態と財務業績の理解に関連性があるすべての情報を必ず含むようにすることです。

企業の期中報告に対する主な影響は、MPMに関する情報の開示要求であり、これが明示的に要約期中財務諸表において求められることです。調整表に関する要求事項には特例がないため、追加的な取組みが必要となります（[第3章](#)参照）。



期中財務諸表の外の別の報告書を参照することによってMPMに関する開示を組み込むことは可能か？

*IAS 34.16A(m),
IFRS 18.121-125*

はい、可能です。ただし、実務上の課題が存在する場合があります。

IAS第34号第16A項で求められるその他の開示と同様に、企業は、財務諸表利用者が別の報告書（例：経営者による説明）を期中財務諸表と同じ条件で同時に利用できる場合には、その別の報告書に期中財務諸表から参照することによってMPMの開示を組み込むことが認められています。

ただし、経営者による説明やその他の類似する報告書の中で提示される企業の業績指標に関する既存の情報には、IFRS第18号によって開示が求められるMPMに関する詳細な情報が含まれていない可能性があります。例えば、経営者による説明には、MPMと最も直接的に比較可能なIFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計、またはIFRS会計基準で表示／開示が求められる小計／合計との調整表（各項目の法人所得税および非支配持分（NCI）への影響を含む）が含まれていない可能性があります。さらに、IFRS第18号では、MPMに関する情報を単一の注記において開示しなければならないとされています（セクション3.3参照）。経営者による説明に表示される業績指標には、フリー・キャッシュ・フローなど、IFRS第18号におけるMPMの定義を満たさない指標も含まれる可能性があります（3.1.3参照）。したがって、MPMが別の報告書を参照することによって含まれる場合、期中財務諸表の不可欠な一部を構成する（したがって、保証の対象となる（該当する場合））指標を明確に識別することが困難となる可能性があります。

6.2

期中財務諸表におけるIFRS第18号への経過措置

IFRS 18.C4

IFRS第18号は、新基準の適用初年度において、企業が本冊子の2.3.1に記載されている各見出しと小計を、修正再表示後の比較情報と共に要約期中財務諸表に表示することを求めています。IAS第34号第10項は、企業に対して、直近の年次財務諸表に掲記された見出しと小計のそれぞれを要約期中財務諸表に表示することを求めているにもかかわらず、IFRS第18号における上記の要求事項は初年度の要約期中財務諸表に適用されます。純損益計算書の構成が大きく変更されることを踏まえると、企業は、IFRS第18号の適用初年度における要約期中財務諸表を作成するにあたり、準備のための追加的な時間を確保しておく必要があります。なお、IFRS第18号は、初年度における財政状態計算書で新たに定められたのれんに関する科目の表示については言及していません（セクション5.2参照）。

IFRS 18.C5

IFRS第18号の適用初年度において、企業は、当期及び当累計期間の直前の比較対象期間について、期中純損益計算書に表示する各科目の調整表を開示する必要があります。企業は純損益計算書に表示した各科目について、以下の金額の調整表を開示します。

- IFRS第18号に基づいて表示した修正再表示後の金額
- IAS第1号に基づいて過去に表示した金額

IFRS 18.C6

当期または直前の比較対象期間より前の比較対象可能期間について調整表を開示することが認められていますが、要求はされていません。

7 発効日及び経過措置

IFRS第18号は、2027年1月1日以後開始する事業年度に遡及適用

7.1 発効日

IFRS 18.C1

IFRS第18号は、2027年1月1日以後開始する事業年度に適用されますが、早期適用も認められています。企業が新基準を早期適用する場合、その旨を財務諸表の注記において開示します。

7.2 IFRS第18号への経過措置

IFRS 18.C2

企業は、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」¹⁷を適用してIFRS第18号を遡及適用します。



企業が追加的な比較情報を提供する場合、IFRS第18号の適用初年度において当該情報の修正再表示が必要か？

IFRS 18.B14-B15, C2

はい。

企業は、完全な1組の財務諸表に含まれるものを超える追加的な比較情報の提供を選択することができます（現地の法律もしくはその他の規制に基づいて要求される場合もあります）。例えば、当報告期間、前期報告期間、および追加的な比較対象期間の純損益計算書を表示する場合があります。

IFRS第18号は、追加的な比較対象期間の遡及適用に関する免除規定を設けていません。すなわち、企業は、IFRS第18号の適用初年度において、表示される直前の期間と追加的な比較対象期間について遡及適用を行います。

IFRS 18.C3

IFRS第18号の適用初年度において、企業は、年次財務諸表と期中財務諸表の両方で特定の調整表を開示する必要があります（セクション6.2参照）。企業は、IFRS第18号が最初に適用される期間の直前比較対象期間について、純損益計算書の各科目に関する以下の金額の調整表を開示します。

- IFRS第18号に基づいて表示した修正再表示後の金額
- IAS第1号に基づいて過去に表示した金額

IFRS 18.C6

上記の調整は、当期または直前の比較対象期間より前の比較対象期間について認められていますが、要求されているわけではありません。

IFRS 18.C7

IFRS第18号には経過措置があり、対象企業（例：ベンチャーキャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、一部の保険会社など）が新基準を初めて適用する際に、関連会社又は共同支配企業に対する投資の測定について、持分法から純損益を通じての公正価値に変更することが認められています（IAS第28号第18項参照）。このような変更を行う場合には、企業は当該変更についてIAS第8号を適用して遡及適用する必要があります。また、影響を受ける特定の投資について、個別財務諸表でも同じ方法で会計処理を行う必要があります（IAS第27号「個別財務諸表」第11項参照）。

17 従前のIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」



IFRS第18号を適用する際に、関連会社又は共同支配企業に対する投資について、企業が純損益を通じての公正価値で測定する選択をするのはなぜか？

IFRS 18.BC423

この選択に適格な企業は、主要な事業活動として資産への投資を行うことがあります。[セクション2](#)で説明しているとおり、特定の主要な事業活動として資産への投資を行う企業については、公正価値で測定されている関連会社及び共同支配企業への投資に係る収益及び費用は、純損益計算書の営業区分に分類されます。一方、これらの投資が持分法で会計処理される場合、関連する収益及び費用は常に投資区分に分類されるため、たとえ企業が主要な事業活動としてそれらの資産への投資を行っていても、営業区分には分類されません。

要件を満たす企業の一部は、過去に関連会社又は共同支配企業に対する投資を持分法で測定することを選択していたかもしれません。これらの企業は、IFRS第18号の適用にあたり、投資を公正価値で測定することを選択し、関連する収益及び費用を営業損益の小計に反映することができます。

8 銀行及び保険会社についての特別な検討事項

8.1 銀行

8.1.1 純損益計算書の構成

IFRS第18号には、顧客にファイナンスを提供すること、および／または資産への投資を行うことを主要な事業活動とする企業を対象とした特定の規定が含まれます（[2.1.3参照](#)）。リテール業務及び投資業務を行う銀行の主要な事業活動には通常、顧客へのファイナンスの提供と金融資産への投資の両方が含まれます。リテール銀行の主要な事業活動は通常、顧客へのファイナンスの提供ですが、金融資産への投資を含むこともあるかもしれません。リテール銀行を含むすべての銀行にはトレジャリー部門があり、通常、負債性金融商品や資本性金融商品への投資を多額に保有しています。各銀行は、そのような金融商品への投資が主要な事業活動として行われているかを、特定の事実と状況に基づいて評価する必要があります（[2.1.1参照](#)）。仮に当該投資が主要な事業活動であると判定されれば、（そうでなければ投資区分または財務区分に分類されていたであろう）特定の収益及び費用が営業区分に分類されることになるため、この評価は重要です。

銀行は、一般的な要求事項（[2.1.2参照](#)）に加え、追加的な特定の要求事項（[2.1.3参照](#)）についても適用することが必要となります。

8.1.1.1

リテール業務及び投資業務を行う銀行

主要な事業活動として顧客へのファイナンスの提供及び資産への投資の両方を行う銀行（例：リテール業務及び投資業務を行う銀行）の純損益計算書の表示例は以下のとおりです。

純損益計算書の表示例			参照
顧客へのファイナンスの提供及び金融資産への投資を行うリテール業務及び投資業務を行う銀行			
営業	実効金利法による利息収益（現金及び現金同等物に係る利息収益を含む）	X	8.1.1.2
	利息費用（特定の主要な事業活動に係る利息費用）	(X)	
	正味利息収益	X	8.1.1.7
	報酬及び手数料収益	X	
	報酬及び手数料費用	(X)	
	正味報酬及び手数料収益	X	8.1.1.7
	正味トレーディング収益	X	
	正味投資収益	X	8.1.1.6
	金融資産の償却原価の認識の中止で生じた正味利得（損失）	(X)	
	収益合計	X	8.1.1.7
投資	償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の減損損失	(X)	
	従業員給付費用	(X)	
	減価償却費及び償却費	(X)	
	その他の営業費用	(X)	
	営業利益	X	
財務	持分法で会計処理する投資の純損益に対する持分相当額	X	
	その他の投資からの収益（主要な事業活動以外）	X	8.1.1.6
	財務及び法人所得税前純損益	X	8.1.1.3
法人所得税	主要な事業活動以外の借入金に係る利息費用	(X)	8.1.1.3
	リース負債及び年金負債に係る利息費用	(X)	
非継続事業	法人所得税前純損益	X	
	法人所得税費用	(X)	
	継続事業からの純損益	X	
	非継続事業からの純損益	X	
純損益			X

8.1.1.2 現金及び現金同等物からの収益及び費用

IFRS 18.56(a)

主要な事業活動として金融資産への投資を行う銀行（例：リテール業務及び投資業務を行う銀行）は、現金及び現金同等物からの収益及び費用を常に営業区分に分類します。



金融資産への投資を主要な事業活動として行わない銀行は、現金及び現金同等物からの収益及び費用を投資区分に分類できるか？

IFRS 18.56(b)

状況によります。

銀行の主要な事業活動である顧客へのファイナンスの提供に関連する現金及び現金同等物からの収益及び費用は、常に営業区分に分類されます。

顧客へのファイナンスの提供に関連しない現金及び現金同等物からの収益及び費用について、銀行は会計方針の選択として営業区分に分類するか投資区分に分類するかを選択することができます。この会計方針は、主要な事業活動に関連しない「資金調達負債」からの収益及び費用の表示についての会計方針と整合している必要があります（8.1.1.3参照）。言い換えれば、「資金調達負債」からの収益及び費用をすべて営業区分に分類することを選択している場合、現金及び現金同等物からの収益及び費用もすべて営業区分に分類することが要求されます。

この会計方針の選択は、主要な事業活動として（顧客へのファイナンスの提供だけでなく）金融資産への投資も行う銀行には認められていません。前頁の例示のとおり、リテール業務及び投資業務を行う銀行は、現金及び現金同等物からの収益及び費用をすべて営業区分に分類します。

8.1.1.3 「資金調達負債」からの収益及び費用

IFRS 18.65(a), 66

銀行は、主要な事業活動としての顧客へのファイナンスの提供に関連する、「資金調達負債」（すなわち、資金の調達のみを伴う取引から生じた負債）からの収益及び費用を常に営業区分に分類します。

銀行は顧客へのファイナンスの提供に関連しない「資金調達負債」からの収益及び費用を営業区分または財務区分に分類することを選択できます。当該負債が顧客へのファイナンスの提供に関連するか、関連しないかを区別できない場合は、「資金調達負債」からの収益及び費用を営業区分に分類します。



「資金調達負債」からの収益及び費用をすべて営業区分に表示すると、どのような影響があるか？

IFRS 18.73, 24

IFRS第18号第65項(a)(ii)に従って銀行が「資金調達負債」からの収益及び費用をすべて営業区分に分類することを選択した場合、財務及び法人所得税前利益の小計を表示しません。

銀行による会計方針の選択は、負債である主契約を含んでいる混合契約、為替差額及びデリバティブから生じる収益及び費用の分類にも影響を与えます。結果として、これらの収益及び費用の一部は、財務区分ではなく営業区分に分類されます（8.1.1.4-8.1.1.5参照）。

8.1.1.4

負債である主契約を含んでいる混合契約から生じる収益及び費用

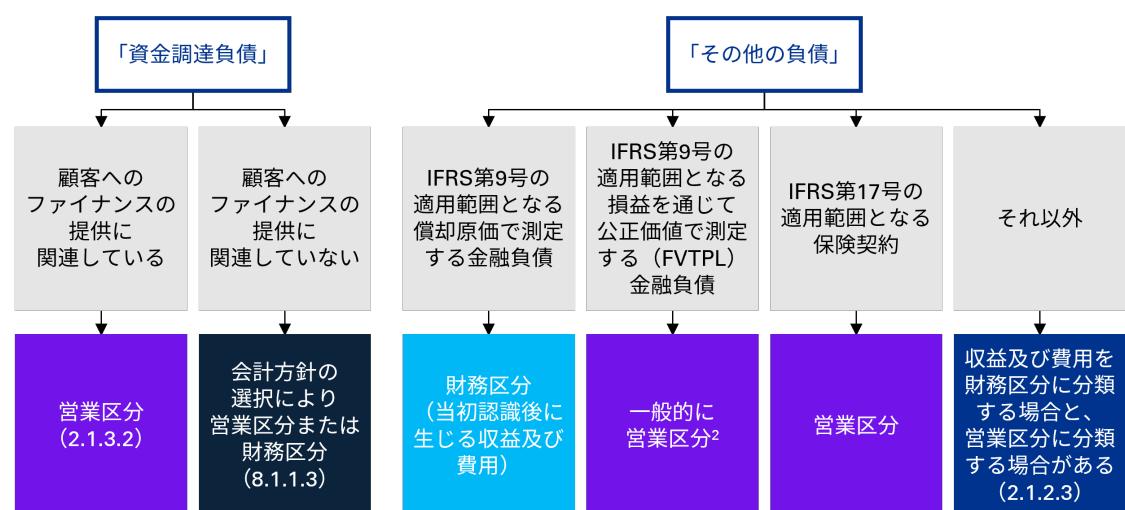
IFRS 18.62, B56-B57

多くの銀行が、負債である主契約と組込デリバティブを含む混合契約を発行しています。IFRS第18号は、これらの混合契約からの収益及び費用の分類方法について、特定の要求事項を設けています。組込デリバティブが主契約から分離される場合、負債及びデリバティブについてそれぞれ適用される要求事項に従って、主契約と組込デリバティブからの収益及び費用を分類します。

組込デリバティブが主契約から分離されず、混合契約が資金の調達のみを伴う取引から生じている（つまり、「資金調達負債」である）場合、顧客へのファイナンスの提供に関連しない契約であれば、銀行は8.1.1.3に記載されている会計方針の選択を行います。

混合契約がそのような取引から生じていない（つまり、「その他の負債」である）場合、混合契約がIFRS第9号の適用範囲となる金融負債、IFRS第17号の適用範囲となる保険契約、または他の項目のいずれに分類されるかに基づき、収益及び費用を分類します。そのため、収益及び費用が財務区分に分類される場合と、営業区分に分類される場合があります。

組込デリバティブが負債である主契約から分離されていない場合の 銀行の混合契約からの収益及び費用¹



注：

1 IFRS第18号第B57項で述べられているとおり、この表に示した分類方法は、組込デリバティブを主契約から分離しない理由の内容がIFRS第9号のどの規定に基づいていようと、同様に適用される。

2 利息費用は公正価値の変動と区別して認識されないため、一般的に営業区分に分類される。

8.1.1.5

デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失

IFRS 18.B70-B76

多くの銀行は、識別されたリスクを管理するためにデリバティブ契約を締結しています。IFRS第18号では、デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失の純損益計算書における各区分への分類は、デリバティブ及びヘッジ手段がIFRS第9号におけるヘッジ手段としての指定がなされているのか、またはリスクを経済的にヘッジするために使用されているのかに基づいて行われます。顧客へのファイナンスの提供の一環として、銀行は通常、金利リスクと為替リスクをヘッジしており、そのようなリスクには顧客への融資から生じるリスクや顧客へのファイナンスの提供に関連する「資金調達負債」から生じるリスクなどが含まれます。これらのヘッジ手段に係る利得及び損失は営業区分に分類されます。

顧客へのファイナンスの提供に関連しない「資金調達負債」については、銀行はそのような負債から生じる収益及び費用を営業区分に分類するか、財務区分に分類するかを選択できます（8.1.1.3参照）。この場合、銀行はそのような負債から生じるリスクを管理するために使用的なデリバティブから生じる利得及び損失についても同じ区分に分類します。

次の表は、IFRS第18号の要求事項をまとめたものです。

	目的及びヘッジ指定	デリバティブに係る利得及び損失	非デリバティブ金融商品に係る利得及び損失	
IFRS 18.B70, B74-B75	識別されたリスクの管理に使用されている	ヘッジ手段として指定されている	ヘッジされるリスクによって影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類する。ただし、同じ区分への分類が利得及び損失のグロスアップにつながる場合、営業区分に分類する。利得及び損失のグロスアップは、ヘッジ手段が相殺し合うリスク・ポジションを有する項目グループをヘッジしており、ヘッジ対象が純損益計算書の複数の区分に分類されている場合に生じる可能性がある。(例えば、利息収益(営業区分に分類)及び利息費用(財務区分に分類)に対する為替リスクを単一のデリバティブを使用して管理する場合が該当する。)	
	ヘッジ手段として指定されていない		2.1.2から2.1.6に記載されている要求事項を適用する。	
IFRS 18.B73	識別されたリスクの管理に使用されていない		デリバティブが、資金の調達のみを伴う取引に関連するものである場合には、通常財務区分に分類する。ただし、会計方針の選択(8.1.1.3参照)により、銀行が「資金調達負債」からの収益及び費用を営業区分に分類する場合は、営業区分に分類する。 また、以下のいずれかに該当する場合は、営業区分に分類する。 <ul style="list-style-type: none">• デリバティブが顧客へのファイナンスの提供に関連している。• デリバティブが資金の調達のみを伴う取引に関連していない。	

8.1.1.6

非金融資産への投資からの収益及び費用

IFRS 18.58

IFRS第18号に基づき、主要な事業活動として非金融資産への投資を行う企業は、当該資産からの収益及び費用を投資区分ではなく営業区分に分類します。



銀行が非金融資産への投資からの収益及び費用を営業区分に分類することは可能か？

状況によります。コモディティやその他の非金融資産（例：カーボン・クレジット）に投資を行う銀行もあります。銀行は、その他の非金融資産に主要な事業活動として投資しているかどうかを、個々の資産または特徴を共有している資産のグループを評価することによって判断します。そのため、資産への投資が主要な事業活動かどうかについて、異なる種類の資産に対して異なる判断が行われる可能性があります。

銀行は、主要な事業活動として非金融資産または非金融資産のグループに投資を行っていると判断する場合、その投資からの収益及び費用を営業区分に分類します。そうではない場合、投資区分に分類します（[2.1.1.2](#)参照）。

8.1.1.7

収益及び費用の小計

IFRS第18号は、以下の収益及び費用の小計を表示することを求めていきます。

- 営業損益
- 財務及び法人所得税前純損益*
- 純損益
- その他の包括利益合計
- 包括利益合計

* 「財務及び法人所得税前純損益」の小計の表示に関する例外規定が設けられています。この例外の該当有無は、適用される会計方針によって決まります（[8.1.1.3](#)参照）。

有用な体系化された要約を提供するために、純損益計算書における追加的な小計の表示が必要である場合、それらを表示することが求められます（[2.3.2](#)参照）。銀行が使用する可能性がある追加的な小計には、以下が含まれます。

- 正味利息収益
- 正味報酬及び手数料収益
- 収益（income/revenue）の合計額

8.1.2 MPMs

*IFRS 18.117-125,
B113-B142*

銀行は、年次報告書及び投資者向けのコミュニケーションに「Non-GAAP」業績指標を含めることが多いため、MPMの新たな要求事項は銀行にとって特に関連性がある可能性があります。IFRS第18号に基づき、収益及び費用の小計のみがMPMに該当します。したがって、「Non-GAAP」業績指標の一部のみがIFRS第18号におけるMPMの定義を満たすこととなります（[セクション3.1](#)参照）。

指標がMPMの定義を満たす場合、銀行はMPMに関する追加的な開示を財務諸表の单一の注記において行うことが求められます（[セクション3.3](#)参照）。当該注記において、MPMが有用な情報を伝える理由やどのように計算されているのかなどについて、それぞれのMPMに関して記述する必要があります。また、MPMと最も直接的に比較可能なIFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計、またはIFRS会計基準で表示／開示が求められるその他の合計／小計との調整表を開示することも求められます。

MPMを純損益計算書の本体に表示することができる場合もあります（[セクション3.2](#)参照）。



銀行が通常使用するすべてのNon-GAAP指標がMPMの定義を満たすか？

必ずしも満たすわけではありません。銀行が使用するNon-GAAP指標の多くはMPMに該当しない可能性があります。IFRS第18号に基づくと、収益及び費用の小計のみがMPMに該当します（[セクション3.1.3](#)参照）が、銀行は財政状態計算書の金額に基づく代替的業績指標（例：預貸率、自己資本利益率（ROE））を用いることがよくあるためです。

以下の項目は一般的に、IFRS第18号に基づくMPMとみなされません。

- 財務比率（収益及び費用の小計ではないため）。例：有形自己資本利益率、費用収益比率
- 収益及び費用の小計ではない規制指標。例：普通株式等Tier 1比率、レバレッジ比率
- 非金融業績指標。例：顧客満足度統計、サステナビリティKPI
- 正味利息収益、ならびに正味報酬及び手数料収益。これらは売上総利益に類似した一般的な追加の小計であるため、MPMではありません。

財務比率は、収益及び費用の小計ではないためMPMではありませんが、財務比率の分子または分母はMPMの定義を満たしている場合があります。

自己資本利益率（ROE）は、銀行による報告に含まれる一般的な業務指標です。ROEの分子は、経常的でない項目を含めない銀行もあるため、MPMに該当する場合があります。

8.2 保険会社

IFRS第18号は、保険契約から生じる収益及び費用と、IFRS第9号を適用して認識した、発行した有配当投資契約からの収益及び費用を営業区分に含めることを求めていました。保険会社の主要な事業活動には通常、(生命保険会社、損害保険会社、再保険会社などすべてのセグメントにおいて) 資産への投資が含まれます。また、顧客へのファイナンスの提供が含まれる場合(例:住宅ローンを提供する保険会社)もあります。すなわち、投資区分または財務区分に分類されるであろう収益及び費用の一部が営業区分に含められることを意味します。保険会社の経営者による説明及び投資者向けプレゼンテーションには、利益に関するNon-GAAP指標が含まれることが多いため、MPMに関する新たな要求事項は、保険会社にとって特に関連性がある可能性があります。

8.2.1 純損益計算書の構成

以下は、資産への投資が主要な事業活動である保険会社の純損益計算書の表示例です。バンカシュアラー(保険商品を販売する銀行等)についての表示例は8.2.5を参照してください。

純損益計算書の表示例 主要な事業活動として資産への投資を行う保険会社			参照
営業	保険収益 ¹	X	8.2.1.1
	保険サービス費用 ¹	(X)	8.2.1.1
	再保険損益 ¹	(X)	8.2.1.1
	保険サービス損益 ¹	X	8.2.1.6●
	実効金利法による利息収益	X	
	公正価値で測定した関連会社及び共同支配企業に対する投資からの正味の利得 ²	X	8.2.1.1.1
	その他の投資収益	X	
	金融資産の正味減損損失	(X)	
	投資損益	X	8.2.1.6●
	保険金融費用(純額) ¹	(X)	8.2.1.1
	再保険金融収益(純額) ¹	X	8.2.1.1
	投資契約負債の変動	(X)	8.2.1.1
	正味金融損益 ³	X	8.2.1.6●
	保険契約に直接起因しない営業費用	(X)	8.2.1.5
投資	営業損益	X	
	持分法で会計処理する投資の純損益に対する持分相当額	X	8.2.1.1.1
財務	財務及び法人所得税前純損益	X	
	年金負債の割引の振戻し	(X)	2.1.2.3
	借入金に係る利息費用	(X)	2.1.2.3
	法人所得税前純損益	X	
法人所得税	法人所得税費用	(X)	
非継続事業	継続事業からの純損益	X	
	非継続事業からの純損益	X	
	純損益	X	

注:

- IFRS第17号「保険契約」に関連する要求される科目
- この科目は、IAS第28号第18項に基づく公正価値測定の適用が認められる関連会社及び共同支配企業に対する投資からの正味の利得にのみ関連する。
- 「投資損益 +/- (再)保険金融収益または費用(純額) - 投資契約負債の変動額」として計算する。

8.2.1.1

保険会社にとって関連性のある純損益計算書の分類の要求事項

*IFRS 17.80, 82,
IFRS 18.47, 52, 64,
BC196-197*

IFRS第18号は、収益及び費用を5つの区分に分類することを求めています（セクション2.1参照）。営業区分は企業の事業の全体像を提供するものであり、企業の主要な事業活動からの収益及び費用は営業区分に含まれます。IFRS第18号においては、保険契約を発行する企業は、主要な事業活動として保険契約を発行しているものとみなされます。そのため、IFRS第17号に基づく収益及び費用の全科目は営業区分に分類されます。これは、IFRS第9号に基づき認識した有配当投資契約からの収益及び費用にも適用されます。IFRS第18号により、以下の科目は、該当がある場合、営業区分に含まれます。

- 保険収益
- 保険サービス費用
- 保険サービス損益
- 保有する再保険契約から生じた収益及び／又は費用
- 保険金融収益又は費用
- 再保険金融収益又は費用
- IFRS第9号に基づく有配当投資契約からの収益及び費用

IFRS 18.49-50

IFRS第18号では、主要な事業活動に資産への投資および／または顧客に対するファイナンスの提供が含まれる企業を対象とした特定の規定を設けています。保険会社は通常、主要な事業活動の一環として資産への投資を行いますが、顧客へのファイナンスの提供を行うこともあります。これらの企業は、そのような規定がなければ投資区分または財務区分に分類されていたであろう特定の収益及び費用を営業区分に分類することとなります。

8.2.1.1.1

関連会社及び共同支配企業に対する投資

*IFRS 18.55(b),
BC123, 125*

主要な事業活動として関連会社及び共同支配企業に対する投資を行い、当該投資を公正価値で測定する企業については、投資からの収益及び費用を営業区分に分類することが求められます。これは、営業利益に含まれる「正味金融損益」が、関連する保険または投資契約負債からの保険金融収益及び費用を含む一方、当該負債に充てるために保有している資産からの関連する投資収益のすべてを含まない場合に生じる可能性がある、表示の「ミスマッチ」に対処することを目的としています。関連会社または共同支配企業への投資が持分法で測定される場合、当該投資からの収益及び費用は投資区分に分類されます。



保険会社が関連会社及び共同支配企業に対する投資からの収益及び費用を営業区分に分類することは可能か？

*IAS 28.18,
IFRS 18.C7,
BC243*

状況によります。関連会社または共同支配企業に対する投資がミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）に保有されているか、または当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、保険会社は関連会社または共同支配企業に対する投資を持分法ではなく公正価値で測定することを選択できる旨がIAS第28号第18項により定められています。（投資連動保険ファンドの一例として、企業が直接連動有配当保険契約グループについての基礎となる項目として保有しているファンドが該当する。）

この選択により、保険会社は保険契約負債及び投資契約負債の測定と当該負債の基礎となる投資の測定の間に生じる会計上のミスマッチを除去または軽減することができます。

保険会社が、関連会社または共同支配企業に投資を行い、発行している投資連動契約の基礎となる項目として当該投資を保有している場合、当該投資の保有は主要な事業活動とみなされる可能性があります。ただし、IAS第28号第18項に基づき適格な関連会社または共同支配企業への投資を公正価値で測定することを選択している場合にのみ、当該投資からの収益及び費用を営業区分に分類することが可能となります。

一般的に、企業は投資の当初認識時にのみIAS第28号第18項に規定される選択を行うことが認められます。ただし、IFRS第18号の適用開始日において、IAS第28号第18項を適用するための要件を満たす保険会社は、選択を変更して、追加の適格な投資を公正価値で測定することを選択できます（[セクション7.2](#)参照）。

8.2.1.1.2 投資不動産

IFRS 18.53(c), 54, 58 主要な事業活動として「非営業資産」（例：投資不動産）に投資を行う企業は、それらの資産からの収益及び費用を投資区分ではなく営業区分に分類します（[2.1.1.2](#)参照）。



保険会社が投資不動産からの収益及び費用を営業区分に分類することは可能か？

状況によります。多くの保険会社では、主要な事業活動である資産への投資の不可分な一部として投資不動産への投資を行っています。企業が主要な事業活動として資産に投資している場合にのみ、投資不動産に関連する特定の収益及び費用（例：賃貸収益、公正価値利得または損失）は営業区分に含められます。

投資不動産への投資が主要な事業活動に該当しないと企業が判断する場合、当該資産からの特定の収益及び費用は、営業区分ではなく投資区分に分類されます。

8.2.1.2 混合契約から生じる収益及び費用の分類

IFRS 18.62, B56-B57 多くの保険会社は、主契約である保険契約に組込デリバティブが含まれる混合契約を発行しています。IFRS第18号では、混合契約から生じる収益及び費用を企業がどのように分類するかについて特定の指針が設けられています（[2.1.4](#)参照）。保険会社が発行する混合契約については、通常、組込デリバティブが主契約である保険契約から分離されません。これは、組込デリバティブと主契約である保険契約が密接に関連していることが多いためであり、収益及び費用が営業区分に含まれる可能性が高いことを意味します。

8.2.1.3**為替差額**

IFRS 18.B65

IFRS第18号により、純損益計算書に認識される為替差額は、当該為替差額を生じさせた収益及び費用と同じ区分に分類されます（[2.1.6](#)参照）。すなわち、保険契約取引に関連して認識されるすべての為替差額は営業区分に分類されることとなります。

8.2.1.4**デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失**

IFRS 18.B70-B76

デリバティブ及びヘッジ手段に係る利得及び損失の分類は、リスクの管理に使用されているか、またはIFRS第9号におけるヘッジ手段としての指定がなされているかに基づいて行われます（[2.1.7](#)参照）。多くの保険会社が識別されたリスクを管理するためにヘッジ会計を適用しています。通常、そのようなヘッジ会計は投資及び為替のエクスポージャーに関連しているため、ヘッジ手段からの収益及び費用は多くの場合、営業区分に分類されます。

一部の保険会社は、保険契約から生じる金利リスク及びインフレリスクについてヘッジ関係を指定しています。それらの金融商品に係る利得及び損失は、保険契約と同じ区分、すなわち営業区分に分類されます。



これらの要求事項はリスク軽減オプションを適用するために使用されている金融商品に適用されるか？

IFRS 17B115-116,
18.B70, B72, B74-75

はい、適用されます。デリバティブに係る利得及び損失の分類に関する要求事項は、以下を行う保険会社にとって関連性があります。

- 直接連動有配当保険契約から生じるリスクを軽減するためにこれらの金融商品を使用している、かつ
- IFRS第17号第B115項に従い、リスク軽減オプションを適用している。

リスク軽減オプションの適用は、発行した保険契約の特定の側面に関連する金融リスクを保険会社がデリバティブまたは損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産を使用して軽減していることを示しています。デリバティブに係る利得及び損失は、管理されているリスク（保険契約から生じるリスク）から生じる収益及び費用の分類に沿って、営業区分に分類されます。非デリバティブ金融資産に係る利得及び損失も、資産への投資が保険会社の主要な事業活動である場合には、営業区分に分類されます。

8.2.1.5

営業費用の分析

*IFRS 17.103, 18.80,
81, 83*

IFRS第18号では、純損益計算書において営業費用を性質別、機能別、またはその両方を混合した方式で表示することが認められています。1科目でも営業費用を機能別に表示している場合、企業はそれらの費用の性質に関する定性的な説明と特定の種類の「性質別費用」に関する定量的な分析を開示することが求められます（[2.2.2参照](#)）。保険サービス費用は機能別の表示と考えられるため、この要求事項はすべての保険会社に関連します。したがって、保険会社は、IFRS第17号で求められる保険サービス費用について説明する開示に加えて、保険サービス費用の情報を性質別に開示することが必要になります。さらに、保険会社は、それらの特定の種類の性質別の費用の合計額のそれぞれについて、営業区分における各科目に関連する金額と営業区分外の科目のうち当該合計額に関連する金額を含んでいる科目の一覧を開示します。

8.2.1.6

収益及び費用の小計

*IFRS 18.24, 69, 86,
B123*

- 営業損益
- 財務及び法人所得税前純損益*
- 純損益
- その他の包括利益合計
- 包括利益合計

* 「財務及び法人所得税前純損益」の小計の表示には例外規定が設けられていますが、これは顧客へのファイナンスの提供が主要な事業活動である企業に関係し、その該当有無は適用される会計方針によって決まります。この例外は、バンカシュアラー及び一部の保険会社にとって関係する場合があります（[2.3.1参照](#)）。

企業は、有用な体系化された要約を提供するのに必要な場合には、純損益計算書において追加的小計を表示することを求められます（[2.3.2参照](#)）。すべての保険会社が使用する可能性のある追加的小計には、以下のものが含まれます。

- 保険サービス損益
 - 正味金融損益（投資損益 +/- （再）保険金融収益 / 費用（純額）－投資契約負債の変動額）
- さらに、バンカシュアラーの場合、以下の小計を使用することも考えられます。
- 正味利息収益
 - 正味報酬及び手数料収益

8.2.2 MPMs

IFRS 18.122-125

保険会社は、年次報告書及びアナリスト向けの説明資料において「Non-GAAP」業績指標を頻繁に使用しています。IFRS第18号に基づき、収益及び費用の小計のみがMPMに該当します。したがって、「Non-GAAP」業績指標の一部のみがIFRS第18号におけるMPMの定義を満たすこととなります（セクション3.1参照）。

指標がMPMの定義を満たす場合、企業はMPMに関する追加的な開示を行うことが求められます（セクション3.3参照）。企業は、MPMが有用な情報を伝えるという理由やどのように計算されているかなどについて、それぞれのMPMに関して記述する必要があります。また企業は、MPMと最も直接的に比較可能なIFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計、またはIFRS会計基準で表示／開示が求められるその他の小計／合計との調整表を開示することも求められます。

MPMを純損益計算書の本体に表示することが可能な場合もあります（セクション3.2参照）。

IFRS 18.B116, B123



保険会社が使用するNon-GAAP指標のうち、MPMの定義を満たすのはどれか？

多くの保険会社が、現在、「税引後営業利益」または類似する代替的業績指標を報告し、期間ごとの利益について一貫性のある見解を説明しています。この業績指標の算出方法は保険会社によって大きく異なります。多くの保険会社において「税引後営業利益」は、IFRS会計基準に従って算定された税引後利益に以下の調整を行うことで計算されます。

- IFRS会計基準に基づいて算定される金額（例：無形資産の償却費、（未）実現投資損益、仮定および手法の変更による影響、ならびに、いわゆる「異常項目」）を除外する
- Non-GAAPの金額（例：正常化した、または長期的な期待投資収益）を加算

多くの場合、上記のような指標は以下の理由からMPMの定義を満たします（セクション3.1参照）。

- 通常、年次報告書の前半部分及び投資者向けプレゼンテーションで報告されている（すなわち財務諸表の外での一般とのコミュニケーション）
- 一般とのコミュニケーションに使用され、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えていると推定される。
- 収益及び費用の小計ではあるものの、要求される収益及び費用の小計またはIFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計ではない。実施される調整はNon-GAAPの金額の加算を含め多岐にわたるため、指標全体として要求される小計である可能性、またはIFRS第18号に列挙される一般的な収益及び費用の小計とみなされる可能性が低い。

現在、代替的業績指標を「税引後営業利益」と呼称している保険会社は、当該指標がIFRS第18号に従って算定した営業利益及び関連する税金の影響のみを忠実に表現するものでない限り、指標の呼称を変更する必要があります。

次の項目は一般に、MPMとみなされません。

- いわゆる「包括資本 (comprehensive equity)」(資本および契約サービス・マージン (CSM)について経営者が定義した指標であるため)。
- 総収入保険料 (gross written premium) または総既経過保険料 (gross earned premium) (収入のみの小計であるため)。
- ソルベンシーIIなどの規制対象比率、レバレッジ比率または負債比率 (財務比率はMPMに該当せず (下記参照)、また、これらの比率の分子と分母は財政状態計算書の項目を組み合わせて算出したものであり、収益及び費用の小計ではないため)。
- 新契約に関する指標 (例: 新契約CSM) (収益及び費用の小計ではないため)。
- 保険サービス損益及び正味金融損益 (売上総利益に類似した一般的な追加の小計であり、MPMに該当しないため)。



財務比率（例：コンバインドレシオ）はMPMの定義を満たすか？

IFRS 18.B117

いいえ。比率は収益及び費用の小計ではないため、MPMの定義を満たしません。ただし、比率の分子または分母がMPMの定義を満たす可能性があります。保険会社は一般的に、損害保険事業に関して「コンバインドレシオ」やその他の類似の比率を年次報告書やアナリスト向けのプレゼンテーションの中で報告しています。典型的な「コンバインドレシオ」の計算では、まず保険サービス費用の保険収益に対する比率を計算します。ただし、保険サービス費用または保険収益に調整を行う保険会社も存在し、その場合、分子または分母そのものがMPMに該当する可能性があります。例えば、多くの保険会社は保険サービス費用に再保険損益を含めるよう調整を行っており、収益及び費用の小計になる場合がある。分子または分母は、比率の一部でなかったとした場合にMPMの定義を満たすのであれば、MPMに該当します (3.1.1参照)。

保険会社が一般的に報告するその他の比率のうち、分子がMPMに該当する可能性があるものは以下が含まれます。

- 自己資本利益率
- 代替的な1株当たり利益 (EPS) の指標 (8.2.3参照)。

8.2.3 追加的な1株当たり利益 (EPS) の開示

IAS.33.73B, 73C

多くの保険会社が現在、8.2.2に記載されている代替的業績指標を使用して、代替的な1株当たり利益を報告しています。ただし、財務諸表ではなく、大抵は年次報告書の前半部分または投資者向けプレゼンテーションの中にそれらが記載されています。代替的な利益指標が、要求される小計、一般的な収益及び費用の小計、またはMPMに該当する場合、保険会社はIFRS第18号に従い追加的な1株当たり利益の金額を財務諸表の注記に開示することが可能です (セクション5.3参照)。IAS第33号は、基本的及び希薄化後1株当たり利益の算出と同じ方法で、追加的な1株当たり利益の分母を計算することを求めています。現行のIAS第33号と同様に、追加的な1株当たり利益を開示する場合、同等の目立ち方で財務諸表の注記においてこれらの追加的な1株当たりの金額を開示します。これらの金額を基本財務諸表に表示することは認められていません。

8.2.4

集約及び分解

IFRS第18号は、取引及びその他の事象をグルーピングして基本財務諸表の科目に表示し、注記に開示する際のガイダンスを拡充しています（セクション4.2参照）。また、IFRS第18号は、基本財務諸表において、どのように項目に名称を付けて記述するかについてガイダンスを設けています（セクション4.3参照）。多くの保険会社は現在、純損益計算書に「その他の営業費用」の科目を表示しています。IFRS第18号では、科目に「その他」の名称を付けることは認められていますが、保険会社は新たな要求事項を検討し、科目の名称が有益なものとなっているか判断する必要があります。また、保険会社は共有されていない特徴（異質な特徴）に基づいて他の営業費用に含まれる項目を分解する必要があるのかどうかを検討しなければならない場合があります。

8.2.5

バンカシュアラーの表示例

バンカシュアラーは一般的に、資産への投資及び顧客へのファイナンスの提供の（少なくとも）2つの主要な事業活動を有しています。

*IFRS 8.13, 18.B33,
B36*

企業における主要な事業活動であるかの決定には判断を伴いますが、主張の問題ではなく事実に基づいて決定されます（2.1.1参照）。単一の事業活動で構成される報告セグメントは一般的に、その事業活動が主要な事業活動であることを示唆しています。バンカシュアラーの保険活動（その他の「資産への投資」の活動（例：資産運用活動）と一体化されていることもある）と銀行活動が、独立の報告セグメントとして適格である可能性があります。そのようなバンカシュアラーは一般的に、主要な事業活動として資産への投資と顧客へのファイナンスの提供を行います。したがって、それらの活動に関連する収益及び費用を営業区分に分類します。

IFRS 18.9

バンカシュアラーが財務諸表利用者に有用な可能性のある財務情報を純損益計算書に表示する方法は複数存在します。次に示すのは、リテール銀行活動と保険活動を行うバンカシュアラーの純損益計算書の表示例です。この例では、主要な事業活動に顧客へのファイナンスの提供及び資産への投資が含まれています。

純損益計算書の表示例
主要な事業活動として資産への投資及び顧客への
ファイナンスの提供を行うバンカシュアラー³

参照

営業	利息収益	X	
	利息費用	(X)	
	正味利息収益	X	8.2.1.6●
	報酬及び手数料収益	X	
	報酬及び手数料費用	(X)	
	正味報酬及び手数料収益	X	8.2.1.6●
	保険収益	X	8.2.1.1
	保険サービス費用	(X)	8.2.1.1
	再保険損益	(X)	8.2.1.1
	保険サービス損益	X	8.1.1.6●
	公正価値で測定した関連会社及び共同支配企業に対する 投資からの正味の利得 ¹	X	8.2.1.1.1
	その他の正味投資収益	X	
	正味トレーディング収益	X	
	信用減損損失	(X)	
投資	保険金融費用（純額）	(X)	8.2.1.1
	再保険金融収益（純額）	X	8.2.1.1
	その他の営業費用（上記に含まれない）		8.2.1.5
	従業員給付	(X)	
	減価償却及び償却	(X)	
	その他の営業費用	(X)	
	営業損益	X	
	持分法で会計処理する投資の純損益に対する持分相当額	X	8.2.1.1.1
	財務及び法人所得税前純損益²	X	
			新たな小計
財務	顧客へのファイナンスの提供に関連しない利息費用	(X)	2.1.2.3
	法人所得税前純損益	X	
	法人所得税費用	(X)	
	継続事業からの純損益	X	
法人所得税	非継続事業からの純損益	X	
	純損益	X	

注：

- この科目は、IAS第28号第18項に基づく公正価値測定の適用が認められる関連会社及び共同支配企業に対する投資からの正味の利得にのみ関連する。
- 現金及び現金同等物ならびに「資金調達負債」からのすべての収益及び費用を営業区分に分類している企業（2.1.3.1、2.1.3.2参照）は、この小計を表示しない。これらの企業は、「営業損益並びに持分法で会計処理される投資からの収益及び費用」の小計を設けることにより、IFRS第18号第73項における有用な体系化された要約を提供することを検討する場合がある。

訳者注：

- 日本においては免許制度の関係でバンカシュアラーは存在しないと考えられるが、金融持株会社の傘下に銀行業務を行う子会社と保険業務を行う子会社が存在する場合の連結ベースの表示例としても考えられる。

Appendix

以下は、実質的な変更なくIFRS第18号に引き継がれる、またはその他のIFRS会計基準に移行されるIAS第1号の主なトピックをまとめた表です。

トピック	現行のIAS第1号における参考	IFRS第18号または その他のIFRS会計基準の参考
適正な表示とIFRS会計基準への準拠	第15項–第24項	IAS第8号第6A–J項*
継続企業	第25項–第26項	IAS第8号第6K–L項
発生主義会計	第27項–第28項	IAS第8号第6M–N項
相殺	第32項–第35項	第44項–第45項、第B27項–第B28項
報告の頻度	第36項–第37項	第28項–第29項
最低限の比較情報	第38項–第38B項	第31項–第32項、第B13項
追加的な比較情報	第38C–D項	第B14項–第B15項
会計方針の変更、遡及的修正再表示又は組替え	第40A項–第44項	第33項–第40項
表示の継続性	第45項–第46項	第30項、第B12項
財務諸表の特定	第49項–第53項	第25項–第27項、第B10項–第B11項
流動・非流動の区分	第60項–第76B項	第96項–第97項、第99項–第102項、第B90項–第B108項
株式資本及びその他の剰余金	第79項–第80項	第130項–第131項
純損益及びその他の包括利益の計算書	第81A項–第81B項	第69項、第76項、第86項、第87項
税金費用	第82項(d)	第75項(a)(iv)
非継続事業の合計に関する単一の金額	第82項(ea)	第75項(a)(v)
その他の包括利益の部に表示すべき情報	第82A項	第88項–第89項
当期の純損益	第88項–第89項	第46項、第B86項
当期のその他の包括利益	第90項–第96項	第90項–第95項、第B88–B89項
持分変動計算書に表示すべき情報	第106項	第107項
持分変動計算書又は注記に表示すべき情報	第106A項–第110項	第108項–第112項
キャッシュ・フロー計算書	第111項	第3項
注記 – 構成	第112項–第116項	第112項–第115項
会計方針の開示	第117項–第124項	IAS第8号第27A–I項
見積りの不確実性の発生要因	第125項–第133項	IAS第8号第31A–I項
自己資本の開示	第134項–第136項	第126項–第129項
資本性金融商品に分類されるブッタブル金融商品	第80A項、第136A項	IFRS第7号第19A–B項
その他の開示	第137項–第138項	第116項、第132項

* IAS第8号の表題は「財務諸表の作成基礎」に変更されます。

設例一覧

タイトル	セクション
設例 1—事業セグメントとの相互関係	2.1.1
設例 2—グループ内のそれぞれの財務諸表における特定の主要な事業活動の評価	2.1.1.1
設例 3—混合契約から生じる収益及び費用の分類	2.1.4
設例 4—営業費用のグルーピング	4.2
設例 5—リバース・ファクタリング契約の対象となる買掛金のグルーピング	4.2

純損益計算書の表示例一覧

タイトル	セクション
純損益計算書の表示例 特定の主要な事業活動を有しない企業	2
純損益計算書の表示例 主要な事業活動として顧客へのファイナンスの提供及び金融資産への投資を行うリテール業務及び投資業務を行う銀行	8.1.1.1
純損益計算書の表示例 主要な事業活動として資産への投資を行う保険会社	8.2.1
純損益計算書の表示例 主要な事業活動として資産への投資及び顧客へのファイナンスの提供を行うバンカシュアラー	8.2.5

本冊子について

本冊子は、KPMGインターナショナル・スタンダーズ・グループ（KPMG IFRG Limitedの一部門）によって作成されました。

今回は、2024年4月にIASBが公表したIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の要求を考察しています。

企業がIFRS第18号の影響を企業固有の事実、状況、個別の取引に照らして検討するためには、さらなる分析と解釈が必要になります。本冊子に含まれている情報は、KPMGインターナショナル・スタンダーズ・グループの当初の考察に基づくもので、この考察は今後変わっていく可能性があります。したがって、本冊子も当法人の他のレポートも、当該基準やその解釈そのものを参照する代わりとして使用されるべきものではありません。

謝辞

本冊子の主要著者である以下のKPMGインターナショナル・スタンダーズ・グループのメンバーの努力に対して感謝の意を表したいと思います。

Uni Choi、Kelly Coyne、Gina Desai、Beakal Desta、Madison Ji、Daisuke Masuda、Genevieve Naik、Bob Owel、India Preswick、Agnieszka Sekita、Chris Spall

また、以下のKPMGグローバルIFRS表示トピックチームのメンバーの貢献に感謝します。

Valerie Boissou	米国
Hans Hällefors	スウェーデン
Celine Hyun	韓国
Gabriela Kegalj（リーダー）	カナダ
Wietse Koster（副リーダー）	オランダ
Shinya Mikami	日本
Carlos Perez de Leon	メキシコ
Ruchi Rastogi	インド
Agnieszka Sekita	英国
Ko Sin	中国
Pamela Taylor	英国
Alwyn Van Der Lith	南アフリカ
Nicolas Vigneron	フランス

KPMGによるその他の刊行物

IFRSの最新動向についてお知りになりたい場合は、LinkedInで**KPMG IFRS**をフォローするか、kpmg.com/ifrsをご覧ください。

新規のIFRS会計基準利用者も、現行のIFRS会計基準利用者も、「財務諸表の開示例」や「開示チェックリスト」等の最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス、および実務的なツールキットを入手できます。

<p>IFRS Today ブログ、podcasts、ビデオ</p> 	<p>IFRS会計基準ニュース KPMGのIFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準の記事を検索できます</p> 
<p>KPMGの気候変動に関する財務報告のリソースセンター</p> 	<p>サステナビリティ報告のリソースセンター</p> 
<p>報告</p>	
<p>Insights into IFRS® 実際の取引や契約にIFRS会計基準を適用するのに役立ちます</p> 	<p>Guides to financial statements 開示例及びチェックリストを提供します</p> 
<p>Connected Reporting 戦略、サステナビリティ及び財務情報の整合性を図ります</p> 	<p>財務報告に役立つコミュニケーション KPMGの知見が財務情報の有用性を高めます</p> 

ハンドブック



1株当たり利益



IFRS会計基準と 米国会計基準との 比較表



収益認識



IFRSツールキット



詳細なガイダンス及びインサイト



保険契約



銀行業



KPMGの「Accounting Research Online」では、広範にわたる会計、監査及び財務報告に関するガイダンスや文献について参照することができます。現在の大きく変化する環境において最新情報に精通したい方にとって、このウェブベースの会員制サービスは価値あるツールとなります。

aro.kpmg.comで、ぜひ30日間の無償トライアルをお試しください。

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-accounting@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/ifrs



本冊子は、KPMG IFRG Limitedが2024年6月に発行した「Presentation and disclosure – IFRS 18」を、KPMG IFRG Limitedの許可を得て翻訳したものであります。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

Publication name: Presentation and disclosure – IFRS 18

Publication number: 137868

Publication date: June 2024

© 2024 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 24-1057

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited（「KPMGインターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それそれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、kpmg.com/governanceをご覧ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピー・ライト © IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶發的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSBTM」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。